

大垣女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和4年度

目次

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価の組織と活動	19
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	22
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	22
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	25
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	33
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	41
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	41
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	59
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	75
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	75
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	80
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	83
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	85
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	93
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	93
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	95
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	97

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人大垣総合学園は、大垣女子短期大学を運営してきた旧学校法人大垣女子短期大学と、岐阜経済大学を運営してきた旧学校法人岐阜経済大学が新設合併して、平成 29 年 4 月にスタートした。この合併により旧法人は解散し、本学校法人が両大学の運営を引き継いだ。

本学校法人の前身の一つである旧学校法人大垣女子短期大学は、昭和 40 年代当時、大垣市で多数稼働していた紡績工場で働く女子従業員が働きながら学べる高等教育機関の設立を目指し、大垣市をはじめ近隣市町村の首長や地元企業の経営者など、多くの人々による支援のもと、昭和 44 年 4 月に大垣女子短期大学を開学し、幼児教育科（現：幼児教育学科）を設置した。以降、音楽科（現：音楽総合学科）、美術科（現：デザイン美術学科）、保健科（現：歯科衛生学科）、国際教養科（現在は廃止）を設置し、それぞれの時代のニーズに合った組織変更を行った。平成 24 年 4 月には、それまで別の学校法人が近隣に設置していた日本中央看護専門学校（看護学科：入学定員 40 人）の移管を受け、これを基礎に平成 25 年 4 月、新たに看護学科を設置（日本中央看護専門学校は平成 27 年 3 月に閉校）した。

こうして大垣女子短期大学は、幼児教育学科、デザイン美術学科、音楽総合学科、歯科衛生学科、看護学科という、全く異なる学問分野で構成する 5 学科を擁する女子のみの総合短期大学を形成した。

前身のもう一方の旧学校法人岐阜経済大学は、中部圏における将来の経済界を担い活躍できる人材を大垣市で育成することを目的に、地元自治体など数多くの人々から支援を受け、公設民営大学として昭和 42 年 4 月に岐阜経済大学を開学し、経済学部を設置した。以降、経営学部、大学院経営学研究科、留学生別科を設置するなど、時代の移り変わりとともに社会のニーズに応える形で組織変更を行った。そして、平成 29 年度に創立 50 周年を迎えた。

このように、両学校法人はそれぞれ約 50 年にわたる大学運営を経験し、この間、地域社会のニーズに応じた教育を実践して、幾多の卒業生を輩出した。しかしながら、今後の 18 歳人口の減少を背景とする大学間競争の激化に対処し、より安定的な大学運営を継続していくとともに、本学は、地方創生等、この地域における高等教育機関として、その期待に従前にも増して応えていくため、双方が有する教育資源及び経営資源を一体的に有効活用し、経営基盤の強化を図ることを目的として、平成 29 年 4 月に新設合併、学校法人大垣総合学園が発足した。

平成 25 年 4 月の大垣女子短期大学看護学科の設置は、当時、看護師不足が深刻になっていた地域社会の要請を受けたものであった。その前年度に入学定員 40 人の日本中央看護専門学校の移管を受けた後、学生募集を停止、のちに廃止するまで運営を継続しつつ、入学定員を倍増の 80 人とする看護学科を設置するに至った。しかし、今後ますます進む高齢化によって、医療・介護・福祉サービスの需要が増大かつ複雑化していくと予測される地域社会の将来を見据え、さらに高度な看護教育を実践して一層地域医療・地域社会に貢献するため、平成 31 年 4 月に大垣女子短期大学看護学科の学生

募集を停止して、併設校である岐阜協立大学（同年4月に岐阜経済大学から名称変更）に看護学部看護学科を設置した。なお、令和3年3月、大垣女子短期大学看護学科の在学学生は全員卒業したことから、学科を廃止、以降4学科で学びを提供している。

< 学校法人の沿革 >

昭和42年	(旧)学校法人岐阜経済大学設置認可 岐阜経済大学経済学部設置
昭和44年	(旧)学校法人大垣女子短期大学設置認可 大垣女子短期大学幼児教育科（現：幼児教育学科）設置
平成13年	(旧)学校法人岐阜経済大学 岐阜経済大学大学院経営学研究科・留学生別科設置
平成24年	(旧)学校法人大垣女子短期大学 日本中央看護専門学校設置者変更認可、同校設置
平成27年	(旧)学校法人大垣女子短期大学 日本中央看護専門学校廃止
平成28年	(旧)学校法人大垣女子短期大学と(旧)学校法人岐阜経済大学の法人合併（学校法人大垣総合学園）認可申請
平成29年	学校法人大垣総合学園設置認可（1月） (旧)学校法人大垣女子短期大学と(旧)学校法人岐阜経済大学の解散（3月） 学校法人大垣総合学園発足（4月）
平成30年	岐阜経済大学看護学部設置認可
平成31年	岐阜経済大学から岐阜協立大学へ大学名称変更 岐阜協立大学看護学部看護学科開設

< 短期大学の沿革 >

昭和44年	大垣女子短期大学幼児教育科第一部（現：幼児教育学科）設置
昭和45年	幼児教育科第三部設置
昭和46年	音楽科及び美術科（現：音楽総合学科及びデザイン美術学科）設置
昭和49年	保健科第一部（現：歯科衛生学科）設置
昭和52年	保健科第三部設置
平成3年	国際教養科設置
平成12年	歯科衛生科（旧：保健科）第三部及び国際教養科廃止
平成17年	幼児教育科第三部廃止
平成25年	看護学科設置
平成31年	看護学科学生募集停止
令和3年	看護学科廃止

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

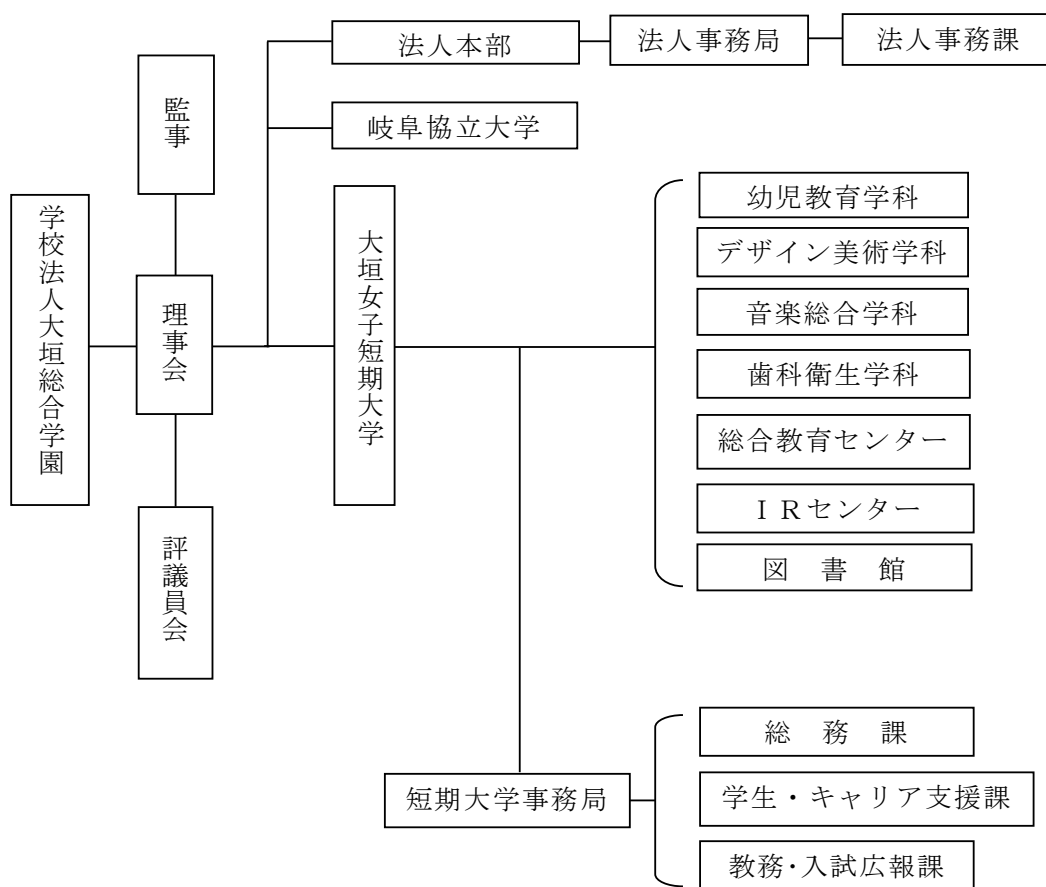
令和4年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
岐阜協立大学 <small>(大学院及び留学生別科を含む)</small>	岐阜県大垣市北方町 5丁目50番地	430	1,640	1,693
大垣女子短期大学	岐阜県大垣市西之川町 1丁目109番地	200	500	517

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図

令和4年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

地域	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	人口 (千人)	趨勢	人口 (千人)	趨勢	人口 (千人)	趨勢	人口 (千人)	趨勢	人口 (千人)	趨勢
大垣市	161.6	100.0	161.3	99.8	161.1	99.7	160.5	99.3	159.3	98.6
岐阜県	2,010	100.0	1,999	99.5	1,988	98.9	1,979	98.5	1,960	97.5

※平成 29 年度を 100 とする

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

本学における平成 30 年度から令和 4 年度までの入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率は、表 1 に示すとおりである。また、出身地別入学者数及び割合は、表 2 に示すとおりである。

平成 30 年度の入学定員充足率は 90% 台後半を維持できたが、看護学科の学生募集を停止した平成 31 年度は、全体で 90% を下回った。令和 2 年度は再び 90% を上回り、令和 3 年度は 4 学科すべてが入学定員を充足、入学定員充足率は 121.5% となった。また、令和 4 年度は全体で 90% 台となり、この 5 年間は年度ごとで増減を繰り返している。

まず、全国的にも希少な 3 年制の幼児教育学科は、令和 3 年度は入学定員を大きく上回る 67 名の入学があり、3 年制での学びの重要性が理解された結果となった。一方令和 4 年度は過去 5 年間で最低の入学者数に留まった。引き続き、3 年制の魅力を積極的に広知していく。

デザイン美術学科は、全国的傾向として短期大学芸術系分野に逆風が吹いており近年はずっと入学定員未充足であったが令和 3 年度は 50 名、令和 4 年度は 51 名の入学者を迎えることができた。

音楽総合学科は多彩なコース設定によって入学者数を確保してきたが、平成 31 年度と令和 2 年度は入学定員を確保できなかった。このことは、デザイン美術学科と同様に芸術系分野の志願者が全国的に減少傾向にあることが一因と考えられるが、音楽総合学科の特色あるコース設定により、常に入学定員の 90% 以上を確保し、特に令和 3 年度は入学定員を大きく上回る 71 名の入学があり、特色あるコースが魅力あるものであると考えられた。しかし令和 4 年度は一転して入学定員を下回り、過去 5 年間で最低となった。

歯科衛生学科は、高い国家試験合格率と就職率により、毎年度安定してほぼ 100% の入学者を確保し、令和 4 年度も入学定員充足率は 102% である。

このように、学科によりあるいは年度により増減はあるものの、大学全体では入学定員充足率はほぼ 90% 台を維持している。

入学者の出身地は、毎年度岐阜県が圧倒的に多く、入学者全体の 60% 程度を占め、令和 4 年度は過去 5 年間で最高の 65.8% であった。次いで愛知県、滋賀県の順であり、岐阜県の隣接県が圧倒的と、地元及び近隣からの進学ニーズが高い傾向が続いている。

ただし、全国的にも珍しい管打楽器リペアコースを設置する音楽総合学科では、出身地が広域となっている。

このことから、岐阜県をはじめとした隣接県への積極的な学生募集活動を展開しており、引き続き全学科で入学定員充足ができるよう、今後も様々な施策を講じて学生確保の安定化に努める。

表 1 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
幼児教育 学科	入学定員(人)	50	50	50	50	50	
	入学者数(人)	48	44	42	67	36	
	入学定員充足率(%)	96.0	88.0	84.0	134.0	72.0	
	収容定員(人)	150	150	150	150	150	
	在籍者数(人)	115	122	130	149	144	
	収容定員充足率(%)	76.7	81.3	86.7	99.3	96.0	
デザイン 美術学科	入学定員(人)	50	50	50	50	50	
	入学者数(人)	28	37	37	50	51	
	入学定員充足率(%)	56.0	74.0	74.0	100.0	102.0	
	収容定員(人)	100	100	100	100	100	
	在籍者数(人)	59	63	73	87	98	
	収容定員充足率(%)	59.0	63.0	73.0	87.0	98.0	
音楽総合 学科	入学定員(人)	50	50	50	50	50	
	入学者数(人)	52	45	49	71	44	
	入学定員充足率(%)	104.0	90.0	98.0	142.0	88.0	
	収容定員(人)	100	100	100	100	100	
	在籍者数(人)	114	95	97	120	112	
	収容定員充足率(%)	114.0	95.0	97.0	120.0	112.0	
歯科衛生 学科	入学定員(人)	50	50	50	50	50	
	入学者数(人)	62	49	56	55	51	
	入学定員充足率(%)	124.0	98.0	112.0	110.0	102.0	
	収容定員(人)	150	150	150	150	150	
	在籍者数(人)	168	157	165	159	163	
	収容定員充足率(%)	112.0	104.7	110.0	106.0	108.7	
看護学科	入学定員(人)	80	—	—	—	—	※平成31年度から募集停止
	入学者数(人)	83	—	—	—	—	
	入学定員充足率(%)	104.0	—	—	—	—	

	収容定員(人)	240	160	80	—	—	※令和3年3月に廃止
	在籍者数(人)	259	175	78	—	—	
	収容定員充足率(%)	107.9	109.4	97.5	—	—	
合計	入学定員(人)	280	200	200	200	200	※平成31年度から看護学科は募集停止
	入学者数(人)	273	175	184	243	181	
	入学定員充足率(%)	97.5	87.5	92.0	121.5	90.5	
	収容定員(人)	740	660	580	500	500	※令和3年3月に看護学科廃止
	在籍者数(人)	715	612	543	515	517	
	収容定員充足率(%)	96.6	92.7	93.6	103.0	103.4	

表2 大垣女子短期大学における入学者の出身地別状況

県名	平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
岐阜県	155	56.8	99	56.6	114	62.0	145	59.7	119	65.8
静岡県	7	2.6	4	2.3	7	3.8	3	1.2	6	3.3
愛知県	52	19.0	26	14.9	22	12.0	30	12.3	24	13.3
三重県	5	1.8	4	2.3	8	4.3	4	1.6	3	1.7
滋賀県	23	8.4	12	6.9	9	4.9	8	3.3	6	3.3
富山県	1	0.4	0	0	3	1.6	4	1.6	1	0.6
石川県	3	1.1	2	1.1	2	1.1	2	0.8	3	1.6
福井県	6	2.2	3	1.7	3	1.6	6	2.5	1	0.6
長野県	8	2.9	4	2.3	4	2.2	11	4.5	3	1.6
その他	13	4.8	21	12.0	12	6.5	30	12.3	15	8.2
合計	273	100	175	100	184	100	243	100	181	100

※平成30年度までの入学定員は280人、平成31年度以降の入学定員は200人

※端数処理上、割合の合計が100とならない年度がある

■ 地域社会のニーズ

本学は、田園が広がる自然豊かな環境のなか、地元大垣市をはじめとする近隣市町村の首長や地元企業の経営者など、多くの人々からの支援を受けて昭和44年4月に開学した。以来50年余にわたり、それぞれ時代のニーズに合った組織変更を繰り返しながら、総合女子短期大学として全国各地に25,000人を超える卒業生を輩出した。

本学では、一貫して地域に開かれた、かつ地域と一体化した短期大学づくりを柱に運営を進めてきており、各分野で高い評価を得ている。

地元大垣市では、主要政策のひとつとして子育て支援を掲げている。本学では幼児

教育学科を設置していることからこれに賛同し、平成 20 年度に、大垣市等本学近隣地域に暮らす親子を対象とした学内「子育てサロン（学内愛称：ぷっぷあ）」を設置した。この「子育てサロン」は、参加者同士が子育てに関する情報の共有や意見交換をすることによって子育てへの不安を軽減するなど、子育てを支援する場であり、専任教員が参加者の相談に応じ、学生も同サロンの運営に参加している。この取組は、のちに文部科学省の平成 20 年度「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に選定された。また、子育て世代の地域住民にもその存在が徐々に認知され、「子育てサロン」に対する評価を得られるようになった。そのため、それまでは隔週 1 回開催としていたものを平成 24 年度からは原則毎週 1 回開催とし、コロナ禍では、人数制限をしながらも継続して隔週開催した。また、同時開催の大垣市の委託事業「子育てママ大学」も継続して開講した。そのほか、幼児教育学科を中心とした取組として、地域の子どもたちを対象とした「こども祭」を毎年 1 月に開催している。この「こども祭」は、学生の学修成果を発表する場であるが、地域住民が子どもと一緒に気軽に参加できる催し物も提供していることから継続開催し、令和 3 年度で 18 回目を数えたが、令和 2 年度と同様 2 年連続してコロナ禍によって規模の縮小を余儀なくされた。

デザイン美術学科の取組として、学内に常設展示室「ギャラリーみずき」を設置し、学生、教職員はもちろん、地域住民も自由に見学できるようにしている。本ギャラリーでは、学生が授業等で制作した作品及び卒業者の作品を展示している。また、大垣市をはじめ近隣自治体等からマンガ、イラスト及びデザイン関連の制作依頼を受けることがよくあり、その都度作品を提供し、高評価を得ている。

音楽総合学科では、小・中学校や地域の諸団体等から催事での演奏（ピアノ、電子オルガン、ウインドアンサンブル等）の依頼を数多く受け、こうした依頼には可能な限り応えてきた。しかしコロナ禍によって依頼は激減し、2 年連続して演奏披露の場も少なくなかった。過去には、地域での演奏活動を継続したことから、岐阜県での音楽演奏の地位は確固たるものとなり、岐阜県で開催された平成 24 年の「第 67 回国民体育大会」総合開会式及び閉会式、平成 27 年の「第 39 回全国育樹祭」で、音楽演奏の中心的な役割を担った実績がある。また音楽療法コースにおいては地域の福祉施設で音楽会、音楽療法ボランティアを行い、新型コロナウイルスの影響下においても福祉施設のニーズに応える活動を行っている。

歯科衛生学科では、大垣歯科医師会主催の「歯の健康フェスティバル（6 月）」に、また大垣市主催の「市民の健康広場（10 月）」に、学生と教員が積極的に参加して地域住民を対象とした地域歯科医療の発展に貢献していたが、これらもコロナ禍によって中止され、学生の学習成果を発揮する機会が減少した。

以上の活動以外にも、地域に暮らす社会人の学び直しを推進する取組として大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム「職業実践力育成プログラム（BP）」に、本学は次の二つのプログラムの認定を受けている。

一つ目は、制度発足初年度の平成 27 年度に認定を受けた「音楽総合学科音楽療法コース」である。このプログラムは、福祉施設等で介護・生活支援・保育などの職業に就くことを目指す女性について、障がいのある人や高齢の人を対象とした音楽療法に関し、その知識と実践に必要な技術や技能を身に付けることができ、さらに福祉施設、

高齢者施設における対象者のアセスメント、治療計画の作成、実践、記録及び評価に関する専門性を高めることで就業への支援を行う内容としている。本プログラムには、福祉施設等に勤務しながら音楽療法の基礎知識と実践を身に付け、就労現場に役立てようとする人の受講がある。毎年度受講者があり、学ぶ意欲の高い社会人が通常課程の学生に混じって学ぶことで学生への良い効果影響もみられている。さらに科目履修で単位を取得することにより、本学独自の「大垣女子短期大学音楽療法士認定」を出しており、社会人学習へのニーズに対応している。

二つ目は、平成28年度に認定を受けた「幼児教育学科子どもの発達と援助学コース」である。このプログラムは、福祉施設等で介護・生活支援・保育などにあたる職業に就くことを目指す女性を対象としている。障がいのある子どもを対象とした療育に関する知識と実践に関する技術、技能を身に付けることを目的とし、保育施設における対象者のアセスメント、療育計画の作成、実践、記録及び評価に関する専門性を身に付けることで、就業への支援を行うものである。課程修了者には、履修証明書に加えて本学が独自で認定する「認定療育士」を授与している。発達に特性のある子どもへの支援は必要であり、こうした施設で就労する人の知識、技能の学び直しにマッチした講義内容であり、地域の療育施設、福祉施設、保育園等に勤務する人の、毎年度受講定員を大きく上回る受講がある。

また、受講者等のニーズに応じ、受講しやすい土曜日に開講しており、プログラム受講を通じて職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大している。

本学キャンパスは、敷地内を縦に貫く形で2本の小川（用水路）が流れており、多くの木々と水が融合した小さな公園の様相を呈していることが大きな特徴である。その自然豊かなキャンパス内に整備した「みずきの郷」には、東屋を設置して一般開放している。そのため、曜日や時間を問わず地域住民が気軽に訪れ、水を汲んで持ち帰る姿が見受けられるなど、「みずきの郷」は、学生はもちろん、地域住民にとっても憩いの場となっている。

本学の長い歴史の中で、各学科あるいは大学全体で数々の取組を実践することで、地元大垣市をはじめ、周辺地域及び岐阜県においても、女子のみを対象とした短期大学としてその地位を確固たるものにしていく。

本学では、全国でも稀少でユニークな学科を含む4学科構成による教育、即ち授業や課外活動を介して学科の枠を超えた学生交流の促進により、高等教育機関における教養教育と、専門分野の知識、技能修得のための教育を実践し、人間性豊かな人材を育成、地域社会にしっかりと結び付きながら地域貢献を続けている。なお、前述したとおり、看護学科は改組転換により令和3年3月末をもって廃止し、4学科での地域貢献に継続して取り組んでいる。

このように、本学は建学の精神に沿った教育により、今後も短期大学に求められている役割を確実に果たすことを目指していく。

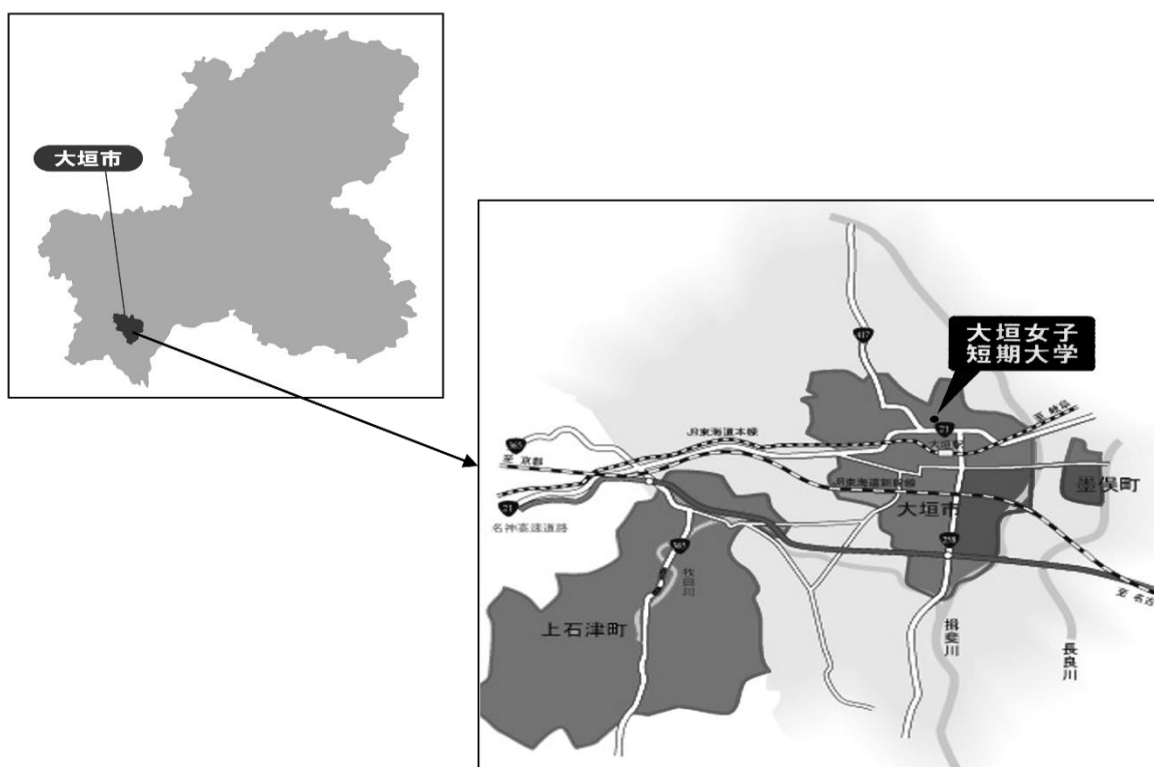
■ 地域社会の産業の状況

大垣市は、岐阜県の南西部に位置し、県下で二番目の人口が多く、古くから交通の要衝として栄え、また、濃尾平野を流れる木曾三川の一つ、「揖斐川」の流域であり、豊

豊富な地下水を有する自然の恵みが豊かな地域である。水が豊かな環境を活かして明治時代末期頃から始まった繊維、化学、電気、機械工業各社がこの地域に集積し、県下有数の産業都市として発展してきた。しかしながら、企業活動のグローバル化に伴って生産拠点が海外に移転するなど、特に古くから操業してきた繊維関連企業は、この地域の工場の閉鎖あるいは規模の縮小を余儀なくされたが、依然として県内有数の産業都市として発展し続けている。

そうしたなかで、岐阜県が主体となって大垣市に設置したソフトピアジャパンは、日本のシリコンバレーを目指した情報産業集積地であり、IT関連産業を中心とした優良企業の誘致やベンチャー企業の集積が継続して行われている。現在では同所に、大学と約150社の企業が集うなど、地域経済を牽引する新産業の創出・育成、既存産業の高度化推進を目指す中心地となっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



※大垣市には飛び地がある

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 令和元年度の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援</p> <p>シラバスに必要な項目を明示しているが、欠席は減点との記載があるので、改善を要する。</p>
(b) 対策
<p>今回、指摘されたことを受け、学生の成績評価を行う際には、『「出欠」（出席や欠席を含む）は評価項目としない』ことを学科長会議と教務委員会において情報共有し、各学科で周知した。その後、令和3年度シラバス作成にあたり、「令和2（2020）年度シラバス作成要領」にその旨を記載し、専任教員、非常勤講師に依頼した。令和3年度シラバス作成も同様の方法で依頼した。</p> <p>また、シラバスの内容に関する点検と変更については、専門科目は各学科長、教養科目は総合教育センター長が責任を有していることを明確にし、教務委員会委員と協力しながらシラバス内容の点検と改善をするよう依頼し、実施した。</p> <p>ほかには、授業時間外の学修として課題及び準備、予習、復習、その他のいずれか又はその組合せを示し、課題の具体的な内容を記載することとした。</p>
(c) 成果
<p>学内で周知し、専任教員、非常勤講師に作成依頼した令和2年度、令和3年度シラバスからは欠席は減点との記載はなくなった。</p> <p>また、15週すべてに課題、授業外での準備、予習、復習、その他学修等の内容と、時間数等の明示をすることができた。</p>

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援</p> <p>授業評価をさらに活性化させるためには、専任教員のみを対象にしている授業評価、及び授業評価に対する学生に向けての回答について、今後、非常勤講師の授業においても実施されることが望ましい。</p>
(b) 対策
<p>本学は平成12年度から学生による授業評価アンケートを実施しており、その集計結果は広報紙みずきに掲載し公表してきている。また、専任教員だけでなく、平成18年度からは非常勤講師も含めて学生による授業評価アンケートを実施、公表している。</p>
(c) 成果
<p>学生による授業評価アンケートを集計した結果を各教員に配付している。教務委員会FD専門部会員は、結果を配付されたすべての専任教員と任意の非常勤教員から「授業改善計画（「評価へのコメント」「次年度に向けた改善目標」「学生への要望」を記載）」の提出を受け、これらを集約して学長に報告している。</p>

また、評価結果は「FD information」としてホームページ上で公開している。
 ほかに、評価回答率が80%以上かつ総合評価が3.8以上の教員に関して学長が顕彰を行うこととしている。
 授業科目担当者（教員）は、これらの評価結果を授業改善に活用するとともに、学生は授業における学び方を考える契機とし、教育の質向上の機会としている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員はパソコン教室や図書館に設置されている情報機器を積極的に利用し、学生の学習成果の向上に努めているが、ICTを指導、管理する人材が配置されていないため、人材配置が課題である。

(b) 対策

ICTを指導、管理する専任の教員又は職員は配置していないが、学内ネットワークや情報教育機器の保守管理及び運用に関する業務を所管する部署において、担当職員を配置している。また、システム管理業務及び個人パソコンサポート、サーバ・ネットワーク機器のソフト保守点検業務等については、専門知識を持った外部業者とサポート業務契約を締結するなどし、担当職員と日常的にサポート体制を整えている。

(c) 成果

学内ネットワーク障害やパソコン等の緊急トラブルなど不測の事態には対応できている。令和元年度には、Windows7のサポート終了に伴うWindows10への移行について、担当事務職員と外部業者の協力のもと、スムーズな移行ができた。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染防止対策のために授業の一部を遠隔で実施することになり、既に導入していた学生ポータルとMicrosoft office 365を拡充し、対応することができた。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

財務状況は、余裕資金があるものの、入学定員未充足の影響及び法人合併後の創立記念事業や併設大学の新学部設置に伴う準備資金等の増加により、経常収支は、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間支出超過となっている。策定した改善計画の着実な履行が望まれる。

(b) 対策

中期5ヶ年計画を策定し、平成31年度から財政改善に取り組んでいる。令和4年度に事業活動収支の黒字化を前提に法人でのビジョンを明確にして、各学科での目標学生数の確保、経常費補助金の増額、経費削減といった具体的な改善策のもと、財政改善に取り組んでいる。

(c) 成果

予算編成段階から、各学科・各課がコストに対して高い意識を持って、予算編成

に取り組んでいる。平成 31 年度から各学科で計上していた学生募集に関する経費を当該事務担当課の予算に集約するなど、予算の管理面も強化している。また、経常費補助金の増額に取り組み、平成 31 年度は私立大学等改革総合支援事業に採択された。しかし、前述のとおり入学者数が年度によって増減を繰り返しており、収入の安定的確保に至っておらず、一方で支出の抑制を図っているものの収支均衡を保つことはできていない。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

毎会計年度、監査を行い、監査報告書を作成し当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会・評議員会へ提出し報告を行っている。ただし、3 人の監事が理事会及び評議員会に一人も出席していない会があるので、監事としての監査業務を適切に執行できるよう開催日程の調整をされたい。

(b) 対策

監事に限らず、理事及び評議員には、前年度末までに次年度の理事会及び評議員会の日程を示し、本職の業務との日程調整を依頼した。

また、平成 31 年度から監事構成を変更した。それまでは、別に本職（公職を含む）がある者 3 名を選任していたため、理事会・評議員会と公職等の日程が重なることが度々あった。そこで、そうした公職に就いておらず、なおかつ本学校法人の財務を含む状況について熟知している元副理事長 1 名を選任した。このことにより、平成 31 年度において監事が一人も出席しない会はなかった。

さらに、どうしても直前又は当日の突発的事情によって出席できない会もあろうかと考えるが、会場に来ずに各出先からでも会議に出席できるようテレビ会議による審議も可とする旨寄附行為の一部変更し、令和 2 年 4 月 1 日施行とした。

令和 3 年度は監事の常勤者が 1 名着任したことから、機会あるごとに法人及びほかの 2 名の監事との意見交換や情報伝達できる体制が整い、本学においても運営面での課題の洗い出しがされ、その改善を求められた。

(c) 成果

3 名の監事は、基本は毎回全員出席であることを十分認識しており、自身は欠席してもよいといった安易な発想は全くない。また、理事会・評議員会以外にも理事長、法人事務局及び監査法人等の求めに応じて法人本部に出向き意見交換を行うなど、監事としての職務を果たしている。

また、繁忙のなかでも一部変更した寄附行為の条文を活用し、全員出席となるようそれぞれの監事が努力している。

前述のとおり、令和 3 年度に監事の常勤者が 1 名着任したことから、その監事を起点として残る 2 名の監事にも情報提供のスピードが増し、適切な監事監査体制が整った。

② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
該当なし
(b) 対策
該当なし
(c) 成果
該当なし

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
該当なし
(b) 改善後の状況等
該当なし

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において付された改善意見等及びその履行状況

(a) 改善意見等
該当なし
(b) 履行状況
該当なし

(6) 学生データ

1. 卒業者数（人）

学 科	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育学科	41	35	29	45	38
デザイン美術学科	32	31	26	35	35
音楽総合学科	61	60	46	45	48
歯科衛生学科	48	53	46	58	42
看護学科	82	77	90	77	—
合 計	264	256	237	260	163

2. 退学者数（人）

学 科	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育学科	3	1	5	3	3
デザイン美術学科	4	2	2	1	4
音楽総合学科	3	4	1	3	4
歯科衛生学科	5	7	1	3	4
看護学科	7	7	6	1	—
合 計	22	21	15	11	15

3. 休学者数（人）

学 科	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育学科	4	1	3	2	2
デザイン美術学科	1	0	0	0	0
音楽総合学科	2	2	1	2	1
歯科衛生学科	4	5	5	5	4
看護学科	12	3	0	0	—
合 計	23	11	9	9	7

4. 就職者数（人）

学 科	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育学科	39	33	28	41	37
デザイン美術学科	20	21	12	19	23
音楽総合学科	45	51	40	36	45
歯科衛生学科	48	51	43	55	38
看護学科	82	71	83	77	—
合 計	234	227	206	228	143

5. 進学者数（人）

学 科	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育学科	0	0	0	0	0
デザイン美術学科	0	0	1	0	1
音楽総合学科	0	1	0	1	1
歯科衛生学科	0	0	0	1	0
看護学科	0	2	0	0	—
合 計	0	3	1	2	2

6. 科目等履修生（人）

学 科	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育学科	0	4	1	0	1
デザイン美術学科	0	0	0	5	1
音楽総合学科	7	8	4	1	7
歯科衛生学科	3	4	1	2	7
看護学科	0	0	0	0	—
合 計	10	16	6	8	16

7. 長期履修生（人）

学 科	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼児教育学科	0	0	0	0	0
デザイン美術学科	0	0	0	1	1
音楽総合学科	0	0	2	2	0
歯科衛生学科	0	0	0	0	0
看護学科	0	0	0	0	—
合 計	0	0	2	3	1

(7) 教員組織の概要

(令和4年5月1日現在)

学 科	専 任 教 員 数				
	教授	准教授	講師	助教	合計
幼児教育学科	3	3	2	0	8
デザイン美術学科	1	3	1	0	5
音楽総合学科	4	2	0	0	6
歯科衛生学科	4	2	3	1	10
総合教育センター ／ IRセンター	3	0	0	0	3
合 計	15	10	6	1	32

(8) 職員の概要（人）

(令和4年5月1日現在)

	専任	兼任	合計
事務職員	19	2	21
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	1	1
その他の職員	0	0	0
合 計	19	3	22

(9) 校地等 (m²)

区分		基準面積	専用	共用	共用する 他の学校 等の専用	計	備考
校地等	校舎敷地面積	—	21,321	0	0	21,321	岐阜協立大学 と共用 大学基準面積 校地 1,400 m ²
	運動場用地	—	8,351	0	0	8,351	
	校地面積計	6,600	29,672	0	0	29,672	
	その他	—	6,563	0	0	6,563	

(10) 校舎等 (m²)

区分	基準面積	専用	共用	共用する 他の学校 等の専用	計	備考
校舎等	9,600	10,668	10,521	4,022	25,211	岐阜協立大学 と共用 大学基準面積 校舎 8,197 m ²

(11) 教室等施設 (室)

講義室	演習室	実技実習室	情報処理学習施設	語学学習施設
11	6	58	2	0

(12) 専任教員研究室

専任教員研究室
28

(13) 図書館

図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち外国書〕
大垣女子短期大学 図書館	92,648 [234]	60 [0]	0 [0]
計	92,648 [234]	60 [0]	0 [0]

(14) 図書館・体育館

図書館	面積 (m ²)	閲覧座席数 (席)
	926.85	123
体育館	面積 (m ²)	体育館以外のスポーツ施設の概要
	1596.88	特になし

(15) 短期大学の情報の公表について

- 令和4年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する こと	<p>本学の建学の精神、教育目的、教育研究上の目的に関する事項は、本学ホームページにて公表している。</p> <p>https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/policy/ https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/</p>
2	卒業認定・学位授与の方針	<p>卒業認定・学位授与の方針は、本学ホームページにて公表している。また、大学案内に記載している。</p> <p>https://www.ogaki-tandai.ac.jp/entrance/entrance-policy/ https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/</p>
3	教育課程編成・実施の方針	<p>教育課程編成・実施の方針は、本学ホームページにて公表している。また、大学案内に記載している。</p> <p>https://www.ogaki-tandai.ac.jp/entrance/entrance-policy/ https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/</p>
4	入学者受入れの方針	<p>入学者受入れの方針は、本学ホームページにて公表している。また、大学案内、入学試験要項に記載している。</p> <p>https://www.ogaki-tandai.ac.jp/entrance/entrance-policy/ https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/</p>
5	教育研究上の基本組織に関する こと	<p>教育研究上の基本組織に関することは、本学ホームページにて公表している。</p> <p>https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/</p>

6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	<p>教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することは、本学ホームページにて公表している。</p> <p>https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/teacher/ https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/</p>
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	<p>入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関することは、本学ホームページにて公表している。</p> <p>https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/</p>
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	<p>授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することは、本学ホームページにて公表している。</p> <p>https://www.ogaki-tandai.ac.jp/life/syllabus/</p>
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	<p>学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することは、本学ホームページにて公表している。</p> <p>https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/</p>
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	<p>校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関することは、本学ホームページにて公表している。</p> <p>https://www.ogaki-tandai.ac.jp/life/ https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/education/</p>
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	<p>授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関することは、本学ホームページにて公表している。また、入学試験要項に記載して周知している。</p> <p>https://www.ogaki-tandai.ac.jp/entrance/entrance-knowledge/</p>
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	<p>大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することは、本学ホームページにて公表している。</p> <p>https://www.ogaki-tandai.ac.jp/life/</p>

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	<p>財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書は、平成 29 年度の法人合併により、平成 28 年度以前は本学ホームページにて、平成 29 年度以降は学校法人大垣総合学園ホームページにて公表している。</p> <p>https://www.ogaki-tandai.ac.jp/guide/29h2995/ (平成 28 年度以前は本学ホームページ)</p> <p>https://www.gku.ac.jp/oogakisogogaku/en/index.html (平成 29 年度以降は学校法人大垣総合学園ホームページ)</p>

(16) 公的資金の適正管理の状況 (令和 3 年度)

本学では、令和 3 年 2 月 15 日改正の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定)に基づき、科学研究費等の競争的資金を中心とした公募型研究資金の適正な管理・監査体制の構築・運営に努めることを基本方針とし、「大垣女子短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程」を制定、本規程に則って公的研究費を適正に管理・監査し得る体制を構築して運営している。

『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』が定められて以降同ガイドラインに沿った規程となるように「大垣女子短期大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程」を改正し、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定め、運用している。

文部科学省(科学技術・学術政策局/人材政策課)からの規程に対する具体的な指導についても適宜対応し、速やかに規程の改正を行っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

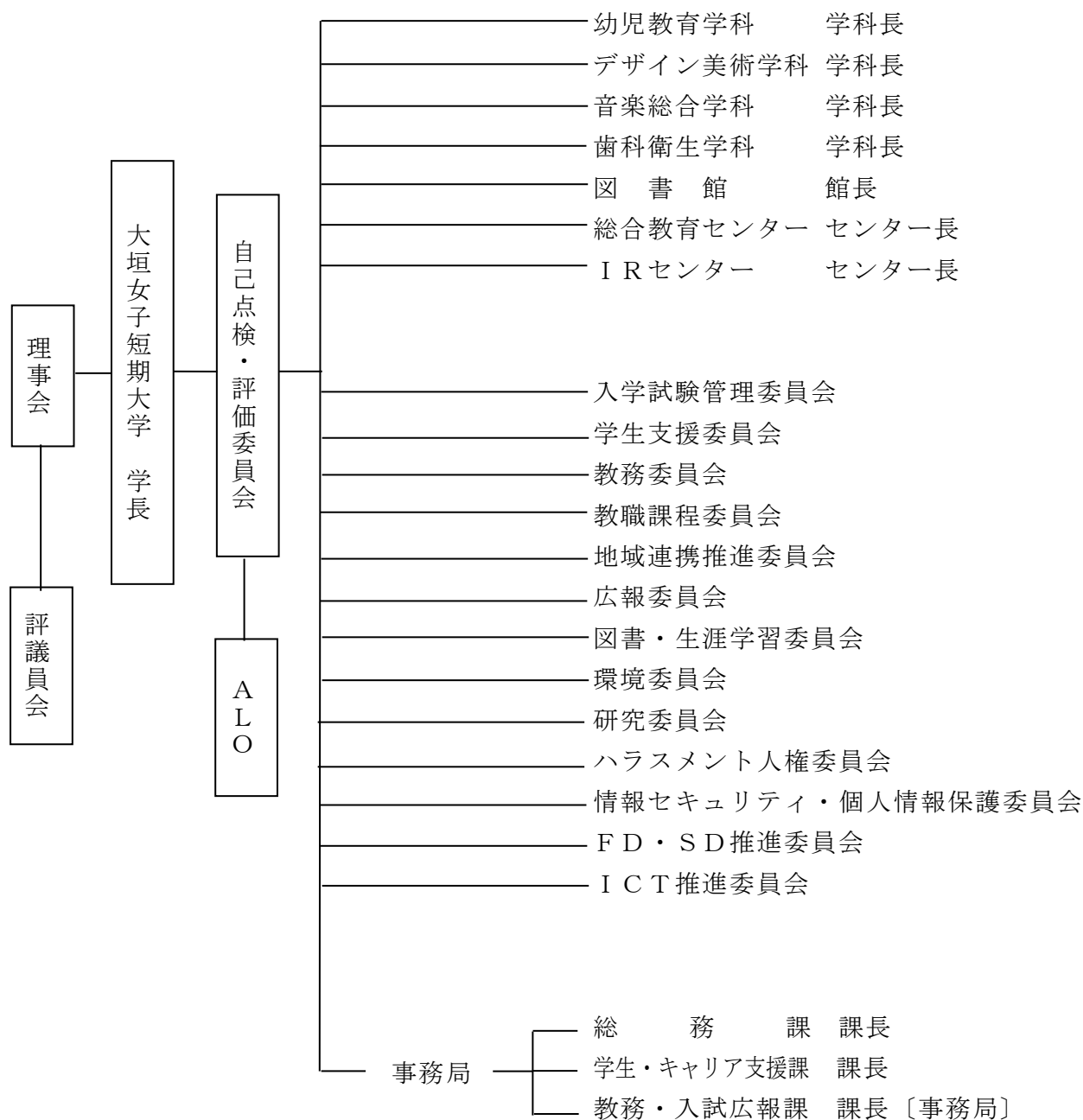
■ 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

本学の授業内容及び授業方法の改善を図るための方策並びに教育研究水準の向上・活性化のための全学的な自己点検・評価に関する事項を審議するため、「大垣女子短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づいて、自己点検・評価委員会を設置している。本委員会の構成員、事務局は以下のとおりである。

構成員・・・学長、副学長、各学科長、AL O、図書館長、総合教育センター長、IRセンター長、事務局長、総務課長、学生・キャリア支援課長、教務・入試広報課長

事務局・・・教務・入試広報課

■ 自己点検・評価の組織図



学科、委員会、事務局各課からの評価報告を、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」にて点検し、大学の活動を評価する。その後、学科、委員会、事務局各課に指示され、「学科長会議」、「教授会」に諮問される。内容によっては法人部門の会議体である「経営委員会」、「経営会議」、「評議員会」、「理事会」への提案がなされるなど、本学の教育研究活動が推進されている。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

「大垣女子短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、大垣女子短期大学の授業内容及び方法の改善を図るための方策並びに教育・研究水準の向上・活性化のための自己点検・評価に関する事項について、学長が委員長となり、副学長が補佐をしながら審議している。また、自己点検・評価の計画と実施、報告書の作成、公表を行い、AL Oが学内の連絡調整をしながら、認証評価受審時における対応組織としても役割を果たしている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（令和3年度を中心に）

自己点検・評価を行った令和3年度を中心として、自己点検・評価報告書完成までの活動記録は以下のとおりである。

表2 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

年月日	活動内容	備考
令和3年6月4日	① 令和3年度教育情報公開資料の確認 ② 令和元年度（令和2年3月卒業）卒業生雇用者アンケート結果の確認 ③ 令和3年度新入生アンケート結果の確認	参加者数10人
令和3年7月2日	① 令和2年度学生の学修状況調査結果の確認 ② 令和2年度卒業生・保護者満足度調査結果及び短大生調査結果の確認 ③ 令和3年度大学ポートレートの公開情報の確認	参加者数10人
令和3年8月6日	① 令和3年度自己点検・評価報告書作成の確認	参加者数10人
令和3年9月3日	① 令和2年度学修状況調査結果のまとめの件 ② 令和3年度短期大学生調査及び学修行動等調査実施要領作成について確認	参加者数10人
令和3年10月8日	① 令和3年度自己点検・評価報告書作成の確認	参加者数10人
令和4年1月7日	① 令和3年度自己点検・評価報告書作成のまとめの確認	参加者数10人
令和4年2月4日	① 令和3年度自己点検・評価報告書まとめの確認	参加者数10人
令和4年3月4日	① 令和3年度自己点検・評価報告書まとめの最終確認 ② 令和3年度学修行動等に関する調査結果のまとめの確認	参加者数10人

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

昭和44年4月、旧学校法人大垣女子短期大学が設置した本学は、その建学の精神を『中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成』と定め、幼児教育科第一部を開設した。以来53年余の間、それぞれの時代のニーズに合った学科の設置、学科名称、入学定員などの変更を行ってきたが、建学の精神に基づく教育は変わることなく、実社会及び実生活で役に立つ人間性豊かな人材の養成を実践してきた。そしてそれは、法人合併後の今日にも受け継がれている。

この建学の精神の中核を成すものは「中庸」である。その意味は「不偏・不易」すなわち、偏ることなく、変わることなく、常に調和が取れている人の在り方を指すものである。本学では、この建学の精神に則り、徳・知・体と、徳育を最上部に位置付けた調和のとれた人格の形成を基本とした教育を行っている。そのうえで、人間及び社会の成長・発展に必要不可欠な「勤労」を尊ぶところと、職業人としての総合能力を有し、豊かな人間性も兼ね備えた人材を養成する。

また、建学の精神に則った教育理念を「品格をもとにした豊かな人間性と専門的な知識や技能を身につけ、それらを生かして積極的に社会に貢献できる女性を育成する。」としている。

建学の精神の対外的な表明として、大学案内、入学試験要項、ホームページなどへの掲載により、積極的に内外に示している。こうしたことにより、建学の精神に則って実践する本学の教育は、広く社会に開かれたものとなっており、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。

学内での意識の共有に関しては、学生にはまず入学直後、入学生を対象に実施しているオリエンテーションと学科ごとのガイダンスにおいて、建学の精神及び教育理念などを掲載した学生要覧を用いて主旨説明を行い、理解が深まるように努めている。また、実習室等を含む各教室及び事務室等に建学の精神を収めた額を掲示し、常に学生及び教職員の目に触れるようにしている。さらに、教授会、学科長会議等で随時建学の精神を確認し合い、日々の業務に反映するよう努めている。

〔区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I -A-2 の現状＞

本学では、年度によって数の多寡があるものの、長年にわたって公開講座、出前講座の開設を基本としており、希望者が気軽に受講できるよう、すべての講座で受講料を無料（材料費を除く）としている。

幼児教育学科は「子育て」、「造形表現」、「運動・レクリエーション」など、デザイン美術学科は「マンガ制作」、「デザイン」、「イラスト」、「基礎美術」など、音楽総合学科は「楽器演奏」、「音楽療法」など、歯科衛生学科では「口腔ケア」、「疾病予防」、「健康増進」、そのほか一般教養に関する講座も開講するなど、多様な内容の講座を提供し、地域の生涯学習拠点としての機能を果たしている。しかし、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公開講座の実施は見送った。

地方自治体との連携では、平成19年度に地元大垣市との間で「地域包括連携協定」を締結し、それにもとづく交流及び活動を継続している。

商工業事業者や各種団体との関係において、平成29年度に大垣商工会議所との間で「大垣商工会議所と大垣女子短期大学との連携に関する協定」を締結したが、それ以前から、各学科が各種業界団体等と密接な連携を図っている。デザイン美術学科では、学生等によるマンガ、デザイン及びイラスト作品の各種業界団体等への提供、音楽総合学科では行事、催事などを盛大に演出するための演奏、コンサートを実施している。

文部科学大臣が認定している「職業実践力育成プログラム（BP）」の制度化に伴い、本学は平成27年度に「音楽総合学科音楽療法コース」、平成28年度に「幼児教育学科子どもの発達と援助学コース」がそれぞれ認定を受けた。令和3年度は当初予定どおり開講し、それぞれ3名、33名の受講があった。なお、この二つのプログラムで地域の複数の自治体、企業、教育機関等との間で協定を締結している。

ボランティア活動において、幼児教育学科では各種団体からの依頼に応じて絵本の読み聞かせやエプロンシアターの上演など出前講座等を行い、また、デザイン美術学科では地域のイベント時にブース出展するマンガ、イラストの描き方が大変好評である。音楽総合学科では、多くの団体から依頼を受け、演奏会等に出演して毎回好評を得ている。歯科衛生学科では歯と健康に関する講演依頼が多く、大垣市内の小学校や高等学校からも歯磨き指導の依頼があるなど、地域の要請に対応している。

しかし令和3年度は、コロナ禍によって令和2年度に引き続いて各種行事のほとんどが中止となり、ボランティア活動そのものがままならない年度であった。

このような状況下でも、各学科がその特徴を發揮しながら、全学を挙げて地域社会に貢献し、地域社会に愛される大学づくりを目指して活動する方針に変わりはない。

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題＞

建学の精神は、短期大学の構成員及びステークホルダーすべてが十分に理解してはじめて私立学校としての存在価値がある。

本学の建学の精神に『勤労を尊び…』とあるが、本学設立当時の「勤労」と、現代社会における「勤労」に本質的変化はないが、勤労のスタイルという点では大きな変化が生じている。このように文言は不変であっても、その時代に合った解釈の仕方をするべきであると考えており、未来永劫、建学の精神を脈々と引き継いでいくためには、全構成員及びステークホルダーがその時代に合った柔軟な解釈をし、共通の認識を持てるかが課題である。

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項＞

建学の精神について、入学時及び毎年度始めのガイダンスなどでその内容の理解を深めているとともに、教室の前面に建学の精神を収めた額を掲示して、学生と教職員が普段から目にすることができる環境を整えている。こうした環境により、建学の精神は日々の教育活動の中で、学生にも教員にも意識付けがなされ、教育研究活動における指針として日常的に全構成員に息づいている。

本学では、キャンパス全体をCHARMING Campus（チャーミング・キャンパス）と称し、建学の精神を具現化する学びの場としてのイメージを定着させており、キャンパス全体で学びの姿勢を育んでいる。

C clean & communication	交流場所として絶好・清潔で明るいキャンパス
H healthy & hearty	健康的で温かいところが育つキャンパス
A attractive & active	魅力的で、活動的なキャンパス
R remedial & responsibility	再教育で責任感が自覚できるキャンパス
M moral & manner	社会規範が自然と身に付くキャンパス
ing	継続的改善

そのほか、本学設置学科の特性と「子育てサロン」を活用した取組、大垣市の「子育てママ大学」事業を受託し、幼児教育学科が中心となって全学で運営に取り組んでいることが挙げられる。

本学では、大垣市の主要政策「子育て日本一」を目指す子育て支援事業に積極的に同調し、平成20年度に「子育てサロン」を学内に設置。以降、継続して運営していることは前述のとおりである。これに加えて、平成25年度からは大垣市の委託事業「子育てママ大学」で、子育て支援講座を開講している。

「子育てママ大学」は、子育て中の母親を対象とし、令和3年度は前期3回、後期3回をそれぞれ1講座として、各講座の受講定員を10人程度に設定、1回あたり60分程度の子育てに関するスキルアップを目的とした内容として開講した。これには幼児教育学科以外の学科の専任教員も講師を担当し、各学科の特徴を活かした内容としている。また、隔週開催の「子育てサロン」の開催日に合わせて講座を開講しており、「子

育てママ大学」開講時間は「子育てサロン」が託児場所となり、専任教員立会いのもと、幼児教育学科学生が託児を担当している。

このように、「子育てママ大学」は地域住民の子育てのスキルアップに寄与しながら、学生の体験的な学びの場ともなっている。参加者数はすぐに募集定員に達し、さらに参加者アンケートでも、概ね満足との回答を得ている。このことから、「子育てママ大学」は好評を得ていると解しており、高等教育機関としての地域社会に貢献する重要な取組として、本学としては今後も継続実施する意向であることを大垣市に申し入れている。

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

【区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

平成 22 年度の自己点検・評価委員会を中心とした「見える化プロジェクト」の取組によって、建学の精神を明確化した教育理念と学科の設置目的、これらを具体的に示した卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（AP：アドミッション：ポリシー）を、全学、学科、教養教育（教養科目）及びキャリア教育（APは除く）について定めた。平成 23 年度には、建学の精神から各授業科目までを体系的に結び付けることと質の高い教育の充実を目指すため、「建学の精神」－「教育理念」－「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（AP：アドミッション：ポリシー）」の下位目標として、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」を具体的に示した「到達指標」を定めるとともに、全授業科目で「到達目標」を定めることとし、本学が目指す教育とそれぞれの授業目標につながる仕組みづくりに取り組んだ。平成 27 年度にはこれら方針等の全面的見直しを図り、いわゆる学力の 3 要素に準拠した 4 観点に基づく三つの方針・到達指標・授業到達目標に全学で統一することとした。さらに平成 28 年度には、「到達指標」のルーブリック化を図るとともに、三つの方針に加えて、本学教育の基本的な方針として学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）を定めた。こうして卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）を中心とする「教育に関する基本方針」はもとより、それを具体化した各学科の教育目標、到達指標、さらに各授業科目における到達目標も明確にし、育成していく人材像とその具体的内容を明らかにしていくことで、建学の精神が

すべての目標につながるよう努めている。

学科ごとにみると、幼児教育学科は教育目的を「専門的な知識と技能に基づいて、教育・保育と子育て支援にあたることのできる保育者の養成」とし、教育目標を「豊かな教養と人間性を備え、幼児教育・保育における専門的な知識と技能を身につけ、これに基づいて社会が必要とする保育者として、教育・保育と子育て支援にあたることのできる人材を育成する」として、その下位に具体的な次の4点の目標を掲げている。

1. 子どもに深い愛情を持ち、その健やかな成長を見守り、支援できる保育者の育成
2. 社会的な課題への問題意識を持ち、その解決のために努力する保育者の育成
3. コミュニケーション能力を備え、子育て支援のできる保育者の育成
4. 保育現場における実務能力を有し、地域と連携し様々な課題に対応できる実践力のある保育者の育成

デザイン美術学科は教育目的を「造形表現力の助長と、すべての学生生活を通して個々人の人間性の涵養」とし、教育目標を「美術の理解と表現指導を通し、思考、感受、行動に反映できる個人を育成する」として、その下位に具体的な次の4点の目標を掲げている。

1. 基礎表現技能の修得及び基礎理論、美術史概要の理解
2. 個人の能力と特性を見据えた造形表現力の育成
3. 美意識に基づく社会、自然観の養成
4. 美術を通して地域連携、貢献を考えられる女性の育成

音楽総合学科は教育目的を「広範囲な教養及び高度な専門知識、技術を身につけた有能な人材の育成」とし、教育目標を「音楽の専門知識と技術を修得し、さらには音楽を通して教養と豊かな人間性を養い、音楽活動を通じて人とコミュニケーションをとることができる人材を養成する」として、その下位に具体的な次の3点の目標を掲げている。

1. 基礎的な音楽知識の習得、及び専門楽器の技術をもつ人材の育成
2. 音楽に関する学びを通して関連する歴史や自然に対する学びを同様に深め、豊かな教養と人間性を持つ人材の育成
3. 音楽活動や演奏を通じて人と関わり、地域に貢献することができる人材の育成

歯科衛生学科は教育目的を「口腔保健・医療・福祉における専門的知識及び技術をもった人材の育成」とし、教育目標を「豊かな教養と人間性を備え、口腔保健・医療・福祉の立場から人々の健康で幸せな生活の実現のため、専門的知識及び技術をもって広く社会貢献し、さらに他医療職種とも連携を取ったチーム医療を実践できる人材を育成する」として、その下位に具体的な次の4点の目標を掲げている。

1. すべてのライフステージにおける対象者に口腔の健康を支援できるための専門的

- 知識、全身に関わる医学的知識、及び倫理観を持つ歯科衛生士の育成
2. 対象者の口腔の健康問題に対して、歯科衛生の立場から支援できる歯科衛生士の育成
 3. 人間関係形成に必要なコミュニケーション能力を備えた歯科衛生士の育成
 4. 地域との連携や地域貢献を推進していく能力を備えた歯科衛生士の育成

どの学科も、教育目標の具現化に必要となる、建学の精神に基づく全学及び学科ごとの卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）と直接結び付く全学共通の4観点（「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」）ごとの到達指標を明示し、さらにルーブリックによってそのレベルと基準を示している。

こうした目的・目標等に基づいた教育の質向上を目指し、さらに質保証に結び付けていくために、学修成果を明確にしていくことに努めている。学修成果では、各授業科目における「成績評価（各科目成績評定・取得単位数）」、年度及び累積の「G P A（Grade Point Average）」を個人の主な指標とし、さらに学修行動等調査などにおける「自己評価」、「資格・免許等の取得状況」、「国家試験等の結果」等を加え、学科・学年ごとの「G P A分布」、授業科目ごとの「G P C（Grade Point Class Average）」及び「学生の学修状況」をまとめ、年度ごとの「学生の学修状況」等を指標として検証することとしている。

令和元年度からは、履修したすべての授業科目の成績について、観点ごとに累積して目標達成状況の総合的な検証を行う「観点別達成総合評価」に取り組む準備を進め、令和3年度からこれを実施することとなっていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部授業がオンラインとなり、授業の終了時期が例年とは異なったため、全科目の成績評価の結果を一定の時期に集計することができなかった。また、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響により実習の実施時期が学生により異なるなど、全科目の成績評価の結果が一定の時期に揃わないという状況が続いたため、令和4年度以降の取組課題となる。

各教室等に掲示している建学の精神はもとより、諸方針や目標等の公開に関しては、学則をはじめ、教育に関する基本方針、関連する諸規程等を、全学生に配付する学生要覧に掲載するだけでなく、携帯端末でも閲覧可能にしている本学ホームページ上で、その他の教育情報とあわせて積極的に学内外に公表している。

さらに、全学の三つの方針をはじめとして、各学科の卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）及びそれに基づく教育目的・教育目標（教養教育及びキャリア教育に関するものを含む）は、各年度の実施状況の検証を踏まえ、学科会議（教養教育は総合教育センター及び教務委員会、キャリア教育は学生支援委員会及び学生・キャリア支援課で行う会議）で、必要に応じて見直しの検討を行っている。教職員にあっては、教育目的・目標の見直し内容について、共通理解を図りながら、年度計画づくりやシラバスの作成にも活かしている。このように、建学の精神や教育理念に則した教育目的・目標に基づいた教育を実践し、卒業生を地域・社会に送り出しており、さ

らに卒業生が社会の要請に応えられているか、本学の卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）及びそれに基づいた教育が地域・社会に貢献できているか等について、卒業生の就職先に対する「卒業生雇用主アンケート調査」を実施して検証を行っている。また、学生及びその保護者を対象として、卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）を明示しつつ、入学から卒業までに身に付ける力がどの程度向上したか、本学の提供する教育に満足しているか等について、「卒業生満足度調査」を実施し、検証を行っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、建学の精神、教育理念並びに各学科の設置目的を踏まえながら、「教育に関する基本方針」を明確に定め、その具現化に向けて各学科が教育目標を定めて教育を行った結果、基本方針に沿った学びの成果が学生一人ひとりの学修成果であると考えている。このため、重要となるのは、建学の精神に基づく卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）であり、とりわけ卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）が、学生が卒業までに身に付ける学びの成果であると位置付けている。

なお、本学では入学前教育を含めて学生が入学から卒業までに本学の教育活動によって身に付ける学びを「学修」、それ以外の学びを「学習」と捉え、「学修成果」を本学における教育課程を含む正課及び正課外の学びによって学生が得た成果の全体であると捉えている。

そして本学の学修成果を、全学の卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）として、すべての方針や目標を貫く4観点に分けて明確に定めている。

さらに、各学科の学修成果については、建学の精神に基づく全学の卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）のもとで、学科の教育目的に応じて学科ごとの卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）と学科目標を明確化し、これを受けて学生により具体的な内容を明示するために学科ごとの「到達指標」を示し、「建学の精神」－「設置目的」－「教育に関する基本方針（三つの方針等）」－「学科目標」－「学科の到達指標」の体系的な目的・目標の下に学修成果が具体的に示す形となっている。なお、到達指標は、基本方針から一貫している「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」のいわゆる「学力の3要素」に準拠した4つの観点ごとに示している。また、教養教育（教養科目）及びキャリア教育に関する到達指標は、全学科共通のものとして示している。あわせて、「到達指標」と関連

付けて各授業科目の「達成目標」を設定することとしており、これにより建学の精神から授業科目までの体系的な結び付けを図っている。

学修目標としての学修成果は、学生に配付する学生要覧、本学のホームページ「教育情報の公開」によって、広く学内外に表明している。とりわけ学生に対しては、授業等で「達成目標」とともに学修成果の周知徹底を図るよう努めている。

この学修成果は、学校教育法における短期大学に関する規定及び短期大学設置基準、資格・免許に係る法令を遵守しながら、教育に関する基本方針等に基づいて実施した結果について、「学修成果等の検証に関する方針」（平成29年度に「学修成果及び教育効果の検証に関する方針」として策定し、令和元年度に「教学マネジメントに関する要項」の一部改正にあわせて内容の大幅な見直しを図ったうえで表記のとおり改称するとともに、「アセスメント・ポリシー」としていたものを令和2年度から「アセスメント・プラン」と改称した）に基づいて検証し、改善案とともに学修成果の見直しを含めて学科会議及び学科長会議で検討し、自己点検・評価委員会において定期的に点検を行っている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学では、建学の精神から各授業まで体系的に結び付けることで質の高い教育の充実を目指し、「建学の精神」－「教育理念」－「卒業認定・学位授与に関する方針（DP：ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）、学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」－「到達指標」－「授業の到達目標」と、本学が目指す教育とそれぞれの授業の目標を一貫させる取組を進めているが、特に三つの方針（DP、CP及びAP）と学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）は、「教育に関する基本方針」と位置付け、とりわけ重要視するとともに、関連性に配慮しながら一体的に定めている。

三つの方針を含めた本学の「教育に関する基本方針」は、学科長会議において、「建学の精神」及び「教育理念」に基づく中心となる骨子を議論した後に、専門教育に関しては各学科会議で、教養教育は総合教育センターが原案を作成して教務委員会で、キャリア教育は学生・キャリア支援課と学生支援委員会で、それぞれ三つの方針を関連付けながら内容を精査し、組織的に素案を作成している。その後、学長を委員長とする自己点検・評価委員会において定期的に精査し、各学科の特性と全学での共通性のバラ

ンスを考慮しながら全学で組織的議論を行い、追加や変更の必要があれば適宜見直しにも対応している。

決定した三つの方針を含む本学の「教育に関する基本方針」は、学科長会議はもとより、教授会、関連の委員会、学科会議等で全教職員に周知徹底して理解を図っている。非常勤講師には、毎年度、授業開始前の時期にその内容を示したリーフレットを作成して配布することで、三つの方針を含む「教育に関する基本方針」を周知している。ただし、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「非常勤講師打合せ会」を中止し、非常勤講師用資料を個別に配付するなどして、周知した。また、学生、保護者に対しては、例年入学直後のオリエンテーション時に各学科でその概要と、三つの方針に基づいて日々の教育活動を行っていることを説明している。だが、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のためオリエンテーションを中止したため、学生要覧を配付するなどして各学科で学生に対し説明した。

三つの方針については、本学ホームページや大学案内に掲載するとともに、全学生に配付する学生要覧に記載して周知徹底を図っている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

建学の精神は不変であるも、教育目的や目標などは不変ではなく、高等教育機関である本学においては、社会の変化や社会的要請を受けて、その時代に応じた適切な見直しを図っていく必要がある。

即ち、社会やステークホルダーのニーズが何か、どのような人材を求めているかを十分に理解し、社会に役立つ人材、ステークホルダーが求める人材を養成する必要がある。この点、本学の建学の精神の真髄は不変であるものの、具体的な教育の内容や在り方については、自己点検・評価によって見直す必要がある。崇高な建学の精神によって教育しても、それが社会に合致しているのかをチェックする必要がある。そこで本学は、これまで継続して学生及び保護者に対する「卒業生満足度調査」と、卒業生が就職した企業等に対して「卒業生雇用主アンケート調査」を実施し、本学の教育で何が不足しているもの物を把握し教育現場にフィードバックする体制をとっている。調査結果では、本学の教育については概ね満足しているとの回答が数多くあるなかで、当然ながら、一部には不満足という回答もある。これらの調査結果は、直ちに学長、学科長に報告されるが、それを次年度の教育方針・教育方法の改善に、迅速に反映していくことが重要である。

これまで「卒業生満足度調査」、「卒業生雇用主アンケート調査」に取り組んできたものの、教育全般及びその効果に対してステークホルダーの意見を幅広く求める仕組みづくりが課題であった。

あわせて、三つの方針を含む「教育に関する基本方針」の見直し等に関しても、計画・実施・検証・改善の組織的取組の不明確さが課題であったため、これまでの「教学マネジメントに関する要項」を大幅に改正した。

また、各学科では次に掲げる事柄を取り組むべき課題として認識している。

幼児教育学科では、教育の目的・目標を授業などの具体的な学修場面でさらに明確に認識させるために、1年次、2年次の保育実習、幼稚園教育実習、3年次の保育実務

研修（インターンシップ）現場での経験や課題を本学に持ち帰り、学生が主体的に振り返りを実施する「往還」の教育を取り入れ、担当教員が側面から学生の質問や悩みに丁寧に応じている。しかし、良好な対人関係づくりやコミュニケーションの在り方など、現代を生きる学生には、より丁寧に向き合う必要がある。挨拶や返事、場に応じた適切な受け答えができることなどは、雇用者からの要望も強い。対人援助を行う職種に就くことを踏まえて、更なる学びを深めていくことと、保育実践力の一層の涵養と向上が課題である。

デザイン美術学科では、「漫画を描きたい」、「イラスト、CG制作に没頭したい」等、希望するスキルを高めていきたい学生が多数いることから、制作活動に一人で専念することが多く、人とコミュニケーションを図ることよりも、制作活動を優先しがちな学生もいるが、他者とのコミュニケーションの機会を持つことは、卒業後の個人にとっても重要な事柄であることから、外部のイベントへの参加や作品展示等を促すといった取組を行い、一定の成果は得られていると考えている。しかしコロナ禍が続いており、まだまだ不十分であることが課題である。

音楽総合学科では、芸術系分野では避けられないことではあるが、すでに入学時に学生間の実力レベルが異なっていることが課題である。この課題には、教員が個別に習熟度別教育を展開することによって対応している。入学後、新たに学ぶ学修については、一人一人の修得状況を踏まえて個別に対応している。また、本学科学生の進路先は、必ずしも音楽の専門職や楽器店ばかりではなく、金融機関など民間企業も多いため、接客に関わる適切なコミュニケーションが求められることから、その能力を育成することもまた課題である。

また、音楽療法コースの学生は、音楽療法士として採用されることは稀であり、老人保健施設等の職員として採用され、音楽療法の仕事と兼務するケースがほとんどである。そのため、施設職員としてのコミュニケーション能力と問題解決能力を求められることが多い。また、社会に出てからは、集団で協働するためのコミュニケーション能力や問題解決の力量が求められることを踏まえ、学修活動を通じてそうした能力を育成していくことが課題である。

歯科衛生学科では、総合病院等に就職する者は稀であり、大多数は開業歯科医院に就職しているが、知識、理解度、時間を守ることなどにおいて、各歯科医院からは高い評価を得ることができている。しかし、スタッフや患者との間で臨機応変にコミュニケーションを図らなければならない職場であるため、在学中にコミュニケーション能力はもとより、臨機応変な対応力を育成する必要がある。また、市民公開講座等を通して口腔保健の啓発を行うとともに、それを担う人材を養成する教育機関として歯科医師会及び歯科衛生士会等と連携し、本学歯科衛生士教育の目的・目標を積極的に発信していくことが今後の課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

幼児教育学科は、全国的にも希少な修業年限 3 年であり、保育士養成課程の高度化という社会的要請に短期大学として可能な限り対応する教育課程を設け、慢性的な保育士不足のなか、生涯にわたって幼児教育の専門職者として活躍できる人材の養成を

目指している。従って、保育士、幼稚園教諭二種免許状はもとより、音楽療法士、レクリエーションインストラクター、認定ベビーシッター、准学校心理士等数多い資格、免許の取得を可能としている。この多彩な資格に加えて、大学等における「職業実践力育成プログラム（BP）」である履修証明プログラム「幼児教育学科子どもの発達と援助学コース」が、文部科学省で認定されている。このプログラムを修了すると、本学が認定する「認定療育士」が取得できる。

また、3年課程であることから、2年課程で行う保育実習、幼稚園教育実習に加えて、3年次に「保育実務研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」（インターンシップ）を取り入れている。「保育実務研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、保育実務に近い内容で長期に研修（4月下旬から12月上旬まで）を行うことで、実践的研究・社会人基礎力・保育構想力を備えた保育実践力の育成を目的としている。研修期間の毎週月・火曜日を保育所や幼稚園等の現場での研修日に充て、毎週の研修後に当該研修の課題や経験を大学に持ち帰り、週後半の専門科目において、学生と教員とで課題解決に向けた討議を行う「往還」の教育を取り入れている。こうした実務研修及び「往還」の教育導入によって、現場での学生の保育実践力は確実に向上している。

この研修実施期間は、4月下旬から12月上旬までの約6か月（このうち大学での研修日は約40日）と長期にわたっていることから、短期間の実習と比較して、子どもの成長過程を学ぶことができる。また、研修先の園において四季を通じた各種行事や保護者とのやり取り、そして、保育者同士のコミュニケーションなどに触れる機会も必然的に多くなり、学生は長期にわたる研修を通じて保育実践力を身に付けることができ、大学内で学ぶことができない社会人として必要な学びを一層深めることができる。厚生労働省の調査結果にもあるが、就労後3年未満で4割が離職という高い離職率のなかで、充実したインターンシップを取り入れることにより、本学科の卒業生は離職率が低い傾向にあり、比較的長く安定して就労している。そのため地域からの信頼は厚く、就職率や本学科への進学率アップにもつながっている。

デザイン美術学科は、授業で培った技術を地域社会に披露する機会として、地域の公共団体等の要請に基づき、学生が講師を務めるマンガ講座を小学校で開催している事例や、大垣地域の防犯協会の広報誌に防犯意識を啓発するためのマンガを約20年にわたって制作、提供しているなど、培った技術を活かしながら地域社会と関わる機会を設けている。これらの機会が、学生のコミュニケーション能力の助長と、地域社会と関わることへの意識の高揚に役立っているが、コロナ禍によってその機会は減っている。

相互の教育・研究交流を通じて学生の視野を広げ、学修意欲を高めるとともに、両大学の教育の活性化を図ることを目的として、中日本自動車短期大学（岐阜県加茂郡坂祝町）との間で、平成26年度末に教育連携協定を締結。この協定に基づき、平成27年度から中日本自動車短期大学が開講する授業に、デザイン美術学科の学生が履修登録をしたうえで毎年度参加した。この授業では、自動車をカスタムペイントするために、ペイントの図柄を本学科の学生がデザインし、そのデザインに基づいて両大学の学生が、協力して車両の塗装を行う。塗装完了後には、成果発表として毎年度みずき祭（大学祭）において当該車両を展示した。中日本自動車短期大学の授業科目として単位を

修得した場合は、本学科の卒業要件（選択科目）に係る科目に読み替えて単位認定しているが、令和2・3年度もコロナ禍によって本事業が全面的に中止となり、単位認定はおろか、作品を残すことも叶わなかった。

【テーマ 基準 I-C 内部質保証】

【区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

自己点検・評価のため、本学学則に基づき平成7年7月に「大垣女子短期大学自己点検・評価委員会規程」を定めた。この規程は、大垣女子短期大学の授業内容及び方法の改善を図るための方策並びに教育・研究水準の向上・活性化、教学マネジメントに関する事項等を審議する自己点検・評価委員会に関して必要な事項を定めている。組織は、学長が委員長となり、副学長、各学科長、ALO、図書館長、総合教育センター長、IRセンター長、事務局長、事務局各課長・各室長を構成員としている。あわせて、令和32年度の自己点検・評価の取組は、必要に応じて、学科、総合教育センター、IRセンター、各委員会、事務局各課は事業報告を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、自己点検・評価委員会がその計画や実績を点検している。また、自己点検・評価委員会は、学科、総合教育センター、IRセンター、各委員会、事務局各部署の年度中の活動を総点検し、次年度以降の目標設定や活動の指針となるものについて、評価を含む多角的な検討を行っている。

この点検結果は学長に報告し、自己点検・評価委員会が毎年度「自己点検・評価報告書」を作成のうえ公表している。

自己点検・評価活動は、学科、総合教育センター、IRセンター、各委員会、事務局各課から計画や実施後の検証結果、改善に向けた課題を含む報告が提出される必要がある。その計画や報告の作成等には、各種会議を通して全教職員が関与しているが、このことによって、自己点検・評価の在り方や意義について理解が進み、全教職員の手によって改善が進められている。

自己点検・評価活動の成果が、次年度以降における本学での教育研究をはじめとするすべての活動の目標設定や改善に役立てられるよう、全教職員で取り組む努力を続けている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）に基づいて、達成すべき「学修成果」を、教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）に沿って編成した教育課程を定めた学修期間で履修したのちに、全学及び各学科の卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）で示す「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」の各観点について、身に付けることが期待される「到達指標」に沿った内容としている。また、この学修成果を段階的に検証していくために、全学（全体）、学科（プログラム）、科目（授業）の各レベルにおいて、「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」、「到達指標」、「授業科目の到達目標」に基づき、総合的に評価・検証を行い、一定の質的水準に達するための具体的な手立てや調査の内容等を示している。

学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）に示した評価・検証をする手立ての状況や、評価・検証に資するための調査等の結果については、原則として報告書にまとめて学長に提出し、自己点検・評価委員会において検討・分析・審議を行い、学科長会議でも検討し、教育の質向上、充実のために、関連部署においてアセスメント・プランを含めて改善すべき措置や内容を検討、改善するなど、結果や状況はもとより、評価・検証の在り方を含めて定期的に点検している。こうしたことを踏まえて、「学修成果」とともに、教育の方針・計画、卒業、授業、単位認定等に関する運用の基本や定義等を明確化し、あわせて学修成果等の評価・検証のために用いる主な具体的手立てについて最低基準を明示することで、一層の教育の質向上や充実を図っている。

本学運営の基本は、学校法人の理事会及び経営会議での方針審議、決定事項に基づいて、理事でもある学長のもとで組織的に計画・実施・検証・改善にあたり、さらに次の計画につないでいくという、いわゆる「PDCAサイクル」を継続して行うことであって、これは学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）に明記したとおりである。

その具体的な状況は、次のとおりである。教育の質保証と学生の学びの向上を図るための、一つの評価・手立てとして重要なGPA制度の導入に際して、GPAが学修時間当たりの学修到達度を表す指標であることや、学生の状況を十分に配慮したうえで指導や支援等に活用するために、「GPA制度に関する要項」を制定した。これは、総合教育センターが本学に適した形式のものを考案し、教務委員会で検討を行い、学長に報告、教授会で決定した。（PLAN）

学生要覧に「GPA制度に関する要項」を掲載し、また、毎期学生に配付する成績表や、成績証明書にGPAを表記して、教員が学生指導及び支援の際に活用するほか、学生にもGPAの活用について周知をしてきた。(DO)

GPAは、「GPA制度に関する要項」第9条(GPAの活用)に基づいて活用しているが、その数値の適正性については、GPA分布等各種統計データも参考に、教務委員会及び学科長会議で検証を行っている。(CHECK)

その検証結果を踏まえ、必要に応じてGPA制度及び学生への指導・支援等の改善を次年度の計画に盛り込んでいる。(ACTION)

このように、教育の質向上・充実のため、GPAはPDCAサイクルに基づき活用している。

学校教育法及び短期大学設置基準等関係法令の改正は、関係省庁からの通知によって認識し、本学の規程等の一部改正が必要と判断した場合は、学科長会議、教授会において速やかに検討のうえ一部改正する対応を行っている。教育の質保証に関連した関係法令等の一部改正等については、教務委員会を通じて各学科教員に周知を促すとともに、関係部署において規程等の一部改正の検討をしている。とりわけ免許、資格に関わる法令等の一部改正には適切に対応するとともに、実習等を含めた要件については厳に守るために、組織的に対応している。このように、建学の精神に基づいた一貫性のある「教育に関する基本方針」の内容や取組が、関係法令に沿ったものであることを常に確認しながら本学の運営を進めている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

内部質保証について、本学には課題が3点あった。第一の課題は、学修成果をどのように評価・検証するのかについて明確な方針が必要なことであった。これについては平成28年度に検討を重ね、平成29年度から学修成果及び教育効果の検証に関する方針(アセスメント・ポリシー)を定めて、学生に周知徹底を図るとともに運用を開始することができた。さらに運用において、これまで行ってきたPDCAサイクルの組織的活用や成績評価の方法等を明文化して、教職員で一層確実に共通認識することの必要性、評価・検証の手立ての定量的な基準の明示などの必要性が明らかとなり、令和元年度からの「学修成果等の検証に関する方針(アセスメント・ポリシー)」では、そうしたことについて一層明確に示すこととした。これにより、この課題は克服できると考えている。

第二の課題は、内部質保証に関する方法や組織運営の在り方について明確な定めがないことであった。これについても平成29年度に検討を重ね、平成30年度から「教学マネジメントに関する要項」を定めて、建学の精神に基づく教育理念、設置目的を達成するため、教育課程の実施に係る内部組織を整備して教育を実践するとともに、評価・改善を図りながら教育の質向上を図る、組織的な取組について明文化することができた。しかし、これも運用において、さらに詳細に示すべき内容の改善点が明らかとなり、令和元年度から大幅に改正することとしたため、PDCAサイクルでの学内組織の具体的な活動内容を含め、改善が促進されている。

第三の課題は、学修成果及び教育の内容についての客観的な評価・検証の方法につ

いて妥当性の検討が十分ではなかったことであった。これまで毎年度実施している「卒業生雇用主アンケート調査」及び「卒業生満足度調査」の結果や、学生の学修状況（GPAの分布、GPCの状況、学生の学修時間等）、卒業の状況（学位取得、資格・免許等の取得、留年等）、就職状況などを踏まえた検討を行ってきた。しかし、成績評価の総合状況や卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）と結び付く諸要素を勘案する必要性があった。これについては、令和元年度から卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）の観点と結び付いた総合的な成績評価を実施し、評価・検証方法の充実が図れている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

内部質保証に関する課題解決のため、平成30年4月に「大垣女子短期大学 教学マネジメントに関する要項」を制定した。

本学における教学マネジメントとは、学長のリーダーシップのもと、本学の建学の精神及び教育理念に基づいて「教育に関する基本方針」を定め、学修目標に向けた組織的な教育を展開し、学修成果の検証と改善の推進によって教育の質保証と向上を発展的に図っていく、運営の全般を指すものであると定義している。これにより、内部質保証と自己点検・評価の客観性を確保している。また、更なる教育の質保証と向上のため、平成31年4月に「大垣女子短期大学 教学マネジメントに関する要項」の大規模な改正を行ったが、継続して見直しを行うことで、内部質保証の充実に向けて努力している。

この改正に合わせて、平成31年4月に学修成果等の検証に関する方針（アセスメント・ポリシー）も改正を行い、内部質保証に関する課題の解決に向けて、PDCAサイクルを中心とする組織的運用の基本の明示、成績評価、その方法等の明示及び評価・検証の手立ての定量的な基準の明示を行い、教育の質向上を図っている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

I-A 建学の精神 自己点検・評価に基づく改善計画

「建学の精神」は、本学創立以来変わらないものであるが、それに基づく実施計画や具体的な教育指針は時代の趨勢とともに変化していかなければ、時代に即した有為な人材の養成は叶わない。そして、「建学の精神」をもとにした本学全体の具体的な教育方針を、必要に応じて見直すことを計画し、実施してきた。平成26年度には、「教育に関する基本方針」における三つの方針等の総合的な見直しを行った。これは、平成23年4月に制定した「教育に関する基本方針」の全体について、「キャリア教育」も加え、次の(5)を新設した新たな観点から総合的な見直しを行ったものである。

- (1) 教育理念具現化及び設置目的達成にあたっての実効性【建学の精神で目指す人材を育成していく内容となっているか】：全体

- (2) 中等教育までの到達目標分類との整合性【高大接続を見通した目標分類になっているか】：主にDP、AP・目標・到達指標
- (3) 入学試験の種類及び内容との整合性【方針に明示された種類と内容になっているか】：主にAP
- (4) 教育課程編成の実効性【上記(1)～(3)及びコース変更等をふまえた教育課程方針になっているか】：主にCP
- (5) 方針・目標・指標及び教育課程の検証方法と内容の明示【目指す人材育成の検証方法を新たに示す】：新設

これらの見直しにより、建学の精神・教育理念・本学及び学科設置目的・教育方針の確認、教育に関する基本方針等の見直しを行ったことで、目指す人材像等明確に示すことができた。

これとともに、それまで統一性のなかった卒業認定・学位授与の方針(DP：ディプロマ・ポリシー)などの観点を、いわゆる「学力の3要素」に準拠する4観点(知識・理解、思考・判断・表現、技能、態度・関心・意欲)で全学及び全学科の専門教育、教養教育、キャリア教育を統一したことであり、これによって建学の精神から各授業科目までを、一層体系的に結び付けることができるようになった。

表記上の調整や内容的な部分変更などについては、毎年度、自己点検・評価委員会で検討し、追記、修正などを行いながら、建学の精神から授業までの一貫性を重視し、改善を進めてきた。その結果、「建学の精神」－「教育理念」－「卒業認定・学位授与の方針(DP：ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(CP：カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(AP：アドミッション・ポリシー)、学修成果等の検証に関するプラン(アセスメント・プラン)」－「到達指標」－「授業の到達指標」と、本学が目指す教育とそれぞれの授業の目標をつなげる取組を進めることができ、これによって、教育の質保証とともに、質の高い教育の充実を目指すこともできていると考えている。

I－B 教育の効果 自己点検・評価に基づく改善計画

教育の効果について、本学は社会の変化に対応した特色ある女子高等教育の充実や、地域貢献の観点を中心に据えて、そうした教育の実効性を高めるための改善に取り組んできた。この取組では、まず平成25年度に看護学科を設置してより幅広い人材育成を目指し、これとともに既設学科でもその教育目的に応じた特色ある教育課程への見直しを進めた。あわせて、社会の変化に対応できる女性の育成と、地域への貢献の基盤となる豊かな人間性の涵養に向けた、特色ある教養教育づくりを進めることとし、他学科の学生との交流を授業に取り入れていくことなどを実施してきた。

また、教育の効果を高めていくことに重要な役割を果たす「学びのガイドブック」として、全学科で科目の学びの体系や系統を示す「カリキュラム・ツリー」と、それぞれの授業で身に付けていくべき力を卒業認定・学位授与の方針(DP：ディプロマ・ポリシー)との関連で明確に示す「カリキュラム・マップ」を作成することとした。さらに、各授業において評価の基準を確実にシラバスで示すことや、卒業認定・学位授与の方

針（DP：ディプロマ・ポリシー）を具現化した学修成果として示している「到達指標」を、ルーブリックで明示するなどの改善を進めることとした。

こうした改善への取組によって、平成 25 年度には、卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）及び到達指標との関係性を示した「カリキュラム・ツリー」と、各授業科目の体系性及び順序性を示した「カリキュラム・マップ」をすべての学科（専門科目）及び総合教育センター（教養科目）で作成するとともに、「カリキュラム・ツリー」と「カリキュラム・マップ」の内容を学科長及び総合教育センター長が点検して学長に報告し、これらを印刷物やホームページで公表した。

各学科でも、「教育目的」及び「教育目標」という観点から、学科の特性に応じた継続した教育の見直しを行うことによって、教育の効果を高める努力がなされているところである。

幼児教育学科では、教育目的・目標に関して社会が求める保育者の資質向上、つまり、基礎学力の向上はもとより、実習や研修での実学と往還による学び、専門性をより深く考察する保育者としての基本姿勢、対人コミュニケーション能力などを向上させるために、定期的に学科内での点検、検討を行っていくことが重要であると考えている。

デザイン美術学科では、あらゆる教育活動を通じて、専門的能力を高めることはもちろん、体験的にコミュニケーション能力の必要性を学ぶ機会を提供し、その展開を授業や学生生活のなかで継続して指導していくことが重要であると考えている。

音楽総合学科では、学科の特性上、入学時に異なる能力差がある学生たちに、一斉の学びの場のみではなく、それぞれが成長できる課題を適宜与えて最大限の教育効果を上げている。さらに対人コミュニケーションや問題解決の能力をあらゆる教育活動を通じて体得することで、可能な限り学生が希望する進路実現に向けて就職支援を継続することを考えている。

歯科衛生学科では、歯科医学の進歩や国民の健康へのニーズ等に合わせてより深く探求し、対人コミュニケーション等の能力をあらゆる教育活動を通じて体得することで、従来から維持してきた高いレベルでの学びに加えて、より社会から望まれる人材となるよう、定期的に学内での点検、検討を行っていくことを考えている。

こうした各学科の努力もあり、平成 29 年度からは、本学の卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）に沿って編成した教育課程を中心とする教育活動による学生の学修成果及び教育効果について、評価し検証するための具体的な手立て等を定め、これによって教育の質保証と学生の学びの向上を図るとともに、適切な教育改善の推進を資することを目的として、学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）を策定し、一層の改善を推進している。

I-C 自己点検・評価 自己点検・評価に基づく改善計画

本学は地方にある小規模な短期大学であり、教員は授業や所属する学科の業務のほかに、委員会や社会的活動への参加など、多くの業務を担当しながら教育活動を推進するための努力を継続している。そうしたなかであっても教職員全員が、PDCAサイクルの循環が自己点検・評価であるという認識を高いレベルで共有し、「今実施して

いることをどう改善に結び付けていくのか」を継続的に意識できるように、自己点検・評価委員会から働き掛けを行うとともに、認識の共通理解のため、毎年度全教員の参加によるFD研修会を実施するなど、FD・SD活動に取り組んできた。そして、短期大学設置基準の改正を受けて、平成29年度には「大垣女子短期大学FD・SD推進委員会規程」を制定し、さらに積極的な取組を推進している。こうした取組を今後とも充実させながら「自己点検・評価」の理解を深めていくことに努めていきたい。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

質の高い教育の充実を目指して、平成22年度から始まった「建学の精神」－「教育理念」－「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」－「到達指標」－「授業の到達指標」と、本学が目指す教育をそれぞれの授業までつなげる仕組みづくりの取組は、前回の認証（第三者）評価を挟んで、この機会を活用しながら積極的に見直しを継続し、高大接続を意識しつつ、いわゆる「学力の3要素」に準拠した観点で全学の卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）などを統一するとともに、卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）と結び付いたシラバスづくり及びその内容の目標と評価を中心とした充実、授業等の体系化を視覚化するための「カリキュラム・マップ」及び「カリキュラム・ツリー」の作成と内容を年度ごとに更新、さらに令和元年度にはカリキュラムの体系性や順序性を反映した各授業科目のナンバリングも行い、令和2年度の学生要覧からその仕組みの詳細を示すとともに、シラバスにも掲載している。

引き続き、こうした考えに沿って教育の質保証の向上を目指すことは当然であるが、学修成果と教育効果の検証に取り組むことが重要であると考えている。このため、平成29年度から三つの方針に加えて学修成果及び教育効果の検証に関する方針（アセスメント・ポリシー）を策定して、その具現化のために取組を進めてきたところである。しかし、さらに教育の質保証を確実なものとするために、PDCAサイクルによって組織運営の基本を確認するとともに、卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）などの学修目標に対する評価・検証の手立てと最低基準の明示が必要であると考え、令和元年度から「教学マネジメントに関する要項」とともに「学修成果等の検証に関する方針」として大幅な改正を図ったところである。そして今回の認証評価を契機として、これらを本格的に活用していくことが課題であると考えている。

こうした全学的な課題のもとに、各学科で課題とする事項は次のとおりである。

幼児教育学科では、豊かな人間性を備え、専門的な知識と技能を身に付けるため、保育者養成において重点を置く観点を、学生の学びの過程に準じてピックアップしながら、体系的に学生個々の学修の成果を導き出したいと考えている。

デザイン美術学科では、比較的個々の学生の基礎学力が高いことを踏まえ、成果が達成できない問題点を明確にしながら分析・検討を進め、非常勤講師を含めた教員の共通の認識へと導いていく。個に応じた丁寧な教育の実施を引き続き行っていくことに加え、共同制作の機会のある科目で、コミュニケーション能力を高める機会を、さらに増やしていくことを考えている。

音楽総合学科では、コースにより多彩な科目構成としているため、到達すべき教育目標のさらなる明確化、及び教員同士での評価基準の共有を図り、非常勤講師にも周知することによって、学生に対して客観的な評価を確立することを引き続き進めていきたいと考えている。

歯科衛生学科では、観点別評価における「技能」の観点から、各科目の授業内容を改善して、可能な限り各科目でコミュニケーション能力の評価を行うように取り組む。現在、専門科目で「コミュニケーション演習」（1年次後期・選択）を設けているが、2年次、3年次においても「多職種連携」、「チーム歯科医療」など、コミュニケーション能力の向上に関する内容を盛り込んだ科目を増設したいと考えている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

建学の精神と教育理念のもとに、全学及び学科ごとの卒業認定・学位授与の方針(DP:ディプロマ・ポリシー)で示す「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」の各領域について、総合して身に付けることが期待される到達指標に沿った内容を、達成すべき学修成果として対応させている。

卒業認定・学位授与の方針(DP:ディプロマ・ポリシー)を明確化するために、学科ごとに教育目標を掲げるとともに具体的な学修成果と結び付けるよう、学科ごとに到達指標を体系的に示している。教養教育の基盤となる教養科目についても、教育目的と学科ごとに教育目標を定め、到達指標を設定している。これらに基づいて編成された学科ごとの教育課程は、卒業要件及び免許や資格取得の要件を明示するとともに、成績評価についても明確に示している。こうした卒業認定・学位授与の方針(DP:ディプロマ・ポリシー)と学修成果に関する内容については、「大垣女子短期大学学則」及び「教務規程」に明記して、学生に対してはもちろん、これを学内外に公表している。

「卒業の要件」、「成績評価の基準」、「資格取得の要件」についてもこれらに明確に定め、学生要覧に掲載して学生が十分に理解できるように示している。

幼児教育学科では3年間で95単位を取得することを卒業の要件とし、実習や3年次に行う保育実務研修の実施にあたっては、GPA値2.0以上であることを要件としている。また、所定の科目を履修して必要な単位数を取得すれば、学則に定める「幼稚園教諭二種免許状」、「保育士資格」が卒業時に取得できる。

歯科衛生学科では、平成30年度入学生から3年間で97単位を取得することを卒業の要件とし、所定の科目を履修して必要な単位数を取得すれば、学則に定める「歯科衛生士国家試験受験資格」が卒業時に取得できる。

また、デザイン美術学科と音楽総合学科では、それぞれ2年間で65単位を取得することを卒業の要件としている。この2学科では、卒業時に取得できる資格について特に学則に示してはいないが、デザイン美術学科では、デザイン関連の職業に従事することを見据えた学生に対し、色彩検定、CGクリエイター検定の資格取得が目指せる

科目を設定し、大学案内及び本学ホームページで示している。音楽総合学科（管打楽器リペアコースを除く）では、所要の単位を取得することで「音楽療法士 2 種」の資格が取得できることから、学生要覧に明示している。この資格は、幼児教育学科においても所要の単位を取得すると取得できる。

また、これも学則には示していないが、幼児教育学科、音楽総合学科（管打楽器リペアコースを除く）、歯科衛生学科、看護学科では、必要な科目の単位を取得することによって、「社会福祉主事任用資格」が取得できるように環境を整えている。

「成績評価の基準」については、教務規程に定めただうえで学生にも明示している。これは学科の別によらず、全学で共通の基準を定めて適用している。成績評価は 100 点満点とし、60 点以上を合格、それに満たないものは不合格としている。成績の評価は、課題への対応状況、授業への取組状況、筆記試験、実技試験、口述試験、レポート、論文、作品等提出物によって行われ、シラバスに明記した基準に基づいて評価している。成績の表示については、100 点満点のうち、90～100 点を秀(AA)、80～89 点を優(A)、70～79 点を良(B)、60～69 点を可(C)、59 点以下を不可(D)としている。また、一度合格点を得た科目については、いかなる事情があっても再度履修することはできないこととしている。

また、次のとおり、全学の卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）に基づいて、学科ごと、教養教育（教養科目）及びキャリア教育の卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）を定めている。

・全学 卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）

1. [知識・理解] 専門的知識と社会人に求められる教養について理解を深め、必要な知識を確実に身につけることができる。
2. [思考・判断・表現] 社会で活かせる思考力と表現力を身につけ、知識や技能を活用しながら判断して、課題解決に取り組むことができる。
3. [技能] 専門的な技能や技術を確実に修得し、コミュニケーション能力を身につけて、これらを活用することができる。
4. [関心・意欲・態度] 社会や環境への関心を持ち意欲をもって学修活動に取り組めるとともに、徳性の涵養と健康な身体づくりができる。

・幼児教育学科 卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）

大垣女子短期大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を前提として、本学所定の単位を修め、次に示すところの成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士（幼児教育学）の学位を授与する。

1. [知識・理解] 保育の本質を理解し、保育者として専門的知識に基づき、子ども理解に基づいた援助や適切な環境構成、子育て支援を行うための知識を修得することができる。
2. [思考・判断・表現] 保育の本質を基盤に、時代のニーズに柔軟に対応した保育実践及び改善を行うことができ、外部の資源を有効に活用することができる。

3. [技能] 保育実践に必要な保育技術や情報収集能力をもち、子どもとの関係を構築し、職員と協働するとともに、地域や保護者と連携できるコミュニケーション能力がある。
 4. [関心・意欲・態度] 豊かな教養と人間性、社会人基礎力を備え、常に資質能力の向上を図り、地域や保護者と連携し様々な課題に対応していこうとすることができる。
- ・デザイン美術学科 卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）
大垣女子短期大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を前提として、本学所定の単位を修め、次に示すところの成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士（美術）の学位を授与する。
1. [知識・理解] 美術における理論と制作を通し、美術に対する知識と理解を有することができる。
 2. [思考・判断・表現] 制作において考え、選択し、表現することを、自己の制作の中で展開し、表現することができる。
 3. [技能] 美術表現上、必要な技法を習得する。研究し、継続した結果、自己表現につなげることができる。そして、その表現を人に伝えるコミュニケーション能力がある。
 4. [関心・意欲・態度] 美的なものに興味を持ち、多様なものを吸収し、選択する。又、真摯な態度で物事に当たり意欲的に研究し、表現につなげる事が出来る。そして人との関わりの中、地域との連携、貢献を推進していくことができる。
- ・音楽総合学科 卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）
大垣女子短期大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を前提として、本学所定の単位を修め、次に示すところの成果が得られた学生に卒業を認定し、短期大学士（音楽）の学位を授与する。
1. [知識・理解] 音楽の基礎的な理論や曲の生まれた背景を理解し、人に音楽を伝えるための知識を修得することができる。
 2. [思考・判断・表現] 音楽演奏や教育を行うにあたって必要な理論を適切に判断し、相手の理解に応じて伝えることができる。
 3. [技能] 音楽の専門家としての情報収集能力と技術をもち、関係職種と連携できるコミュニケーション能力がある。
 4. [関心・意欲・態度] 常に自己資質の向上をめざし、積極的に音楽を通じて人と関わり、地域との連携、音楽文化の向上に向けた社会貢献を推進していくことができる。
- ・歯科衛生学科 卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）
大垣女子短期大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を前提として、本学所定の単位を修め、次に示すところの成果が得られた学生に卒業を認

定し、短期大学士（歯科衛生学）の学位を授与する。

1. [知識・理解] 全身的観点から口腔の健康支援ができるための専門的な知識や医療人として社会に貢献していくための知識を修得することができる。
2. [思考・判断・表現] 歯科衛生士として人々の健康問題の解決に向けて、生物・心理・社会的な観点から論理的に考え判断ができ、さらに適切な説明ができる。
3. [技能] 歯科衛生士としての基本的な操作的技術能力やプレゼンテーションする力があり、他職種と協働・連携するチーム医療が理解でき、患者や地域社会とも関わるコミュニケーション能力がある。
4. [関心・意欲・態度] 医療人としての自己管理ができ、将来に向けての職業的使命感を持ち、自らが関心と意欲を持って地域との連携や社会貢献を推進していくことができる。

・教養教育（教養科目） 卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）

教養教育は、関心と意欲を持って主体的に取り組むことで、①専門分野の学びの基盤、②人間の在り方や生き方、③文化や社会と環境、④地域社会での社会人に求められる基本などについて、知識・理解、思考力・判断力・表現力、コミュニケーション能力、必要な技能や技術等を身につけることを目的とする。

共通教養教育の中心となる教養科目では、学科の目的に応じて、次のものを確実に培うことを目標とする。

1. [知識・理解] 専門分野を学ぶ基盤となる知識及び社会人に共通して求められる社会変化への対応と地域に貢献していくための基本的知識についての理解
2. [思考・判断・表現] 人間の在り方や生き方、文化や社会、環境などの理解に必要で、専門分野を学ぶための基本ともなる思考力や判断力、表現力
3. [技能] 専門分野を学ぶ基盤となる学問的な技能や知的技法及び社会人に必要なコミュニケーション能力や社会生活の基本となる技能
4. [関心・意欲・態度] 教養について学ぶことを将来の社会的役割と結びつけてとらえ、学修への関心と意欲を持って、主体的に取り組んでいこうとする態度

・キャリア教育 卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）

キャリア教育は、社会的・職業的自立に向けて、その基礎となる①知識や理解、②思考・判断・表現する力、③技能、④意欲や態度などを育て、学生一人一人のキャリア発達を支援することを目的とする。

共通キャリア教育では、学科の目的に応じて、次のものを確実に培うことを目標とする。

1. [知識・理解] 職業や就労についての基本的事項、キャリアに関連する社会のしくみ、社会人に必要な基礎的事項等に関する知識やその理解
2. [思考・判断・表現] 社会的・職業的な自立に向けた将来の構想、自己のキャリアについての適性と能力の認識、進路選択のための課題解決等に関する基本的な

思考力・判断力・表現力

3. [技能] 専門的知識や技術の社会的な活用、キャリアの修得や進路選択のために必要な計画の立案、協働の基礎となる集団におけるマナーやコミュニケーション等に関する基本的な技能
4. [関心・意欲・態度] 社会の中で役割を果たしていくこと、キャリアを基本とした自己認識と将来設計、社会人に必要な行動様式を身につけていくこと等に関する望ましい関心・意欲・態度

学科ごとの卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）は、卒業と同時に短期大学士の学位を授与していることから、社会的・国際的にも通用性がある。

また、幼児教育学科で取得可能な幼稚園教諭二種免許状と保育士資格、歯科衛生学科で取得を目指す歯科衛生士、看護学科で取得を目指す看護師は、いずれも国家資格であり社会的にも通用性がある。デザイン美術学科で取得を目指すCGクリエイター検定や、音楽総合学科で取得を目指す音楽療法士2種など、卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）からなる本学の学びは、就職にも役立つことから社会的にも通用性がある。

また、これらの内容は法令の改正や社会情勢の変化、社会的要請等を踏まえつつ、各学科、教務委員会、自己点検・評価委員会等で毎年度検討し、見直しの必要がある場合には、学長に報告することとしている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

全学及び学科ごとの卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）に対応して、全学の教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）を定め、

これに基づいて学科ごとに教育課程編成・実施の方針（C P：カリキュラム・ポリシー）を、教養教育については教養科目の教育課程編成・実施の方針（C P：カリキュラム・ポリシー）を、それぞれ定めている。これらに対応する教育課程編成・実施の方針（C P：カリキュラム・ポリシー）と、学修成果の内容的な指針となる到達指標に対応して、学科ごとの教育課程が編成されている。

教育課程においては、目的や目標に沿って人材育成がなされるよう、体系的なシークエンスと、わかりやすく適切なスコープに配慮するよう心掛けている。また、短期大学設置基準、児童福祉法施行規則、教育職員免許法施行規則、歯科衛生士学校養成所指定規則、保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の関係法令に従って体系的に編成している。これらを反映した「カリキュラム・マップ」により、各授業科目と卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）との関連性を明確に示している。

教育課程は、大きく教養科目、専門基礎科目、専門科目で構成し、資格、免許の取得、国家試験受験に必要な分野、科目を設定している。

履修単位数の上限については、「履修に関する要項」において、各学期に履修できる単位数の上限を定めている。また、成績等により履修単位数の上限を緩和する条件も定めている。

成績評価についても短期大学設置基準等に則り、明確な基準を設けて厳格に適用するよう努め、学則、教務規程、履修に関する要項に明記している。また、科目ごとに授業の時期・形態・単位数・担当者・ねらい・到達目標・時間数・具体的内容・評価方法と基準・授業外での学修・教科書と教材等をシラバスに示すとともに、授業の最初にこれらを説明することで、効果的な教育がなされるようにしている。成績評価は授業科目担当者に一任しており、授業科目の到達目標もシラバスに明記している。

シラバスは、「シラバス作成要領」に基づき、毎年度非常勤講師を含めた科目担当教員全員が作成している。シラバスには、授業内容、到達目標、観点別評価（学修成果）、評価方法・基準、テキスト、参考書・教材、授業時間外での学修、受講学生へのメッセージの一部にはオフィスアワーの時間と場所などを明記している。

本学では、通信や放送授業による教育を行う学科・専攻課程は有していないが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年5月以降に一部授業をオンライン形式で実施し、ICTツールを利用した通信や動画利用などを行った。

授業科目担当教員は、短期大学設置基準及び「大垣女子短期大学教育職員の資格基準に関する規程」に基づき、担当する授業科目に関連した十分な業績や資格等を確認し、適切な配置をしている。専任教員が担当できない授業科目は、非常勤講師に依頼している。教育課程の方針、編成内容、実施状況については、法令等の改正はもちろん、その教育効果や学生の実態等も考慮しながら、各学科、教務委員会、自己点検・評価委員会等で検討し、見直しの必要がある場合には、学長に報告して、適宜見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学では、建学の精神や教育理念、これに基づいた卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）を達成するため、基盤となる教育活動として教養教育を重視している。そして「教養」を、個人が社会との関わりや経験をもとに体系的な知識や知恵を獲得する過程で身に付けていく、ものの見方や考え方に関する価値観の総体と捉え、中央教育審議会の答申（平成14年「新しい時代における教養教育の在り方について」、平成17年「我が国の高等教育の将来像」、平成20年「学士課程教育の構築に向けて」、平成24年「大学教育の質的転換」、平成28年『「卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）」及び「入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）」の策定及び運用に関するガイドライン』）の趣旨に沿いながら、専門教育、キャリア教育とともに本学の柱となる教育と位置付けて取り組んでいる。取組にあたっては、教育方針や目標の具現化に資するために全学で教育内容の体系を示す「カリキュラム・ツリー」と、それぞれの授業がどのような上位目標と関連しているのかを示す「カリキュラム・マップ」を平成25年度に作成したが、以降毎年度、実態に即した見直しを行っている。

教養教育は、その中心となる教養科目の履修を通して、①専門分野を学ぶ基盤となる知識及び社会人に共通して求められる社会変化への対応と地域に貢献していくための基本的知識についての理解[知識・理解]、②人間の在り方や生き方、文化や社会、環境などの理解に必要で、専門分野を学ぶための基本となる思考力や判断力、表現力[思考・判断・表現]、③専門的分野を学ぶ基盤となる学問的な技能や知的技法及び社会人に必要なコミュニケーション能力や社会生活の基本となる技能、④教養について学ぶことを将来の社会的役割と結び付けて捉え、学修への関心と意欲を持って、主体的に取り組んでいこうとする態度[関心・意欲・態度]を身に付けさせるとともに確実に涵養することを到達目標とし、全学の目的としている。また、これらとともに、学科ごとに教養教育の目標を定め、専門教育、キャリア教育とあわせて、教養教育の目的・目標の達成を総合的に目指している。

こうした目的・目標については、学科長会議、教授会、教務委員会、学生支援委員会、各学科会議等で全学的に教職員の共通理解を深めながら、教養教育を確実に推進できるよう努めているところである。

教養教育の目的・目標を達成するため、全学の教育課程編成の方針（全学CP：カリキュラム・ポリシー）に基づいた教養教育（教養科目）の教育課程編成の方針を定め、これに基づいて教養科目を、主として専門基礎教育、専門教育につながる基礎としての学問的な知識、技能及び思考方法を学ぶ科目群である「教養基礎」と、主として社会人に必要な基礎的なコミュニケーション能力や社会生活の基礎となる知識、技能及び行動様式を身に付け、あわせて就業力等の育成を図る科目群である「社会人基礎」に分類している。

平成 25 年度からは、「教養基礎」の内容を「人文」、「社会」、「自然」、「総合」の 4 つに区分しており、令和 3 年度も専門教育の基礎となる学問的な知識、技能及び思考方法を学び、基礎的な知の基盤づくりと人間に関する理解力を高める科目群をバランスよく配置している。また、興味や関心に応じた幅広い選択ができるようにオリエンテーション等での支援や指導の充実を図るよう努めた。「社会人基礎」では、平成 28 年度から教養とともに学生が卒業後に自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培っていくことを目指す科目として「教養・キャリア基礎演習」を開講している。あわせて、一般教養として必要な基礎学力を定着、深化、発展させるための科目として、平成 28 年度から開講している「基礎教養特講」についてもその充実を図っている。

また、学科間の交流と学生の人間的成長、学びの確認などを目的として、総合教育センターの主導のもとに学科長を除く全ての専任教員が担当する「基礎ゼミ」を平成 25 年度から継続して実施している。このゼミは 4 学科の全 1 年次学生を学科混成の小グループに分けて行うもので、令和 2 年度には新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止あるいは変則的な実施となったが、令和 3 年度には感染対策を行いながら通常通りに実施することができた。

教養教育に関する企画や実施に関しては、本学における今後の短期大学教育の在り方を検討し、教育内容や方法の開発と改善を推進する機関として平成 21 年度に設置された総合教育センターが、学長の命を受けて担当し、統括している。総合教育センターには 4 人の教員を配置し、ここで教養教育にかかる目標等を計画し、各学科及び事務局担当者と総合教育センター教員による協議で調整・立案し、教務委員会（内容に応じて学生支援委員会）で検討した後、学長に報告・提案して学科長会議、教授会で決定していくこととしている。また総合教育センターは、全学のシラバス作成要領案を作成するとともに、教養科目を担当する非常勤講師に対して、事前にシラバスの記入方法をはじめ、目的や到達目標、学修成果を明確にしていくための評価方法等の説明と依頼を行い、共通理解の上に各授業が行われることを目指している。なお、すべての教養科目のシラバス内容についてはすべて総合教育センター長がチェックを行い、必要に応じて訂正や内容の変更を依頼することとしている。

教養教育においては、専門分野を学ぶ基盤であることが教養科目の目的や到達目標で明記されており、教養科目での学びの目標を具体的に示す到達指標においても明確に示している。

また、教養教育の到達目標を、「知識・理解：専門分野を学ぶ基礎となる知識及び社会人に共通して求められる社会変化への対応と地域に貢献していくための基本的知識についての理解」、「思考・判断・表現：人間の在り方や生き方、文化や社会、環境などの理解に必要で、専門分野を学ぶための基本ともなる思考力や判断力、表現力」、「技能：専門分野を学ぶ基盤となる学問的な技能や知的技法及び社会人に必要なコミュニケーション能力や社会生活の基本となる技能」、「関心・意欲・態度：教養について学ぶことを将来の社会的役割と結び付けて捉え、学修への関心と意欲を持って、主体的に取り組んでいこうとする態度」とし、専門分野の異なる 4 学科の学生に共通する、専門分野の学修の基礎・基盤となる教育を行うことを目標に、教養教育を行って

いる。授業を担当する各教員は、この教養科目の到達目標に関連付けた形で各科目における到達目標を設定し、シラバスを作成したうえで、それに基づいた授業を実施している。また、専門教育を担当する教員も、主に1年次に受講する教養教育の到達目標を熟知し、その成果を踏まえて専門科目の授業内容を構成し、実施している。

これらを実現するため、まずは学生の特性に合わせた適切な科目の選択並びに履修を支援することが重要であるとの認識のもと、各学科アカデミック・アドバイザー及び教務・入試広報課職員がこれを確実に行うよう努めている。

教養教育の効果の測定と評価には、明確な目標設定と教育評価の確実な実施が重要であると考えている。これに基づいて、本学では「教育に関する基本方針」をしっかりと策定し、これと授業における到達目標を結び付けながらシラバスに明記し、さらに学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）において検証の原則や方法を定めて、教育の効果の測定・評価することに努めている。

具体的には、それぞれの教員が、本学の「教育に関する基本方針」をもとに目的・目標に沿って科目ごとに到達目標を設定するとともに、その到達状況について観点ごとの評価基準に基づく評価を適切な方法で行うこととしている。各授業科目においては、全体の評定だけでなく観点ごとの到達状況についても明示して、効果の測定を厳格なものとするよう努めている。授業実施後の学修成果の状況について、総合教育センターがIRセンターと連携してGPAやGPC、観点ごとの到達状況等に基づいて総合的に検討し、次年度に向けて教養科目の在り方等の見直しを教務委員会とともに継続的に進めている。

さらに授業以外の取組でも、総合教育センターが中心となって教務委員会、教務・入試広報課と連携しながら「基礎教養テスト」実施後の全学的なまとめ、「教養ミニトーク」実施内容の取りまとめ、「基礎教養特講」の実施と受講状況、教育評価等のまとめを行っている。また、「教養・キャリア基礎演習Ⅰ」のなかで初年次教育スタートプログラム（大学での学びの基本となる内容と、他の授業や取組に臨むための姿勢の提示）の実施と、「基礎教養ゼミ」のまとめと評価、各学科が行う入学前教育の実施状況のまとめ等を行っており、取組及び学生への効果についての評価と改善に努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果の測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学の建学の精神は、「中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成」である。

また、学則第1条において「教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神を基本

理念とし、広い教養を培うとともに深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を有する女性を育成し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に貢献することを目的とする。」と定めている。この全学の目的に沿って、学科ごとに社会人、職業人を養成する教育機関としての設置目的を謳っている。

このとおり、本学は「職業教育」を教育の柱として、教職員は常に学生が卒業後、実社会で活躍できる能力の育成に努力を傾注している。

学科ごとの教育活動はもちろん、学生支援委員会に職業教育の推進が委ねられ、全学で社会人として身に付けておくべき素養の育成に取り組んでおり、職業教育の役割・機能、分担は明確に定めている。

職業教育に関しては、現在全学科 1 年次前期に「教養・キャリア基礎演習Ⅰ（1 単位）」、後期に「教養・キャリア基礎演習Ⅱ（1 単位）」をいずれも卒業必修単位として開講している。これらは、学生支援委員会でも内容を企画、立案し、教務委員会との協議、連携を図りながら取り組んでいる。また、学科においてはその独自性もあることから、別の時間を設けて独自のキャリア支援を実施し、社会人としての基本的なスキルが身に付くように努力している。

国家資格が取得できる、又は取得を目指す幼児教育学科、歯科衛生学科では、福祉施設、医療機関などで就労することを目指す学科であり、よって、職業への接続を図る教育が主体となる。特に、その福祉施設や医療機関などで行う保育実習、臨床・臨地実習などは、本学の学びの集大成として実践的な職業教育となっている。

このように、学科ごとの特色ある専門教育と、職業への接続を図る教養教育の実施体制は明確である。

学生支援委員会の構成員である教員と学生・キャリア支援課職員が中心となって、卒業生雇用主アンケート調査の結果や、卒業生満足度アンケート調査の結果など、各種情報は全学科にフィードバックし、就職支援の結果や課題を共有することに努め、社会が求める人材像や社会人として必要な資質等を理解し、教育の場に活かせるように取り組んでいる。

職業教育の測定・評価については、「教養・キャリア基礎演習Ⅰ」、「教養・キャリア基礎演習Ⅱ」及び学科独自のキャリア支援講座の際に受講学生が記載する「受講ノート」の感想等を集約し、分析している。また、卒業生雇用主アンケート調査の結果や卒業生満足度調査の結果など、各種情報をもとに、授業内容や方法の改善に全学を挙げて取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）とともに、建学の精神と教育理念に基づいて全学の入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）と学科ごとの入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）を定め、適切に入学者を受け入れるようにしている。

本学においては、入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）に基づいて実施された各種入学試験の結果を、学生が入学時に有する学ぶ力と捉え、その基盤の上に教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラムポリシー）に沿って編成された教育課程を履修することで、学生が確実に身に付け達成することを期待されているものが学修成果であるとしている。この学修成果の具体的な内容は、全学及び学科ごとの卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）に基づいて「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」の各観点からなる到達指標として示されており、入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）は学修成果に対応している。

全学及び学科ごとの入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）は、入学試験要項の冒頭に記載し、受験者に明示している。また、進学相談会やオープンキャンパスでの各学科の説明においても、入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）や入学後の具体的な取組を説明し、理解を促している。

全学及び学科ごとの入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）では、本学における全学的及び学科ごとの人材育成の方針と概要をわかりやすく示すことで、学修成果を把握できることと、入学者が望む学びの内容と合致するかどうかが入学前にわかるように配慮している。また、入学者選抜の方法やその内容についても、全学及び学科ごとの入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）に基づいて、入学者本位であり、かつ学科の特性に沿うものとなるよう考慮しており、入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）に対応している。入学者選抜の方法は、一般選抜のほかに、総合型選抜、指定校推薦、公募推薦、特別選抜入試（社会人・学士等、外国人留学生）があり、選抜は、それぞれの方法により実施している。

全学及び学科ごとにおける卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）に基づいて示された「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」の各観点と、本学入学者選抜方法の関係表からもわかるように、高大接続の観点により、多様な入学者選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に

入学試験を実施している。

授業料、その他入学に必要な経費については、本学ホームページの「教育情報の公開」で明示している。

本学におけるアドミッション・オフィスは「入学試験管理委員会」であり、委員会は、学長、副学長、学科長、総合教育センター長、事務局長、入学試験実行委員長、教務・入試広報課長で構成している。

受験者からの問合せに対する対応は、主に学生募集担当である教務・入試広報課職員が、入学試験要項、大学案内などの資料をもとに説明を行っているが、問合せの内容によっては、それ以外の事務職員や内容によっては専任教員が行うなど、複数者で対応できる体制となっている。また、電話やメールでの問合せにも随時対応している。

入試事務は、願書受付、判定資料作成、結果通知などは教務・入試広報課が行い、試験前日の準備、当日の誘導、片付けなどは、事務職員全員で行っている。これに先立ち、受験者確定後は、「入学試験実施体制」を作成して全職員に配付し、当日のスケジュールと役割について各自が確認している。特に事務職員は、当日の運営が円滑に進むように、事前打合せも行っている。

専任教員または教務・入試広報課職員が高等学校を訪問した際に知り得た情報や要望等を専用のフォームに入力して蓄積し、機会あるごとに情報の共有に活用している。入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）、入試区分、選抜方法等は、毎年度学科ごとで見直しの検討を行い、入学試験管理委員会で意見集約、検討したうえで、入学試験要項を作成している。なお、選抜にあたっては、入学試験の手順、心得、評価基準等を記載した「入学試験監督要領」を作成して、公正かつ正確に行われるよう、該当の専任教員に配付し、内容の確認を促している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

教育の質を保証する観点から、学修成果の査定については重視しているところであるが、適切な教育改善の推進に資することを目的とした「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」を策定しており、学修成果には具体性がある。

また、本学の初年次教育においては、入学者が高等学校から高等教育へ円滑に移行し、本学での学修活動や学生生活をスムーズにスタートさせていくとともに、これを基盤として建学の精神、教育理念及び学科目標等に沿った学修成果の達成を実現させることを支援している。

学修成果と教育効果は、それぞれのレベルにおける卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）、到達指標、到達目標に基づき、次の3つの評価・検証の

手立てによって総合的に評価・検証ができる。

(1) 全学：全学D Pが達成されたかどうか

- ①単位取得における成績の観点別達成の総合的な状況
- ②退学率・休学率に関する総合的な状況
- ③就職率・進学率（専門関連分野への就業率・進学率及び就業地域の状況を含む）の総合的な状況
- ④資格・免許等の取得に関する総合的な状況
- ⑤短大生調査・学修行動調査、授業評価等の結果についての総合的な状況
- ⑥全学D Pに関する学生の自己評価の総合的な状況

(2) 学科：学科D P及び到達指標が達成されたかどうか

- ①卒業要件の達成に関する状況（単位取得、G P A）
- ②学年ごとの成績状況（単位取得、成績分布、G P A、単位取得における成績の観点別達成状況）
- ③専門分野に関連する資格・免許等の取得に関する状況（国家試験の合格状況を含む）
- ④専門関連分野への就業率・進学率の状況
- ⑤留年・退学・休学の状況
- ⑥短大生調査・学修行動調査、授業評価等の結果の状況
- ⑦学科D P及び到達指標に関する学生の自己評価の状況

(3) 科目：シラバスに示すD Pと一貫性をもつ到達目標が達成されたかどうか

- ①試験・制作物・提出物等の結果
- ②実験・実技・実習等の結果
- ③出席や学修活動に対する取組の状況
- ④素点及び観点別評価の結果
- ⑤授業評価の結果
- ⑥到達目標に関する学生の自己評価の結果

これらの評価・検証により、学修成果は一定期間で獲得可能である。

ほかに、評価・検証に資するための調査等は、本学における教育・研究・社会活動全般の状況を把握して、卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）の検証だけでなく、他の諸方針や組織及び運営の見直しに活用し、あわせて社会への説明責任を果たす際の資料となる。またそれは、社会的、職業的自立に向けた指導、就業力育成及び就職・キャリア支援、学生生活支援等の在り方と実施について検証する手立てともなり、適切な学生支援に資するために活用すべきものであることを、「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」に示している。各種調査等の結果の取扱いについても明記しており、調査等の結果を報告書にして学長に報告し、自己点検・評価委員会において検討、分析、審議を行っている。調査等の結果については

I Rセンターに集約され、I Rセンターは必要に応じて分析を加えた報告書を学長に提出していることから、学修成果は、一定期間内で獲得が可能であり、測定が可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学では、卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）に沿って編成した、教育課程を中心とする教育活動による学生の学修成果及び教育効果について評価、検証するための具体的手立て等を定めた「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」を策定しており、本方針の策定は、教育の質保証と学生の学びの向上を図るとともに、適切な教育改善の推進に資することを目的としている。

学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）には、卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）、到達指標、到達目標に基づき示された手立てや、本学が学修成果や教育効果の評価・検証を主な目的として行う調査等を明示し、G P A、卒業要件の達成に関する状況、単位取得、国家試験の合格状況、資格・免許等の取得に関する状況等を活用している。

ほかにも、短期大学生調査、学修行動調査、学生による授業評価アンケート、卒業生雇用主アンケート調査、卒業生満足度調査等の結果も活用している。

インターンシップについては、文部科学省が「学生が在学中に自ら専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」としており、在学中の臨床・臨地実習や教育実習など実習科目の単位を取得することが卒業要件や資格取得要件となっていることから、インターンシップを行っていると言い換えることができ、資格・免許の取得に関する状況として活用している。

就職率、進学率、退学率、休学率等の状況も評価・検証の手立てとして活用している。

学生の学修状況については、量的・質的データに基づき、学修成果のまとめを本学ホームページの「教育情報の公開」において公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

本学では、卒業生の就職・就業状況に関して、毎年度すべての就職先に対して「卒業生雇用主アンケート調査」を実施しており、学生支援委員会就職部会及び学生・キャリア支援課がこれを取りまとめて全学に回覧するとともに、その結果のうち、課題であると考えられる内容については各学科、関係する委員会等で検討を行っている。さらに、実習を課している学科については、実習先の評価や意見について同様の検討を行っている。これによって、卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）について点検するとともに学修成果についても点検を行い、関係する科目の授業内容の改善等に活用している。

教育機関は、社会のニーズ、ステークホルダーのニーズが何か、どのような人材を求めているかを十分に理解し、即ち Market In の感覚で社会に役立つ人材を養成する必要がある。この点、本学の建学の精神の真髄は不変であるものの、具体的な教育戦略として自己点検・評価を行っていく必要がある。また、指示を待つだけの傾向が強く、コミュニケーション能力が低いという現代の若者像のイメージを払拭するような人材の養成が急務と思われる。崇高な建学の精神によって教育していても、社会が求めているものになっているのかをチェックする必要があり、本学では毎年度、「卒業生雇用主アンケート調査」を行い、何が不足しているのかを知って教育現場にフィードバックする体制をとっている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

幼児教育学科では令和元年度からは教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）を実現するための科目間連携の在り方、再編が可能な科目などを精査するなど、教育課程における「カリキュラム・ツリー」及び「カリキュラム・マップ」の検証を児童福祉法施行規則、教育職員免許法施行規則等が改正に伴い、随時、継続的に行っていくことが課題である。

デザイン美術学科では、専門性を高めるとともに、学生の主体的なコミュニケーション能力を高め、かつ社会性を育むために、制作した自身の作品について、制作過程のエピソード、作品の魅力等を言語化できる「表現する力」が必要だと考えている。従来の歴史的価値観に加え、前年度から新たな創造、表現として着手したCG教育も順調に進度を増しているが、特に就職に結びつきやすい、デザイン教育の強化が今後の課題である。

音楽総合学科では、専門科目において、卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）に対応しながらも、時代に合った魅力を創造し、また、現代社会の諸課題に敏感に反応できる鋭い感覚を養い、さらにスキルを高め学修を通じて自己実現できるように、各学生の理解度に応じた対応ができる教育課程を編成していくことが課題である。

歯科衛生学科では、学生が主体的・対話的に学ぶ態度の育成に重点をおくことを考えている。特に、問題解決能力の育成においてPBL（Problem Based Learning）が

有効的な手段であり、一人ひとりの習熟度に応じた学生への具体的な事前・事後学修の徹底が課題である。また、教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）を実現するための科目間連携の在り方、科目内容の観点精査をするための「カリキュラム・ツリー」、「カリキュラム・マップ」の継続的な検証・改善が課題である。

全学的には、教育課程編成について、「カリキュラム・ツリー」、「カリキュラム・マップ」をさらにわかりやすいものにして教育効果を高める努力を行うこと、ナンバリングによって可視化された各科目の体系性や順序性を学生の履修計画に効果的に反映させるため学内関係組織で改善を進めていくことなどが課題である。

幼児教育学科では、入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）に基づいて入学試験で合格と判定したにもかかわらず、入学後に保育に対する自分のイメージと実際との違いを再認識し、保育実習や教育実習などの場面において、自分を過小評価して自信を失う学生もいる。よって、保育の素晴らしさややりがい、社会的意義等についてあらゆる機会を通じて感じ取り、再度目標を持って、将来設計を立てていけるように支援する体制づくりが、継続した課題である。この課題に対して、引き続き、学生との個別面談を定期的実施し、あわせて保護者との連携をより強化することにより、学生の意思が反映されたきめ細やかな対応を学科教員が一丸となって取り組んでいる。

デザイン美術学科では、多様なニーズを持つ学生が多く、ほかの学科よりも比較的基礎学力が高い学生も多い。よって、高等学校での学びと、入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）がマッチングできるよう、入学後の学びに必要な基礎的、基本的な技能について、入学試験でどのように選考していくかが、継続した課題である。

音楽総合学科では、入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）に基づいて入学試験で合格と判定したにもかかわらず、入学後に、演奏家、指導者、管打楽器リペア技術者、音楽療法士に対する自分のイメージと実際の違いが判明し、進路選択を再考するケースがあることが課題である。令和4年度から、将来を見据えたキャリア支援を充実させるべく、1年次には、音楽業界や職種への理解を深め、自身にあった進路を見つけ、将来像を明確にしたうえで、2年次には、その専門性を高めるための細かいカリキュラム改編を行い各コースとも卒業後の進路を明確にし、それに向けて希望コースでの専門科目を分かりやすく分類した。この改編に伴い、従来の2コース選択制度を廃止した。

歯科衛生学科でも同様に、歯科衛生士に対する自分のイメージと実際の違いが入学後に判明し、進路選択を再考するケースがある。将来、歯科衛生士としての具体的目標を持たせることができるように、教員、学生相談室、学生・キャリア支援課等が連携し、個々のケースに応じたきめ細かい支援ができる体制づくりが継続した課題である。

幼児教育学科では、学修成果を査定するためのルーブリックの一部試行を行っているが、全科目での策定となると未整備な部分も多いため引き続き検証していく。また、GPA制度を導入して実習指導に活用したことで、学生自らの学修意欲が高まり、自らの課題に向き合うことができたことなど、改善できている点はあるが、目標値に達

しない学生に対するフォローに対しては、随時学生との面談を実施し、日常生活における再度点検、学修意欲が向上するための講話、手立て等が教員による実施されている。なお、教職カルテを活用しているがその活用方法を引き続き検証していく。

デザイン美術学科では、芸術系という性格上、定量的な学修成果の査定を行うことの難しさはあるが、作品を通じて「表現する」、「技術を磨く」、「技能を修得する」ことを一層高められるよう、ルーブリックの活用を含め、評価、検証できる体制づくりをしていくことが引き続き課題である。

音楽総合学科では、一般的に芸術系科目の評価は教員の主観による評価にならざるを得ないことが多い。その反省を踏まえ、複数の教員が合同で評価する演奏会方式を取ることにしている。このことにより、幾分改善されてきているが、量的及び質的に成果を査定するための観点の整理は、引き続き課題である。

歯科衛生学科では、チーム医療、多職種連携医療への対応が重要な課題であり、そのためには観点別学修成果の一つであるコミュニケーション能力の育成が求められる。一方、この能力は、客観的測定による見える化が大変困難であることが課題である。また、学修成果を査定するためのルーブリックの導入を進めてはいるが、全科目を体系的に整備していくことも課題である。

以上のように、各学科において様々な形で学修成果を数値化して査定を行い、量的及び質的に成果を検証してその結果を学生に認識させるとともに、不足する場合には個別の学修指導も実施している。こうした学修成果の査定方法については、教育効果を検証しながらさらに見直しを図っていくことが不可欠であり、量的なものについて評価していく実証的な研究が引き続き必要である。こうした改善に向けての取組を、各学科、教務委員会、総合教育センター、I Rセンター、自己点検・評価委員会等で組織的に進める。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

平成 31 年度入学試験から 4 学科 A O 入試を導入した。これは、本学の入学者受入れの方針（A P : アドミッション・ポリシー）に基づき、強固な入学の意思を持つ学生を入学させることで、本学のリーダーとなり得る学生を獲得するとともに、大学内における主体的かつ能動的な活動を更に活性化させることを目的としている。

平成 30 年度に「教学マネジメントに関する要項」を策定した。これは、本学の建学の精神に基づく教育理念のもとで、設置目的を達成するための方針を定め、教育課程の実施に係る内部組織を整備し、教育を実践するとともに、評価・改善を図りながら教育の質の向上を図る組織的な取組を明確にするためのものである。教育課程に関しては、専門教育は各学科が、教養教育については総合教育センターが、キャリア教育については学生支援委員会が計画したものをもとに教務委員会で検討し、自己点検・評価委員会においても検討、見直しを行い、学長及び学科長会議に審議結果を報告している。

また、教員の教育実践に関して、教員の F D 研修の実施によってその充実を図るとともに、特に新任の専任教員に対しては、初年次研修を計画・実施して教育実践力の涵養を図ることとし、令和元年度から新任教員研修を実施している。令和 3 年度にも新

任教員 5 名に対してこれを実施し、新任教員の本学での円滑な教育活動の遂行を支援するとともに、本学の学生についての意見や組織への要望等を取りまとめ学長への報告を行った。また、教学マネジメントに資するため、I Rセンターは学生の学修状況及び学修成果に関するデータを学長及び学科長会議に報告することで、教育の質向上に努めていくことができるよう組織的な取組を明確にした。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学修成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学修成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学修成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学修成果を認識して、学修成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学修成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学修資源センター等の専門的職員は、学生の学修向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学修資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

全学の卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）に基づき、学科ごとの卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）を定め、教員はその方針に対応した成績評価基準により学修成果を評価している。この成績評価基準は、シラバスに明示することによって学生に周知している。具体的には、達成すべき成果の観点は学科ごとの卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）に基づいて、どの学科も「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度」の4つの観点としている。この4つの共通の観点について、学科ごとにその特性に合わせて内容を定め、学修成果の獲得状況を評価している。授業担当者は、どの観点の能力が一定レベル（60%）以上達成しているか、あるいは不十分だったかというチェックをし、評価している。

また、観点別達成状況のほかに、各科目成績評定、取得単位数、G P A (Grade Point Average) の 3 点を指標として評価し、適切に把握している。

教員は、学生の成績評価を行う一方で、学生による授業評価を受けている。「授業評価実施要項」に基づき、原則、前期又は後期のどちらか一方で必ず一回は授業評価を受けている。この授業評価によって得られたデータの集計・分析は総合教育センターが行い、その結果は各教員にフィードバックしている。そして、授業改善計画、次年度の授業に対する目標、学生への要望の 3 点についてまとめ、客観的指標（学生による授業評価結果のレイダーチャート）と併せて FD Information と題した報告書にまとめ、教員はもとより学生にも提示して公表し、さらに本学ホームページにおいて外部にも公表して、授業改善のために活用している。

さらに、「FD 研修会実施要項」に基づき、毎年度 FD 研修会を開催し、所属学科を超えて教員同士で学生の実態や課題について情報を共有したうえで、授業・教育方法について検討を行っている。また、学生相談室からも、守秘義務を考慮したうえで個別相談事例の特性を集約し、学修及び学生生活において特別な配慮の必要な学生が抱えている問題とその対応策について、情報提供を行っている。この FD 研修会での各教員の成果は、目標達成の度合いや話題についての感想、今後の FD 活動への意見などの項目を含む「FD 研修報告書として提出され、次年度以降の FD 活動改善に活かされている。そのほか、学期ごとに授業交流会を開催しており、専任教員は年間を通して 1 科目以上を参観することとしているが、各教員が課題意識を持ってほかの授業を参観し、報告書に記述することとしている。報告書には、参観した授業の課題や改善点も記載するため、参観を受けた教員にとっても授業改善につながる機会となっている。

授業内容については、専任教員と非常勤講師との打合せ会議を学科ごとに設け、また専任教員は学科会議に加えて授業担当者同士で会議を持ち、授業担当者間で意思の疎通、協力・調整を図っている。

教員は、教育目的・教育目標に基づいて具体化した到達指標にしたがって、科目における到達目標を定めてシラバスに記載している。到達目標を達成したかどうかは、観点別達成状況に基づいて評価している。

学生の履修指導については、必修科目と選択科目の違い、教養科目、専門科目などへの理解、講義、演習、実習などの授業形態や単位制度、G P A 制度、観点別の学修成果などについて、高等学校時代とは大きく異なる履修の方法に対し、各学科の教員が学生要覧、シラバス、履修登録表などを用いて丁寧に説明、指導する体制を整えている。学生の履修状況については、各科目担当教員はもちろん、学科ごとに配置された教務委員が学生一人ひとりの状況について把握し、アカデミック・アドバイザーにその情報を伝達して学生の個別対応などに役立てている。学期終了時には、定期試験の結果も踏まえて、学科ごとで全体的な指導やアカデミック・アドバイザーによる個別指導を実施している。このように、教員は学生に対して丁寧な履修指導と卒業に至るまでの指導を行っている。

事務局には「総務課」、「学生・キャリア支援課」、「教務・入試広報課」を置き、それぞれに事務職員を配置している。事務職員全員が本学の「建学の精神」を理解したうえで、職務を遂行している。所属の部署等により、学生への関与の直接、間接の違い

はあっても、学修成果の状況によって学生の動向がどうなっていくのかを認識し、理解している。

また、学生と接する部署では、日常の生活状況や授業等への出席状況を把握することに努め、学生が継続的に目標達成のための取組を十分に行うことができるように指導している。

一方で、間接的に学生の大学生活を支援する部署では、学修環境の整備に配慮し、学生が学修に専念できるキャンパスの整備に取り組んでいる。

また、事務職員は所属部署の業務を通じて本学の教育目的・目標を理解し、年次計画に基づいた学修成果達成のための取組がどの程度達成できたかを把握している。

そのほか、事務職員は、日本私立短期大学協会等が主催する経理、教務、入試、厚生補導等の各種研修会に積極的に参加し、自己研鑽を積んで努力している。また、人事異動により、学生と接する窓口業務を経験している事務職員が多い。このように、長い期間一つの部署に留まることを避けることにより、様々な部署に在籍しつつ、学生に対して履修及び卒業に至る支援ができるような体制づくりに取り組んでいる。

以上の取組以外に、学生が学修成果を獲得するために、あるいはその成果を一層高めていくために、教職員は教室、実習室などの学内施設や実習設備だけではなく、あらゆる教育資源を有効に活用しようと考えている。その一つとして、授業を図書館で行う工夫をしたり、シラバスに示された参考図書については、教務委員会と図書・生涯学習委員会が連携して確実な整備を図っている。また、授業以外の予習などにおいて図書館の活用を図書・生涯学習委員会を通して各教員に呼び掛けるとともに、学修資料の重点的な購入と配架（幼児教育学科における絵本・紙芝居・児童文学書、デザイン美術学科におけるマンガ、デザイン、美術資料、音楽総合学科における楽譜・ビジュアル資料、歯科衛生学科における最新の口腔関係資料、並びに図書館事務職員による資料検索の支援等を、各学科と図書館が連携しながら進めることで、学びの利便性を高める努力をしている。さらに、教育資源の有効活用の観点からコンピュータの活用にも努めている。コンピュータの活用技術について学ぶ教養科目や専門科目では、3室あるコンピュータ教室を使用することはもちろん、そのほかの授業でもコンピュータとプロジェクターを活用して学修成果の向上に役立てている。加えて、事務局執務スペース前のロビーや各学科のサロン等にも学内LANに接続したコンピュータを配置して、学生が自主的な学修に使用できるようにしている。

このように教育資源の有効活用を図っているが、図書館においては学生の学びを支える図書資料の継続的な充実が必要であり、学科ごとの特性を踏まえた重点的な資料購入（例えば幼児教育学科では充実した絵本資料の充実など）を進めるとともに、コンピュータについては、技術の進歩が著しく早いことから定期的な入替えを視野に入れ、学修にあたって利便性を高めていくための整備を、継続して検討している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学修成果の獲得に向けて学修支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や大学生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学修、大学生活のためのオリエンテーション等を行っている。

- (3) 学修の動機付けに焦点を合わせた学修の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学修支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学修上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学修支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学修上の配慮や学修支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学修成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学修支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学では、入学手続者に対して、入学前教育として全学共通及び学科ごとの課題を課している。また、全学生が1年次に履修する必修科目「教養・キャリア基礎演習Ⅰ」において、日本語検定準備のための授業を行い、授業の一環として全員に日本語検定を受検させている。本検定の受検は、就労に際して社会人に求められる基本的能力や、将来の進路選択のための課題解決等に必要となる総合的な思考力・判断力・表現力の基礎を培うことを目的としており、全学科共通の入学前課題としてこの日本語検定の事前学修を課している。学科ごとの課題としては、自らの意思や将来の目的を再確認して、各分野の学修意欲を高めるとともに、これまでの学習から大学での学修への円滑な移行を図ることを目的として、学科ごとに独自の課題を課している。その具体例として、デザイン美術学科では、マンガ作品又はモチーフの鉛筆デッサン作品の制作を課題としている。この課題で制作した作品は、学内のギャラリーで展示することとしている。このように、事前に大学での授業の情報を提供し、その後の大学での学修へと結び付けている。

また、幼児教育学科では、入学前課題のその他の取組として毎年度3月下旬に「入学前面談・キャンパスライフ模擬体験」を実施している。（令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）。この取組では、教員との面談と在学生との交流を行っており、学生生活等について情報を提供することによって、入学後の不安の解消につなげている。

入学後には、4月上旬の概ね一週間をオリエンテーション期間とし、この期間に事務局職員が学修及び学生生活のためのガイダンスと、各学科の教員が学科ガイダンスを行っている。特に後者では、学修方法や科目の選択などについて、学生が興味を持って学修に臨めるように丁寧に指導している。

在学生についても同様に、年度始めの学科ガイダンスにおいて、成績評価と併せて行う学修成果について、卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）をもとに具体的な説明を行っている。さらに、各授業のオリエンテーションでは、授業担当者がその授業の特性やねらいと併せて、学修成果の具体的な説明を行っている。このように、学生が獲得すべき成果の具体的な姿を主体的にイメージできる場面を設けている。

学修成果の基盤となる学科ごとの卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）を含め、三つのポリシーなど本学の「教育に関する基本方針」は学生要覧に掲載し、学生が常に意識できるようにしている。また、シラバスにおいても、すべての授業において到達目標を明記し、W e b 上で随時確認できる環境を整えている。

基礎学力が不足する学生への対策として、入学直後に本学独自の「基礎教養テスト」を行っている。このテストで得られた結果から、どの分野で能力が高く、また低いかなどを把握し、そのうえで経年変化や学科ごとの特性を分析している。そうした分析結果をクラスアワーなどで活用するなど、学生一人ひとりの学力の向上を目指す取組を組織的に行っている。

また、学生一人ひとりの学修課題や分析を的確に行うことができる環境として、教員1人に対して、学生10人程度を受け持つアカデミック・アドバイザー制度を設けている。この制度によって各アカデミック・アドバイザーは、担当する学生の指導を日常的に実施している。また、学修成果の到達度についても数値化しているため、特に観点別の評価が60%に満たなかった学生には、個別に面談を行っている。

一斉学修や一方向的教授などの授業形態から、小集団学修や討論、カンファレンスなど多様な授業形態へと、学生が主体的に学びを展開するアクティブラーニングを展開するように継続して工夫している。こうした工夫により、小集団のなかで確かめたり再構成したりして、進度の速い学生はより学びを深化・統合できる機会を多く設け、進度の遅い学生には勉強方法の改善を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学修成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学修を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極

的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための組織として、学生支援委員会に学生生活部会を組織しており、各学科の教員、学生相談室担当教員、学生・キャリア支援課職員で構成している。学生支援委員会は毎月1回開催しており、様々な行事・取組について各学科からの意見等を集約するなど、学生の支援に努めている。また、アカデミック・アドバイザー制度を取り入れており、個々の教員がアドバイザーとして学修支援や生活支援を含めた学生指導を行っている。事務職員は学生・キャリア支援課(保健室担当を含む)が中心となって、厚生補導や健康管理を行っている。

学生自治会として、学生有志により「学友会」が組織されている。学生・キャリア支援課職員1人が学友会担当として諸活動の支援・指導を行っており、毎月の学生支援委員会においてその活動内容を報告して全学科が共通の認識を持つとともに、学生が主体的に活動できるよう支援にあたっている。

クラブは、表4に示すとおり「体爽部」をはじめ全19クラブがあり、33.8%の学生がいずれかのクラブに加入している。活動には、専任教員が各クラブの顧問となって活動の支援を行っている。また、各クラブの予算は前年度の活動報告及び当年度の活動計画に基づき配分している。令和3年度は、バドミントン、美文字書道は部員が集まらず休止となり、活動内容が類似しているイラストコンテンツがaimに統合され、3サークル減少した。しかし、新たにTuLiP、BEE LAB、サービデザインサークルが新設されたことより、全体のクラブ数は変わらず、課外活動の選択の場を確保した。また、新型コロナウイルス感染対策厳守の誓約書を提出したクラブのみ活動を認め、事前活動申請書、事後活動報告書を提出することで学生の安全を守っている。

みずき祭(大学祭)は、全学生が参画する行事として位置付けており、令和3年度は昨年に引き続き新型コロナウイルス感染拡大が懸念されるため、オンラインでの開催とした。初めての試みであったが、学友会が中心となり試行錯誤し、動画を作成することで全学生が参画した。また、視聴者制限することで、炎上や著作権関係のトラブルを回避した。

毎年、学生に学内で季節を感じてもらえるよう、七夕飾りやクリスマスツリー、ひな人形の展示を行っている。七夕とクリスマスツリーの飾りつけを学友会委員が手伝うことで活動の一つとした。

また、全国の短期大学の学生と教職員が短期大学での教育や学生の活動について交流する機会である短大フォーラムにも、例年参加している。令和3年度はオンライン実施だったが後期試験の前後の日程であったため学業優先とし、学友会所属学生2名は参観のみ行って、総合教育センター教員1名がグループワークへの参加を行った。他短大との交流や情報収集を通じて、本学の教育を再評価し新たな課題への気づきを促す機会となっている。

表3 令和3年度学友会活動

行事名	開催時期	参加人数	備考
F S C (新入生歓迎行事)	4月6日	約240人	オンライン視聴
七夕笹飾り	7月	—	—
みずき祭	10月15.16日		YouTube開催
クリスマスツリー飾り	12月	—	—
ひな人形飾り	3月		

表4 クラブ一覧

		クラブ名	顧問	部員数(人)
1	体 育 系	体爽部	垣添 忠厚	9
2		テニス	名和 孝浩	8
3		バレーボール	今井 藍子	10
4	文 科 系	ウインドアンサンブル	鈴木 孝育	61
5		a i m	田中 久志	8
6		踊ってみた	松村 齋	8
7		軽音部	松永 幸宏	7
8		児童文化	今村 民子	7
9		写真	水嶋 広美	4
10		J A Z Z	菅田 文子	6
11		s o n g & s o n g	光井 恵子	7
12		ピアノ・エレクトーンアンサンブル	横井 香織	4
13		ボカロ部	菅田 文子	4
14		グリーンサークル	大橋 淳子	2
15		アナログゲーム部	宮川 友子	9
16		手話コミュニケーション部	菅田 文子	5
17		T u L i p (大垣女短ジェンダーについて考えるサークル)	茂木 七香	3
18		B E E L A B	長久保 光弘	4
19		サービスデザインサークル	黒田 皇	8
合 計				174 加入率 33.8%

学内にはカフェテリア(学生食堂)、売店を設置しているほか、みずきサロン、みずきホール(講堂)、ギャラリーみずき、和室を整備し、通路や屋外空間などにはバランスよくベンチなどを配置している。また、短期大学生調査の結果を参考に、施設・設備の改善を継続して行い、学生が快適に学生生活を過ごせるように配慮している。

宿舎が必要な学生への支援の面では、本学では学生寮は所有していないが、近隣のアパート所有者で組織する「大垣女子短期大学下宿管理者協議会」が斡旋する、本学学

生限定のアパートがあり、進学説明会やオープンキャンパスなどにおいて、入居希望者に適宜告知している。そのほか、地元の不動産業者を紹介するなど、宿舍の確保ができるよう情報提供を行っている。

通学に関しては、JR大垣駅と本学との間で、地元の路線バス運営会社に委託することにより、スクールバスを運行している。このバスは、授業時間や定期試験の日程に合わせて時刻を設定し運行しているが、みずき祭（大学祭）やこども祭など諸行事の場合にも配慮し、その都度臨機応変に時刻を設定して運行している。そして、岐阜協立大学スクール便の経由便の増便や、時刻を変更するなど学生の利便性を高めている。また、自転車を利用する学生には、構内に駐輪場（無料）を設置して提供している。利用に際しては届出制としており、受付業務を学生・キャリア支援課が行い、安全運転の意識付けをしている。そのほか、自家用車を利用する学生には、本学学生が優先して利用できる有料駐車場を近隣に確保しており、その利用手続も学生・キャリア支援課が窓口として対応し、車両情報などの申告を義務付け、無断駐車が発生しないよう指導を行っている。

経済的支援に関しては、学内奨学金制度として「大垣女子短期大学奨学金規程」及び「安田特別奨学金規程」を整備して学内奨学金制度を設けており、表5に示すとおり、令和3年度は合計で21人の制度適用があった。また、学外の奨学金制度は、日本学生支援機構、各県独自の保育士就労支援制度などがあり、募集があれば学内掲示板に掲示し周知するとともに、該当学科の専任教員経由で周知している。そのほか、授業料等学納金の一括納入が困難な学生に対しては、分納・延納制度を紹介するなど、個別の相談に応じている。

表5 令和3年度学内奨学金奨学生

種類	人数（人）
成績優秀奨学金	6
修学支援奨学金	2
安田特別奨学金	0
同窓生奨学金	11
社会人奨学金	2

学生の健康管理やメンタルヘルスケアに関しては、保健室に保健師資格を持つ職員（学生・キャリア支援課所属）を配置し、学生の日常の健康管理、疾病発生時の応急処置、学生相談窓口業務などを行っている。学生の健康診断は、毎年4月初旬のオリエンテーション期間中に行い、今年度も全員が受診した。各学生に診断結果とともに保健室への来室案内文書を配付し、希望者には個別相談を行っている。健康診断を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染対策を徹底して周知し、学生の感染者を一人も出すことなく安全安心を確保した。また、年間を通して「保健室だより」を発行し、健康への意識付けを行っている。

メンタルヘルス面では、保健室の隣に学生相談室を設置し、常勤相談員（兼任教員）

1人と非常勤相談員(週1回)1人がカウンセリングを行っている(ともに臨床心理士・公認心理士資格所有)。オリエンテーション時に学生相談室の機能と利用方法の説明を動画で実施し、相談例も紹介して来談を促した。例年実施しているUPI(学生精神的健康調査)は令和2年度と同じく学内LMS(学生ポータル)を用いてGoogleフォームで実施し、新型コロナウイルスの心身への影響と対処行動について尋ねる質問も追加した。回答内容に応じて必要な学生に個別に連絡し、メール相談や対面相談を行った。これらの調査結果は一年次生の必修授業(教養・キャリア基礎演習I)にて保健室と学生相談室との合同授業を実施し、周知を図った。年間を通じて学生相談室発行のたよりを作成して学内7か所に掲示し、心の健康についての知識の提供や意識の向上を行った。令和3年度にピアサポーターとして登録された学生11人(ピアヘルパー資格取得者)の周知もこの紙面上で行った。

なお、令和3年度の保健室及び学生相談室の利用状況は、表6及び表7に示すとおりである。

表6 令和3年度保健室及び学生相談室利用状況 (延べ人数 単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9・10月	11月	12月	1月	2・3月	合計
応急処置	17	18	27	31	2	29	38	22	6	0	190
健康相談	21	14	14	11	1	16	13	11	0	0	101
その他	16	61	47	23	3	19	6	15	3	0	109
合計	56	93	88	65	6	64	57	48	9	0	486

表7 令和3年度学生相談室利用状況 [()は実数] (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9・10月	11月	12月	1月	2・3月	合計
面談件数	12 (7)	12 (9)	15 (11)	15 (14)	0 (0)	8 (8)	3 (2)	0 (0)	7 (6)	3 (3)	75 (60)

短期大学生調査と学生満足度調査を毎年度実施し、結果は学生支援委員会を通じて各学科に報告後、全職員に周知している。各学科の総括を学生支援委員会で共有することにより、他学科の取組を取り入れることができるなど、学生支援の幅を広げることにも役立っている。

また、学生・キャリア支援課が、学生の意見を収集するために、大学の環境設備や授業内容・授業方法などに関するアンケートをGoogleフォームで実施し、結果をまとめ、学長に提出した。また、ここで出された学生からの意見について学内各部署で対応を検討し、報告書として学生の代表である学友会を通じて回答を伝え、ポータルサイトに掲載した。

留学生は、近年在籍の実績はない。一方で、国際交流の一環として平成22年度からフランス国ユーラジウム校と交流している。以降、同校と交流を重ね、平成26年度には「学術交流協定」を締結するに至った。表8に示す「学生交流実績」のとおり、本学

とユーラジウム校とは交流を継続しており、今年度も引き続き友好的な関係にある。平成 26 年度から平成 29 年度にかけては、テロ等によるフランス国内の治安情勢の悪化から、同国への短期研修は中止したが、平成 30 年度からは、治安情勢も改善されたため、5 年ぶりに渡仏を再開した。令和 2 年度から令和 3 年度まで新型コロナウイルス感染拡大の影響で短期研修は中止とした。ユーラジウム校からの特別聴講生も同様に受入を中止した。

社会人学生は、他の学生と同じ環境で学んでいるが、アカデミック・アドバイザーが適宜個別の相談に応じるなど、適切な指導を行っている。社会人を経験した学生は学修意欲が高く、積極的に友好関係を築いている。

障がいのある学生を受け入れるための対応については、「大垣女子短期大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針」及び同方針に沿った「障がいのある学生への支援に関するガイドライン」を策定して、その受入れに備えている。令和 3 年度には入学前から障害を開示し対応を求めた学生があったため、入学前の段階から学生支援委員会の障害学生支援部会を中心とした関連部署の教職員から成る対応チームで多方面での対応について検討を行い受け入れた。事前に問題点を予測し関連部署全体での検討と情報共有を十分に行った上での受け入れであったため、入学後の大学生活への適応もスムーズであった。入学後に障害が明らかになった学生についても同様に対応した。

長期履修学生を受け入れる体制については、「長期履修学生規程」を定め、学ぶ意欲のある学生を幅広く受け入れる体制を整えている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対する評価は、教養科目のなかに「社会人基礎」分野を設け、「社会活動演習」という科目を開設している。その活動状況等に応じて評価し、在学期間を通じて 1 単位を認定している。

表 8 学生交流実績

	ユーラジウム校特別聴講生	本学短期研修生
平成 24 年度	4 人	6 人
平成 25 年度	2 人	5 人
平成 26 年度	5 人	中止
平成 27 年度	5 人	中止
平成 28 年度	0 人	中止
平成 29 年度	3 人	中止
平成 30 年度	5 人	3 人
令和元年度	1 人	0 人
令和 2 年度	中止	中止
令和 3 年度	中止	中止

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

各学科の専任教員と学生・キャリア支援課職員で構成する学生支援委員会就職部会を組織し、緊密に連携を図って就職支援を行っている。2か月に1回の割合で学生支援委員会就職部会を開催し、就職内定状況の確認やキャリア支援のための授業、就職支援講座の内容の検討、求人確保のための企業等への求人依頼についてなど、多岐にわたり議論し、支援を行っている。また、アカデミック・アドバイザー制度を利用して、学生個々の情報を当該学科と学生・キャリア支援課で共有し、個別の支援に役立てている。

「学生支援コーナー」を学生・キャリア支援課に隣接させ、求人票などを自由に閲覧できる資料コーナーと相談コーナーを設置している。学科ごとのサロンなどのスペースにも「就職支援コーナー」を設置しており、事業所パンフレットや求人票、企業説明会などの案内をいつでも閲覧ことができるようにしている。また、ホームページ上の学生ポータルにより、時間や場所を問わず求人票等の情報閲覧が可能な状態にしており、学外でも就職活動ができるように支援体制を整えている。また、就職試験対策としての面接指導や履歴書添削は、アカデミック・アドバイザーや学生・キャリア支援課職員だけでなく、総合教育センターの教員と連携して行っている。

資格取得のための支援については、例えばピアヘルパーは、社会人に必要なコミュニケーション能力と他者を援助するための知識や技能を有することを示す資格であるが、関連科目の受講と資格試験の受験、合格が必須である。このため、履修登録時の情報提供とともに全学生に積極的な取得を呼び掛けるとともに、正課外の時間を活用して専任教員が受験対策講座を行っており、すべての学生が受講できることを広く告知している。また、公務員試験対策も同様に対応している。さらに、同一法人の岐阜協立大学キャリア支援課と連携し、同大学で開講されている様々な資格取得対策講座を同大学生と同じ条件で受講できるように整備している。

学生支援委員会就職部会にて、毎月の就職内定状況と卒業時には進路状況を報告し、適宜その傾向を把握して対策を検討している。また、卒業生雇用主アンケート調査を実施し、その結果を学科ごとにフィードバックして学科内で共有・検討し、その結果をもとに「教養・キャリア基礎演習Ⅱ」、「就職支援講座」の内容に反映している。そのほか、同一法人の岐阜協立大学の業界説明会に参加できるようにし、企業理解や応募の機会を設けた。障がいのある学生への就職情報は学生相談室で集約し、相談のあった学生には個別に情報提供している。

進学については、「学生支援コーナー」に進学に関する資料を設置しており、常時閲覧可能である。また、編入学希望の学生に対しては、アカデミック・アドバイザーが個

別に編入学試験対策等の支援を行っている。留学については、学生・キャリア支援課が情報の収集と提供を行い、留学相談の窓口になっている。

以上のように、就職、進学等を支援する様々な取組を行った結果、令和3年度卒業生の進路状況は、表9に示すとおりとなった。卒業生163人のうち就職者は142人、進学者は2人であり、就職率及び進学率はそれぞれ87.1%、1.2%であった。個人事業主1人を含めると、就職率は87.7%であった。

表9 令和3年度卒業生の進路状況 (令和4年5月1日現在、単位：人)

学 科	卒業生	就職希望者	就職者	進学	その他
幼 児 教 育 学 科	38	37	37	0	1
デザイン美術学科	35	23	23	1	11
音 楽 総 合 学 科	48	44	44	1	3
歯 科 衛 生 学 科	42	38	38	0	4
合 計	163	142	142	2	19

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

多様化する学生の支援は、個々の対応によるところが大きく、全学的な体制づくりが課題である。そのためには、学生のあらゆる相談に応じる「何でも相談窓口」を設けることや、その対応ができる人材の育成が必要である。特に支援を必要とするのが、発達障がい、あるいはその兆候がみられる学生である。こうした学生は年々増加傾向にあり、学修上の問題を抱えているものの、支援の対象として認識され難い。よって、学生の状況を十分に認識して適切に支援するためには、職員に専門的知識の情報を提供することや、各学科の教員、学生相談室スタッフ、保健室職員、事務職員で情報の共有と連携が不可欠である。現在、徐々にではあるが、発達障がいについての勉強会を実施するなど情報共有を行っているが、まだ課題解決には程遠い。

また、クラブ活動など、学生が主体的に行う活動が一部の学生だけになってきており、学科や学年を超えたコミュニケーションなどが年々低調になっている。このことは、時間割が日々過密なスケジュールであるため、活動の時間を確保することの難しさもあるが、他の学生との関わりが苦手な学生、さらには、そうした活動を必要としないと考える学生が増加していることが要因のひとつとなっている。また、令和2年度から続く新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限が拍車をかけている。更に施設の老朽化によりテニスコートが使用不可になるなど、課外活動場所の確保も問題である。どのような状況でも、学生が自主的に活動できる場を作っていくことも今後の課題である。学友会（学生自治会）活動においては、限られた人数で活動するため、個々の委員の負担が大きく、そのうえ、日々の活動が目に見える形で評価される機会が少ないことから、これらが要因となって、参加する意欲、活動する意欲の低下につながっているものと推測される。現状では、活動費の補助はできるだけ行っているが、さらに、活動に対して表彰を行うなど、学生の達成感が一層得られるような対策を検

討していきたい。

就職関連では、「教養・キャリア基礎演習Ⅱ」などの内容の充実が課題である。就職支援においては、就業先が学生に求めるものが学科によって異なることが分かっており、学生がスムーズに社会に移行できるような内容にしていく必要があると考える。全学科共通では、「社会人基礎力」が求められており、授業・講座だけでなく、普段の学生生活を通して身に付けることも必要である。よって、学生・キャリア支援課職員が連携し、「社会に出る前の最後の学びの場」としていかに学生生活を充実させるかが課題である。また、就職支援の方法は時代と共に変化していくスピードが早いので、常に新しい情報を収集し必要であれば素早く取り入れていく柔軟性が課題である。

「就職支援コーナー」の充実も課題である。現状でも学生が自由に求人票など閲覧できる状態ではあるが、就職活動をスムーズに行える環境を整えることを検討していきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

学生・キャリア支援課では、学生満足度調査だけでなく、保護者の満足度調査、短期大学生調査など複数の調査を行い、ステークホルダーの要望を聞く体制を整えている。調査結果は、集約・分析し、学生支援委員会委員を通じて学科ごとにフィードバックし、学科内の学生支援での取組に反映できるようにしている。また、学生FD委員会が出された要望を集約・分析し、まとめたものを学長に提出するなど、上層部にも確実に伝わる素早い対応を行っている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

Ⅱ-A 教育課程 自己点検・評価に基づく改善計画

教育の水準の維持・向上に向けて、平成30年4月に「教学マネジメントに関する要項」を制定した。これは、本学の建学の精神に基づく教育理念のもとで設置目的を達成するための方針を定め、教育課程の実施に係る内部組織を整備し、教育を実践するとともに、評価・改善を図りながら教育の質向上を図る組織的な取組を行うことを規定したものである。本学と学科ごとの設置目的及び学科ごとの教育目標に基づく三つのポリシーに向けた不断の見直しを図り、引き続き短期大学士としての要件を満たしうる力を身に付けていく。そのためにも、組織的な取組となるよう、FD活動の充実と、学生指導や支援に反映させるために学生の学修状況及び学修成果に関するデータを活用し、教育の質向上に努めている。

地域貢献では、大垣市との間で地域包括協定を締結してから一層活発になり、各学科の専門性を活かした連携の取組が行ってきた。また、職業実践力育成プログラム（BP）では、地方公共団体や企業等と連携しており、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムに認定された2講座について、社会人を対象に開講している。

学科間の交流では、初年次教育の見直しを行い、毎年度、総合教育センターが「初年次教育実施要項」を作成している。その初年次教育の取組の一部として、全学科の学生で交流する「初年次教育基礎ゼミ」を平成 25 年度から実施している。この取組では、原則として学科長を除く全専任教員が全学科の 1 年次生 7 人～10 人程度を担当し、学科を超えた学生同士の交流と科目の到達目標の達成を図ることができるよう指導している。学生には、課題作文を読んで自分の考えをしっかりと発表し、他の学生の発表をしっかりと聴くことで、様々な目標を持って学ぶ仲間がいることを認識できる、有意義な機会である。

系統立てた学びの質を高めるため、「カリキュラム・マップ」と「カリキュラム・ツリー」を全学科と教養科目で作成し公表することで、学生自らが主体的に学ぶ環境を整備している。

シラバスは、受講する学生が授業の目的や流れを理解し、学修に効果的に取り組むとともに、授業担当者も学生に対して適切な学修の指導と支援を行うことができることを目的に作成するよう、シラバスの作成要領を作成している。シラバス作成においては、建学の精神から各授業科目までの一貫性を重視している。学修成果を検証する基準（各授業で到達の評価基準と検証方法を明示）として観点別評価をすべての授業科目で行い、学修成果の明確化と向上に努めている。

II-B 学生支援 自己点検・評価に基づく改善計画

教員が学生の学修成果の獲得に向けた責任を果たすうえで、カリキュラムの充実と学修評価の改善が求められ、全学科で科目の系統化とそこで付けていくべき力を明確に示した「カリキュラム・マップ」の作成、これと関連して各授業における学修の評価基準について、ルーブリックを活用して明示していくことが課題であった。そこで平成 25 年度に教務委員会が中心となって、各学科と教養科目の「カリキュラム・マップ」と「カリキュラム・ツリー」を作成し、公表してきた。また、平成 28 年度には各学科、教養科目及びキャリア教育のルーブリックを作成し、毎年度見直しを行っている。

また、平成 27 年度には総合教育センターが「大垣女子短期大学における学修成果にかかる評価及び調査等の実施に関する基本方針」を策定し、平成 28 年度には、本学の卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）に沿って編成した、教育課程を中心とする教育活動による学生の学修成果及び教育効果について評価し、検証するための具体的手立て「大垣女子短期大学学修成果及び教育効果の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」を定めた。これらの実施状況については、当然ながら事務職員も理解をしており、他部署と連携を図りながら、教員と学生への対応能力を高めてきている。

教育資源の有効活用について、学生の学びを支える図書資料の継続的な充実は、図書・生涯学習委員会が中心となって、各学科で学生の学びに必要な図書を希望図書として選定し、予算の範囲内で購入をしてきており、毎年度充実してきている。また、授業でインターネットを活用できるよう、ICT委員会を設置し検討を重ね整備を進めている。

学修成果の活用やシラバスへの記載等については、前述の教育課程の実施状況等で

も記述しているとおおり、「カリキュラム・マップ」と「カリキュラム・ツリー」、「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」の策定及び改正を実施し、「教学マネジメントに関する要項」に、組織的な取組ができるよう整備している。

フランス国からの特別聴講学生が毎年度数人いるが、連携協定上の制約もあり、学修プログラムは十分とはいえないことから、他の学生との交流を活発化させ、積極的に学科行事、学友会（学生自治会）行事、地域行事への参加を促すなど、学生生活を一層豊かに過ごせるよう、引き続き留学生制度の在り方を検討していく。

多様化した学生への支援では、学生個々の状況に応じた対応が必要となり、総合的な支援体制の整備と仕組作りが課題となっている。平成 25 年 6 月に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が、平成 28 年 4 月に施行されたことに合わせて、本学では「大垣女子短期大学における特別な配慮が必要な学生への支援に関する基本方針」と、「特別な配慮が必要な学生への支援に関するガイドライン」をまとめた。これにより、具体的な支援の目的や、支援体制を整えることができた。

学生の厚生補導に関しては、多様な支援を必要とする学生が増加していることから、保健室の隣に配置した学生相談室にて、メンタルヘルスケアやカウンセリングを行っている。学生相談室では、修学上の様々な問題や悩み（クラブ活動・家庭・健康・障がい・人間関係・ハラスメント・性別・進路等）など、誰に相談して良いのかわからないとき、相談できる相手がいないときに気軽に利用するよう呼び掛けており、専用のメールアドレスで 24 時間の相談予約受付を行っている。

障がいのある学生を受け入れるための施設の整備については、すべての校舎入り口をバリアフリー化しており、また、複数の校舎の 1 階に身障者用トイレを設置するなど、徐々に整備を進めている。

学生の就職指導については、働く力や就業力の育成について、教員と学生・キャリア支援課職員が協働して取り組んできているところであるが、平成 28 年度に岐阜県との間で就職支援に関する協定を締結するなど、地域社会を支える人材の育成・確保に向けて相互に取り組み、学生の就職支援に向け対応してきた。4 学科で最も課題であるデザイン美術学科の就職率向上策について、教養科目の「教養・キャリア基礎演習Ⅰ」「教養・キャリア基礎演習Ⅱ」及び就職支援講座の内容について、就業力、社会人基礎力、コミュニケーション能力を養うことに重点を置いた取組を行ったことで、一般企業への就職率が高くなった。また、教務・学生システムにより、学生の情報を学生・キャリア支援課内で共有することができ、適切な個別対応を行うことができた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）に基づき、各授業科目が卒業するまでに身に付ける能力のどの項目と関連するののかについて、授業科目と教育目標の関係を示した「カリキュラム・マップ」と、授業科目の系統性と学修の順序を示した「カリキュラム・ツリー」の作成と公表を行った。一方、その「カリキュラム・ツリー」と教育課程の関係性をわかりやすくするために、各授業科目にナンバリングすることが課題であったが、令和元年度に「科目ナンバリングに関する要項」と「科目ナンバリング実施の手引き」を策定し、授業科目に適切な番号を付して分類することで、

学修の段階や順序等を示すことができた。

本学も独自の形態や内容で「初年次教育」に取り組んでいるが、2年制又は3年制という修学期間の短さと、職業的能力や資格・免許等の取得に向けた過密な時間割のため、十分な時間をかけた取組を行うことは困難な状況にある。一方で、高等教育機関への進学率が高くなるとともに入学者のニーズが多様化する現状から、初年次教育の重要性はさらに高まってきており、短期大学においても充実した内容の構築が課題となっていることから、毎年度の入学生の状況をみながら対応を図るなど、長期的な検討課題となる。

教育の質保証と学生の学びの質向上には、「学修成果の可視化」が必要であることから、本学も建学の精神に基づく諸方針の整備とともに、これを授業の到達目標に結び付けていく目標の体系化にも取り組んできた。学修成果の可視化については、成績評価に加えた観点別評価を導入し、学修支援ポータル(教学システム)の活用を進めてきたが、ネットワークに関する専門知識を持った職員が不在のため、セキュリティ上の懸念からシステムの運用を停止してきた。しかし、学修成果の可視化をより積極的に推進するために、ネットワークに関する専門知識を持った職員を養成、配置し、ICT委員会と教務委員会が連携して教学システムを有効活用していく。

また、令和元年度のFD研修会で全教員の作成を実施したティーチングポートフォリオについては、目標に準拠した学修成果の実施と、学生の学びに向けた目標の明確化と学修成果の深化、本学における人材育成に関する成果の明示のため、一定期間ごとの作成を推奨し、総合教育センターが情報提供や支援を行っている。

FD研修会への参加については、教職協働への理解を深めるとともにSD活動とも連携した教育の質向上を推進するため、必要に応じて事務職員にも参加を促すこととしている。

教職員は、限られた時間で多種多様な業務の役割を担っている。そのため、学生の学修支援などに十分な取組が行われていない実態もある。平成29年度には、近隣の旧学校法人岐阜経済大学と法人合併をしたことから、学校法人大垣総合学園として、施設・設備の整備と組織の在り方、教職員の人材育成について検討しているところである。

学生の厚生補導に関する業務は、学生の多様化とともに今後ますます複雑化してくると推察される。それに伴い、学生・キャリア支援課職員の対応力が求められる。そのためには情報の共有はもちろんのこと、職員個々のスキルアップが課題である。特に、近年増加している発達障害及びその疑いのある学生に関する知識や対応時に起こる様々な事象にどう対処するのかを判断する力は必要である。また、判断基準に個人差がないよう、学生・キャリア支援課内での擦合せも必要であり、一定以上の水準を保つことで、学生サービスにつながると考えている。

就職支援では、「教養・キャリア基礎演習Ⅱ」の内容のブラッシュアップが課題である。「卒業生雇用主アンケート調査」、「就職支援に関する各講座等に係る調査」の結果や各学科の総括から見直しを図り、各学科に合わせた内容を検討する。また、学生が自身の意思を持って社会に出ることができるよう、ライフプランを含めて就業観を育み、キャリアカウンセリングを行うことで、就職率・就職希望率の向上につなげていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編成している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

大垣女子短期大学の教員組織は、「教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）」に基づき、短期大学設置基準に定める専任教員数（32人）を充足している。また、資格、免許に係る指定規則等にも則って編成している。

専任教員の職位別人数は、令和3年度は教授15人、准教授10人、講師6人、助教1人である。その職位は、教員の教育実績や研究業績に基づいており、短期大学設置基準の規定を充足している。

また、専任教員の年齢構成は、60歳～69歳は8人、50歳～59歳は12人、40歳～49歳は9人、30歳～39歳は2人、29歳以下は1人となっており、ベテラン・中堅・若手とで構成している。

非常勤講師は、各学科が科目の専門性等を鑑みながら委嘱しており、補助教員は配置していないが、その役割を担う非常勤の指導助手を、音楽総合学科、歯科衛生学科のそれぞれで委嘱している。

専任教員の採用・昇任については、「大垣女子短期大学教育職員の採用に関する規程」及び「大垣女子短期大学教育職員の資格基準に関する規程」に基づき適切に行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加等）は、教育活動に支障が生じない範囲で教員個人の裁量に任せている。各専任教員の主な教育研究業績、所属学会、社会的活動業績は、大学ホームページの「教員一覧」で広く公表している。

科学研究費補助金は、令和3年度は5件の申請をしたものの、残念ながらすべて不採択であった。しかし、共同研究の分担者として令和3年度は2名2件の分担金を獲得した。

教員の研究活動に関する規程は、「大垣女子短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」、「大垣女子短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」に係る実施要領、「公的研究費に係る内部監査の実施要領」、「大垣女子短期大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程」、「大垣女子短期大学研究費取扱規程」、「大垣女子短期大学公的研究費補助金取扱いに関する規程」、「大垣女子短期大学研究倫理基準」、「人対象研究の審査に関する内規」で定め、公的研究費を含む学術研究が適切な方法で進められ、その信頼性と公平性を確保することを目的として、研究者が研究遂行のうえで遵守すべき行動や態度の倫理的基準を定めている。

本学は、毎年度「紀要」を発行しており、既に62号発刊となった。令和3年度は、総説1本、原著論文5本（学内者6人）、資料12本（学内者1人）を収めている。これらの研究成果は学生への教育に資するところが多大であり、また、それぞれの所属学会にも寄与している。なお、紀要への投稿については、「大垣女子短期大学紀要投稿に関する内規」に具体的ルールを定め、運用している。

すべての専任教員は、研究を行う研究室を有している。研究室の面積は平均24㎡程度であり、オフィスアワー等を行う場合でも十分な広さを確保している。一部の専任教員は、2名が在室する部屋を研究室としているが、研究上の支障はない。

専任教員には、本学での教育に費やす時間以外に、研究や研修等を行う時間が確保されている。授業期間については週32時間の勤務としており、担当授業時間以外の時間は、研究に充てることができる。また、授業がない期間は、多くの時間を研究等に充てることが可能となるよう配慮している。

専任教員の海外での研究活動（留学、海外派遣、国際会議出席等）に関することは、

「大垣女子短期大学研究費取扱規程」、「大垣女子短期大学海外旅費規程」を整備し、これらにより運用しているが、令和3年度は実績がなかった。

専任教員のFD活動は、毎年度1回以上全教員参加のFD研修会を実施している。この研修会は、総合教育センター及び教務委員会FD専門部会が企画し、FD研修会実施要項に基づき、運営している。令和3年度はコロナ禍で急速に進んだICT活用についての情報共有やICTツールの使用例をテーマとしたFD研修会を9月に実施した。FD研修会への全教員の出席率は100%であった。また、研修会の運営を担う担当教員は、外部の研修会に多数参加し、知識と技術の向上に努めている。

FD研修会のほか、授業交流会も毎年度実施しており、令和3年度も多くの教員が課題意識を持って他の授業を参観し、互いに長所や改善点等を指摘し合うことで自己の授業を振り返って改善を図り、全学の授業改善を推進していくことを目的として実施した。

学修成果を向上させるため、専任教員は毎週開催する学科ごとの会議に出席、学科長は毎月第一金曜日に開催する学科長会議にそれぞれ出席し、学科間・教員間で積極的に情報交換を図っている。事務職員に対しても、学科長会議等において学科長が事務局管理職者と情報を共有するなど、学科と事務局の連携を密にしている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

事務組織の責任体制は、「学校法人大垣総合学園事務組織規程」において明確にしており、各事務職員は、オンラインが主流となった各種研修会に積極的に参加して専門知識の修得に努めている。

事務職員は、「総務課」、「学生・キャリア支援課」、「教務・入試広報課」のいずれかの業務を所管し、具体的な担当業務は、当該の管理職者が割り当てているが、個々の能力や適性に鑑みて担当業務を決定している。こうしたことにより、個々の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務関係規程は、前述の規程に加えて「学校法人大垣総合学園業務分掌規則」、「学校法人大垣総合学園文書取扱規程」、「学校法人大垣総合学園会計規則」、「学校法人大垣

総合学園資産運用規則」、「学校法人大垣総合学園会計規則施行規程」、「学校法人大垣総合学園物件の取得・購入事務取扱内規」、「学校法人大垣総合学園物件の管理事務取扱内規」等諸規程をそれぞれ定めている。

事務室は、正門すぐ右手のA号館1階に342.16㎡（ロビーを含む）の広さを有しており、ワンストップサービスが提供できるよう前述の3課は同じフロアで執務を行っている。このことにより、日常的に他部門の動向が判るため、相互に連携しやすく、時間帯によっては人員が手薄となる部門のフォローがしやすいというメリットもある。

情報機器は、専任教員及び専任事務職員1人1台のパソコンを貸与しており、専任事務職員は学内サーバーにデータ保存できるなど、適切に情報機器を導入、活用している。

事務職員が日常的に必要な備品等については、日常業務に支障がないよう、キャビネットを部門ごとの執務空間のすぐそばに配置し、夜間及び休日は格納して施錠している。そのほか、事務局全体に必要な備品、部門ごとに必要な備品は、使用頻度と金額を考慮の上、管理職者が必要と判断した場合に導入している。

事務職員のSD活動は、「大垣女子短期大学FD・SD推進委員会規程」を整備したうえで毎年度SD活動に係る方針を策定し、FD活動に係る方針とともに年度初めに学内に表明している。事務職員は、オンラインが主流となった外部の各種団体主催の研修会に参加し、事務職員としての能力開発を行い、そこで得た知識をほかの事務職員に教示している。こうしたことにより、直接的、間接的に教育研究活動等の支援を図っている。また、毎月第3火曜日に事務職員対象のSD研修会を開催している。毎回テーマを決めた上で関係業務に携わっている事務職員の一人が講師役となり、その内容を教示している。このSD研修会は毎月定例としているため、参加率は毎回80%を上回っている。告知は、学内専用Web掲示板（Group Session）により全専任教員、事務職員に対して行っていることから、テーマによっては専任教員の参加がある回もある。さらに、専任教員も含めた全学でのSD研修会も開催しており、令和3年度は11月に開催し、構成員の100%に近い96%の参加があった。

事務職員は、所属の管理職者を中心に日常的に業務の見直しや事務処理の改善に、不断の努力を続けている。組織的な点検・評価は行っていないが、勤続年数や経験年数の長短に捉われず、部門ごとに業務の見直しや事務処理の改善を行っている。

事務職員は、学生の学修成果の獲得が向上するよう、日常的に教員や関係部署と打合せを行うなど、常に連携している。専任教員は、毎日事務局を訪問することを全学的な習慣としていることから、日常的に対面での打合せなど、日々連携を図ることは容易に可能である。また、他部門の事務職員とは、前述のとおり常に同じ空間で執務していることから、連携する先方の動きに配慮しながらも、すぐに打合せに入ることができる環境であり、日常的に連携を図ることへの障害はない。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

専任教員及び事務職員の就業に関することは、「学校法人大垣総合学園（大垣女子短期大学）職員規則」をはじめ、関係諸規程で定めており、これらの規程は、学内専用Web掲示板（Group Session）により、誰もがいつでも閲覧できるようにしている。

専任教員の就業は、前期・後期それぞれの勤務予定表により教員が申告し、学科長を経て学長が承認している。専任教員は、自らの責任のもとで日々就業し、出勤簿に捺印している。事務職員は、出勤簿に捺印するとともに、本学所定の「勤務報告書」によって各課長が時間管理し、超過勤務を行う場合は、予め「勤務報告書」で所属課長の承認を得たうえでやっている。

出張は、専任教員、事務職員ともに事前に管理職者の出張命令を受けて実行している。出張中は、常に管理職者との間で連絡できるように配慮している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員に欠員が生じる場合、独立行政法人科学技術振興機構が運営するJREC=IN（研究者人材データベース）を利用して公募している。しかし過去には、教育研究業績等の条件が合わない応募者もあるなどしたことがあった。特定分野の人材補充をするケースがほとんどであるが、専任教員の採用条件に妥協することなく、安定的に優秀な人材を確保し、短期大学設置基準を上回る人数の採用ができるかが課題である。

本学は、地方の小規模な短期大学であることを利点と捉えている。専任教員が学生と日常的かつ頻繁にコミュニケーションを図ることを重視しており、学生一人ひとりを大切にする教育を実践している。このことにより、教員と学生との間の距離は大変近く、学生にとって学修に取り組みやすい環境となっており、本学の特徴のひとつである。これには、全教員の教育活動に対する強い思い入れが込められている。

一方で、研究活動に力を注ぐ者が少ないことから、科学研究費補助金などの外部資金の獲得に向け、専任教員の意識改革を促していく必要がある。しかし、研究活動がし難い芸術系の学科も設置しているため、全学的に足並みを揃えた意識改革には、大きな課題がある。

昨今、学業以外にも多くの悩みを抱えている学生が増えてきている。そのため教員は、自分が日々実践している『教育』という人を作る崇高な仕事に就いているということを感じ、その使命を全うする努力、姿勢を構築していくことが課題である。

事務職員数は、同規模の他短大と比較すると同等かやや少なめであると考えているが、現状の経営状況からすると安易な増員はできない。事務職員数と学生数は、一概に比例するものではないが、今後も事務職員数は増やすことなく、欠員が生じた場合には、派遣又はアルバイト等の非正規職員による対応としており、いかに学生サービスと大学事務の質保証が担保できるかが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地面積は、岐阜協立大学看護学部看護学科が使用する校舎（I号館）の校地も含み 29,672 m²であり、その面積は短期大学設置基準を上回っている。そのうち、運動場の面積は 8,351 m²であり、教育や課外活動を行ううえで支障がない面積である。

校舎面積は、全 11 棟合計で 21,189 m²であり、岐阜協立大学の専用又は共用の部分もあるが、この面積もまた短期大学設置基準を大きく上回っている。校舎間の通路はすべてバリアフリーであり、障がいのある学生等にも対応している。エレベーターは B号館（4階建）、C号館（3階建）、I号館（3階建）にそれぞれ設置している。

体育館は一部 2階建で 1,596.88 m²の面積があり、本学の教育課程上、適当な広さを有している。

岐阜協立大学専用又は共用を含む講義室は全 11 室、演習室は全 6 室、実験・実習室は全 58 室、情報処理学習室は全 2 室を用意し、学科ごとの教育課程編成・実施の方針（C P : カリキュラム・ポリシー）に基づいて行う授業に対応できる十分な数を整備している。

授業を行うための機器・備品については、各学科の要望に応じて適切に購入、修繕等整備している。講義室、一部の演習室、実習室には視聴覚機器類を整備しており、これらの機器は半期ごとに事務職員が点検を行っている。点検の結果、不良箇所を発見した場合には、その都度迅速に修理等の対応をしている。本学は、設置学科の特性上、楽器類を多数整備している。これらのうちピアノは専門業者による調律を定期的に行っており、適切に維持・管理している。管楽器については、楽器修理のスペシャリストが専任教員として 2 名在籍していることから、学内で修理できることが大きな強みである。また、吹奏楽楽器は、大編成が可能な種類・数の楽器を所有している。

情報処理学習室及びデザイン美術学科専用のコンピュータ教室に整備している情報機器類は、教育に支障がない適当な台数を用意している。また、授業での使用はもちろん、授業時間外にもコンピュータによる課題制作などに取り組む学生がいることから、機器の異常や故障が発生した場合には、専任教員、事務職員、専門業者が適宜対応している。専門的なソフトウェアの更新や、OS（オペレーティングシステム）などの基本的なソフトウェアの更新作業は、専任教員と事務職員が専門業者と連携し、行っている。

歯科衛生学科では、歯科臨床実習用の診療ユニットを多数設置しているが、教育の一環として専任教員の指導のもと、1 か月に 1 回学生による簡単な点検と、年 1 回専門業者による定期点検を行っている。なお、平成 25 年度に G201 教室（歯科基礎実習室）、平成 28 年度に G103 教室（第 2 歯科臨床実習室）、平成 30 年度に G101 教室（第 1 歯科臨床実習室）のユニット等の全面改修を行っている。また、令和元年度にはデジタル X 線装置と歯科診療台との間で情報連携等をする映像配信システムを G101 教室及び G103 教室に整備している。

図書館は面積が 926.85 m²あり、図書は 93,056 冊、CD や DVD など視聴覚資料は 3,827 点を所有、閲覧室用座席 123 席を設けて学修、読書にふさわしい環境を整えている。また図書購入にあたっては、「学科推薦」、「学生希望」、「図書館推薦」それぞれで選定を進め、「学校法人大垣総合学園会計規則」、「学校法人大垣総合学園会計規則施行規程」、「学校法人大垣総合学園物件の取得・購入事務取扱内規」により執行している。特に学生希望の図書については、リクエストボックスを設けて常時受け付け、リクエストがあった際には、特に迅速に執行している。除却の仕組みについては、前述の規則、規程により適切に実施している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

固定資産は、「学校法人大垣総合学園会計規則」、「学校法人大垣総合学園会計規則施行規程」、「学校法人大垣総合学園物件の取得・購入事務取扱内規」、「学校法人大垣総合学園物件の管理事務取扱内規」に基づき、各学科及び各課が管理している。

地震への備えと防犯対策に関しては、学生が注意すべき事項を学生要覧に掲載し、注意を喚起している。

令和 3 年度は、学内の全専任教員及び事務職員を対象に、火災発生を想定した避難訓練と、水消火器による操作演習及び救助袋の実演を行い、改めて防火意識の高揚に努めた。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、外部業者と契約を交わしたうえで、定期的にコンピュータシステムの管理運用に関する助言を受けながら、不正アクセスやコンピュータウイルス等に対して最善の対策を講ずるよう配慮している。また、コンピュータシステムの管理運用に際して、平成 28 年度に「情報セキュリティーポリシー」を策定し、コンピュータ類の管理とともに情報セキュリティー管理上の役割と権限を明確にした。

省エネルギー対策に関して、日頃から不要な照明をこまめに消すなど、細かい心掛けをしているのはもちろん、教室、廊下等の照明器具を LED 化することにより、省エネルギー化を図っている。また、トイレ等には人感センサー付きのものを採用し、一層の省エネルギー化を図っている。照明器具の LED 化は、平成 28 年度から使用頻度による優先順を定めて計画的に行っている。空調機器は、設置から相当年数経過した古いものから順に省エネルギータイプの機種に更新することも計画的に行っているのと同時に、専門業者による定期点検を年 2 回行っている。さらに、専用の計測器を設置し、学内全体の電力使用量を監視している。本学では、このように積極的かつ計画的に省エネルギー対策に取り組んでいる。

省資源対策として、資源ごみはリサイクル化推進の観点から構内のゴミ集積場に集積し、専門業者に定期的な回収を委託している。また、特に紙類のリサイクル化を推進しており、ダンボールはもちろん、雑誌、チラシ、シュレッダーごみ等について、構内のゴミ集積場に保管倉庫を設けて集積し、古紙回収業者に定期的な回収を委託している。なお、この保管倉庫は日常的には施錠し、防犯、防火の措置を講じている。機密書類も同様に学内で一定時期に集積し、機密書類処理業者による溶解処理を委託している。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

本学は開学して 53 年が経過したが、竣工から 50 年超あるいは 40 年以上が経過した校舎が複数存在し、老朽化に伴う修繕が必要な箇所が増えてきている。校舎建替えを

行ったのは平成 16 年度が直近であり、以降は一部改修や部分的な修繕により維持している。一方で、近年は経営の安定化を図るため、急を要しない改修や修繕を先延ばしにしており、財政の安定化と老朽化した建物等への手立てという、相反する課題をどのように仕分けしていくかが大きな課題である。しかしながら、学生の安全確保や教育研究環境の維持・向上の観点から、限られた予算のなかで優先して取り組むべきものから整備を進めていく。

現在のところ、専門業者に委託する定期点検等も含め、維持管理は適切にできているものの、老朽化した施設・設備修繕のための費用捻出もまた、重要課題となっている。よって、経営状況の改善に取り組みつつ、不具合箇所の改修や修繕等に係る予算を一層計画的に配分し、整備を進めたい。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学科ごとの「教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）」に基づいて、学生の学修支援及び情報処理能力の向上のために、必要な学内 LAN 設備、コンピュータ関連設備、備品などを整備し、提供している。また、授業時間外も活用できるよう、授業で使用する時間以外はコンピュータ教室を開放している。さらに、ロビーやサロンなどにコンピュータを配備して、学生利用に対する便宜を図っている。また、情

報処理技術の向上のため、全学科の教養科目のうち、選択科目（一部の学科では必修科目）として「情報科学」、「情報活用」を開講。学生は、必要に応じて本科目を履修することができる。

学科ごとのコンピュータ整備状況は、幼児教育学科では、実習に関わる教材作成や「子ども研究」の論文作成などを行うためにコンピュータ 4 台を専用室（H206 教室）に配備し、学生が自由に使用できる場を提供している。

デザイン美術学科では、デジタルキャラクターの作成、アニメーション制作等で使用する専門的なソフトウェアの充実とハードウェアの動作性能の向上を図っており、コンピュータ教室（D302、D303、D304、D402 各教室）のソフトウェア及びハードウェアの更新を定期的に行っている。なお、これらコンピュータ教室のうち D302 教室及び D303 教室は、本学科の専門科目以外に、前述の教養科目「情報科学」、「情報活用」でも使用している。

音楽総合学科では、学生自ら作成・編集した楽譜、あるいは録音した音源から起こした楽譜を作成する専用ソフトを備えたコンピュータを B303 教室に整備している。また、このコンピュータは、音楽療法コースの卒業論文制作でも使用している。また、2 階サロンに学生用パソコンを設置し、各コースのプレゼンテーションや発表授業の資料作成などに活用している。

歯科衛生学科では、レントゲン写真の撮影について、近年多くの歯科医院等が従来のレントゲンフィルムからデジタル X 線装置での撮影に移行していることを踏まえて、G106 教室（エックス線室）にパノラマデジタル X 線装置を平成 28 年度に導入した。これと同時に G103 教室（第 2 歯科臨床実習室）、平成 30 年度には G101 教室（第 1 歯科臨床実習室）の大規模改修をそれぞれ行った。さらに専門的なコンピュータの利用技術の向上を図るべく、令和元年度には、学修環境を一層歯科医療の現場に近付けるため、デジタル X 線装置と G101 教室及び G103 教室に配備した歯科診療台との間で情報連携等を行う映像配信システムを導入した。

専任教員には、個々の研究室に学内 LAN（有線）とコンピュータを配備している。また、授業で学生がプレゼンテーションを行う場面もあるため、一部の教室にノートパソコンを備え付け、それ以外の教室でもパソコンを使用したプレゼンテーションができるよう、複数台のノートパソコンを事務局で所有しており、必要の都度貸し出ししている。また、一部の教室に学内 LAN（有線）を整え、これを活用してインターネット検索や動画視聴するなど、一層効果的な授業を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

前述のとおり、パソコンなどコンピュータ関連設備及び学内 LAN 等には、できるだけ整備をしているところであり、未整備の教室においても今後、順次整備していく方針である。このようにハード面においては設備の充実を図っている。一方、コンピュータ機器の日常的な維持管理や、より高度な活用方法の指導、機器の性能向上に伴う計画的な設備更新の提案などを行う人材が不足している。学内にコンピュータ関連設備、学内 LAN 設備等が増加、充実していくにしたがって、こうした人材は一層必要であり、機器の一体的な管理・運用に対応し得る高度な知識・技能を持った人材の育

成又は雇用が課題である。

また、現状では学内LANのほとんどが有線LANであり、今後は、活用度の高いネットワーク環境を提供するために、学内全体に無線LAN環境を整えていく方針である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

過去3年間の学校法人全体の資金収支差額及び事業活動収支差額は、表10、表11に示すとおりである。

過去3年間の学校法人全体の資金収支差額は、平成31年度は71,878千円、令和2年度は130,643千円、令和3年度は198,653千円であった。

その後2か年は、大規模支出を伴う特殊要因がなかったこともあり、資金収入が資金支出を上回り、支払資金が増加した。

過去3年間の学校法人全体の事業活動収支差額は、残念ながらいずれの年度も支出が収入を上回った。

表10 過去3年間の資金収支差額（学校法人全体）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
資金収支差額	71,878千円	130,643千円	198,653千円

表11 過去3年間の事業活動収支の状況（学校法人全体）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
事業活動収入計	2,758,606千円	2,827,883千円	2,922,153千円
事業活動支出計	3,079,691千円	3,161,224千円	3,199,233千円
事業活動収支差額	△321,085千円	△333,341千円	△277,080千円

過去3年間の事業活動収支（短期大学分）は、表12に示すとおり平成31年度は△72,244千円、令和2年度は△78,658千円、令和3年度は△23,721千円であった。いずれの年度も大幅な支出超過であるが、令和3年度はそれまでの2か年と比較して改善した。支出超過原因は、入学定員未充足による学生生徒等納付金収入及びそれに伴う国庫補助金の伸び悩みと入学定員超過による国庫補助金の減額、そして、それら収入に見合わない多額の減価償却費にある。

表12 過去3年間の事業活動収支の状況（短期大学分）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
事業活動収入計	785,598千円	713,903千円	702,796千円
事業活動支出計	857,842千円	792,561千円	726,517千円
事業活動収支差額	△72,244千円	△78,658千円	△23,721千円

過去3年間の本学校法人の貸借対照表の状況は、表13に示すとおりである。令和3年度は、総資産のうち純資産の占める割合（純資産構成比率）が93.1%であり、負債

に関して、その内訳は次年度学生生徒等納付金である前受金と、退職給与引当金が大部分を占めており、借入金はないことから、令和4年3月31日現在の学校法人全体の財政状態は健全であるといえる。

しかし、事業活動収支は、入学定員未充足及び多額の減価償却費に起因する支出超過状態が続いており、この状態がさらに続けば健全な財政状態もいずれは悪化してしまうため、安定的に入学者数を確保し、健全な状態を維持・向上させたい。

表 13 過去3年間の貸借対照表の状況（学校法人全体）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
資産の部合計	17,906,821千円	17,566,111千円	17,143,076千円
負債の部合計	1,330,095千円	1,322,726千円	1,176,772千円
純資産の部合計	16,576,726千円	16,243,385千円	15,966,304千円
純資産構成比率	92.6%	92.5%	93.1%

資金運用は、「学校法人大垣総合学園資産運用規則」に基づき、適切に行っている。リスクの高い金融商品は避け、定期預金、国債といった、一般的に安全・安定的と考えられる金融商品で運用している。

過去3年間の短期大学における教育研究経費比率の状況は、表14に示すとおりであり、どの年度も30%を超えている。教育研究用の施設設備及び図書等についても、基準Ⅲ-B-1で記述したとおり、必要なものは計画的に予算計上し、適切に配分、執行している。

表 14 過去3年間の教育研究経費比率の状況（短期大学分）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
教育研究経費比率	32.0%	37.2%	34.0%

監査法人の監査には、積極的な協力体制をとっている。当該監査にかかる監査法人の意見及び指導に対しては、所管の総務課職員がその都度適切に対応している。また、会計処理上の特殊な事案が発生した場合、その都度監査法人の指示を仰いで処理しており、本学校法人の財務諸表は、その適正性が確保されている。

寄付金は、現在は修学支援及び教育研究設備の充実を目的として、年間を通じて募集している。寄付金は、総務課で管理簿により適切に管理し、募集目的に沿って使用している。なお、学校債は発行していない。

本学の過去3年間の入学定員充足率及び収容定員充足率等は、表15に示すとおりで

ある。平成 31 年度は 87.5%と 90%を下回ったが、令和 2 年度は 92.0%まで回復。さらに令和 3 年度入学手続者は、全学科で入学定員以上の人数を確保でき、入学定員充足率は 121.5%となった。加えて収容定員充足率は 100%を超えた。やはり、健全経営のためには安定的な入学者数の確保が必須といえる。幸い前述のとおり借入金はなく、資金繰りは安定していることから、本学校法人の財務体質は、健全に維持できているといえる。

表 15 大垣女子短期大学の過去 3 年間の入学者数推移等 (各年度 5 月 1 日現在)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入学定員	200 人	200 人	200 人
収容定員	660 人	580 人	500 人
入学者数	175 人	184 人	243 人
在籍者数	612 人	543 人	515 人
入学定員充足率	87.5%	92.0%	121.5%
収容定員充足率	92.7%	93.6%	103.0%

本学校法人では、平成 30 年度を初年度とする「学校法人大垣総合学園 ビジョン・中期計画 (2018~2022)」を策定した。以降、年度ごとの事業計画及び予算はこの計画に基づいており、令和 3 年度も各部門の方針等を集約、調整を図ったうえで、評議員会の審議を経て理事会で決定した。それら事業計画と予算は、学長の指示を受けて事務局長から各部門長、各部門長から各部門の構成員へと速やかに通達されている。

予算は、「学校法人大垣総合学園専決基準規程」、「学校法人大垣総合学園物件の取得・購入事務取扱内規」に則って適正に執行している。

日常の出納業務は、「学校法人大垣総合学園会計規則」に基づき総務課会計担当者が実施し、総務課長がこれを監督、さらに事務局長に報告している。また、とくに支出については法人事務局が一括して振込処理しており、管理監督体制は一層強固なものとなっている。資産及び資金の管理・運用は、「学校法人大垣総合学園資産運用規則」に則って適正に管理・運用し、資産管理簿及び資金出納簿に適切に記録している。

月次試算表は、毎月終了後に総務課会計担当者が速やかに作成して、総務課長、事務局長、副学長、理事である学長に報告、同時に法人事務局で集約して法人事務局長、副理事長に報告している。理事長には経営会議で定期的に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。

- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

学校法人大垣総合学園は、大垣女子短期大学看護学科を改組転換して、平成 31 年度に岐阜協立大学看護学部看護学科を設置した。これにより、大垣女子短期大学は 4 学科となったが、平成 30 年度に策定した「学校法人大垣総合学園 ビジョン・中期計画（2018～2022）」により、明確に方向性を示している。

全国的にも珍しい管打楽器リペアコースを擁する音楽総合学科、高い国家試験合格率と就職率を誇る歯科衛生学科については、年度によって増減はあるものの、総じて安定的な入学者を確保できているが、幼児教育学科とデザイン美術学科の入学定員未充足の解消が長年の課題であった。しかし、令和 3 年度入学予定者数は、全学科で入学定員を確保できた。

本学は、多様な分野の学科で形成する短期大学としてそれぞれの学科の特徴を活かし、継続した地域社会への貢献活動を行うことができることもまた強みである。

「学校法人大垣総合学園 ビジョン・中期計画（2018～2022）」では、「Ⅰ．教育改革」、「Ⅱ．学生生活の充実」、「Ⅲ．地域への貢献と連携」、「Ⅳ．教育組織・マネジメント」、「Ⅴ．戦略的経営」の 5 つの柱を掲げて、そのビジョンを示している。そのうち「Ⅴ．戦略的経営」において、学生募集活動、学納金、人事、施設設備の充実、外部資金の獲得について計画し、年度半ばに進捗状況をチェックしている。本学の遊休資産は、学生会館みずきの使用を全面的に停止、電力供給等も停止した。老朽化とランニングコストの削減に繋がるものであるが、取壊しには多額の出費が必要であることから、現時点では遊休資産と位置付けている。それ以外の所有資産は、すべて有効に活用している。

前途の計画では、各学科の定員は現状維持とし、主に入学者数の確保、学納金の増額、人件費の抑制、経常的経費の逡減などによって短期大学全体の収支バランスを見直し、計画の最終年度に黒字化としている。

各年度の事業報告及び財務諸表は本法人のホームページで公開し、「ビジョン・中期計画（2018～2022）」は学内専用 Web 掲示板で全専任教員、事務職員に示し、SD 研修会において説明する機会を設けるなど、危機意識を共有している。また、学科別収支計算書を作成、各学科に提供して学科運営に活用している。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

本学校法人は、貸借対照表では、財政状態は未だ健全であるといえるものの、本学の事業活動収支は入学定員未充足を要因とする支出超過の状態が続いており、かつ施設設備の老朽化による修繕箇所は年々増加している。入学定員未充足の傾向がこのまま続けば、いずれは財政も悪化してしまうことになる。

令和3年度の収容定員は、500人となった。このことにより、今後は僅かの定員割れでも本法人の財政に大きく影響することになるため、入学定員充足率を恒常的に安定化させることが重要である。

令和3年度入学予定者は全学科で入学定員を確保できたが、令和4年度は未充足である。よって、入学定員充足率を安定化させ、健全な財政状態を、維持したい。また、事業活動収支において収支均衡の状態に改善することはもちろん、老朽化した施設・設備の更新等に備えるため、資金収支においても、減価償却引当特定資産への繰入れを計画的に行いながら、支払資金が増加する経営を目指したい。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

旧学校法人大垣女子短期大学と旧学校法人岐阜経済大学が合併し、平成29年4月に学校法人大垣総合学園がスタートした。この合併は、18歳人口の減少を背景とする大学間競争に対処するとともに、地方創生等、地域の高等教育機関としての期待に従前に増して応えられるよう、双方が有する教育資源及び経営資源を一体的に有効活用し、もって経営基盤の強化を図るために行ったものである。この合併により、財政基盤は強固なものとなった。代表的なものとして岐阜協立大学看護学部看護学科の設置である。これには、大垣女子短期大学看護学科の人的、物的、教育的資源を最大限に有効活用したことにより、必要最小限の支出にとどめることができた。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

専任教員の募集は公募とし、独立行政法人科学技術振興機構が運営するJREC＝IN（研究者人材データベース）を利用して応募者を募っている。今後も必要な人材を必要な時期に安定的確保を目指していきたい。

研究活動において、過去に科学研究費補助金などの外部資金が採択された実績はあるが、近年は採択実績がなく、令和3年度も採択実績はなかった。引き続き、科学研究費補助金等各種の外部資金確保のため、研究委員会を中心に教員の意識改革を促し、科学研究費補助金の応募を推進している。

事務職員数は、同規模短大と比較すると同等あるいは少なめであると考えているが、現状の経営状況からすると安易な増員はできない。事務職員数と学生数は、一概に比例するものではないが、今後も専任職員を増やすことなく、止むを得ない場合には派遣やアルバイト等の非正規職員で対応しているが、現員でいかに大学事務と学生サービスの質保証を担保できるかが課題であり、引き続き学内外での研修を含め事務職員

個々の能力開発を推進したい。

教職員の人事管理は、整備した諸規程に基づき、適正に行っている。

本学は平成 31/令和元年度に開学 50 年となり、その歴史をともに長らく見守ってきた建物が複数あることから、老朽箇所が多くなっている。しかし、経営状況を鑑みて、修繕等の対応を先延ばし傾向にある。そのような状況下でも教育研究環境の維持・向上を図るため、限られた予算で優先順位を付け、物的資源の改修等整備を進めている。

各種設備に関するメンテナンスは、専門業者に委託する定期点検等も含め、適切に維持管理ができていますが、老朽化した施設設備が多くなっているため、それらの維持は喫緊の課題となっている。これについても、限られた予算のなかで優先順位を付け、物的資源の整備を順次進めている。

こうした現状と将来計画を踏まえたうえで、各年次の計画により継続的に準備を進めなければならない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育の質保証のため、担当授業科目を適切に教授できる教育研究業績を有した専任教員の確保が重要である。しかし現在の経営状況に鑑みると、安易な人的投資はできないこともまた、学内では共通理解できている。よって、退職者補充についても安易な募集とはせず、場合によっては学科を横断して教授でき得る能力を兼ね備えた人材の確保に努める。また、専任教員の定年到達年度を管理し、早い時期から後任者の人材確保に努める。

事務職員は、限られた人的資源を最大限に活用するため、学校法人全体での人員配置を計画しており、現在は各々のキャンパスで執務している両大学総務、財務部門の業務統合と、それに伴う適正な人員配置について、事務レベルで検討を重ねている。また、学生募集活動部門の業務統合についても進めており、できるだけ早期の統合を目指す。

老朽化が進んだ校舎については、現状行っている程度の部分的な修繕は今後も継続して行い、使用可能な状態にして機能を維持する。しかしいずれ到来する建替え時期に備え、中期計画の進行とともに入学定員の確保、人件費の抑制など、経営改善を進めることによって資金を調達、減価償却引当特定資産への繰入れを計画的に行ったうえで、古い校舎から建替えを行う。

学内のパソコンやLANなどのコンピュータ設備に関して、教員の利便性を高め、また、学生の学修効果を考慮している。教室へのパソコンの備付けと有線LANが未整備の教室については、今後も順次整備していく。また、現状では学内の一部箇所のみ整備の無線LANについても、使用状況及び経営状況を考慮しながら、拡充を進めたい。

これらコンピュータ設備の拡充を進めるにあたり、コンピュータやネットワークの高度な知識・技能を備えた人材が一層必要である。しかし現状では、専門知識を有した人材を雇用することは難しい。そのため、在職の事務職員 1 人を専任の担当と定め、日々のコンピュータ関連業務を行っている。そのなかで、外部有識者及び専門業者か

らノウハウを得ることにより、かつ外部で行われる研修等を受講することによって、人材を育成していく。

財政基盤を本学単体で捉えた場合、近年は減価償却引当特定資産への計画的な繰入れができていないため、十分な減価償却引当特定資産を有しているとはいえない。事業活動収支を収支均衡の状態にすることはもちろん、老朽化した施設設備の更新に備えるため、減価償却引当特定資産への定期的な繰入れを行ったうえで、支払資金が増加する経営を目指したい。そのために、まずは「学校法人大垣総合学園 ビジョン・中期計画（2018～2022）」を着実に実行していくことが重要であると考えている。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

機動力強化の観点から、学校法人大垣総合学園寄附行為第 5 条の規定を大幅に見直し、令和 2 年 4 月 1 日施行で理事は 5 人以上 7 人以内、監事は 2 人以上 3 人以内としたうえで、令和 3 年度は理事 6 人、監事 3 人で構成した。また、迅速な対応を図るため、理事長のほかに常勤の副理事長 1 人を置いている。

理事長は、日本を代表する企業グループのトップであり、業界の要職はもとより、地元経済界でも重要なポストに就くなど、その存在感は抜群である。新法人スタートと同時に本学校法人の理事長に就任したが、多方面にわたる知見が非常に高く、設置校の建学の精神、教育理念・目的等を十分に理解のうえ、強力なリーダーシップのもと、本学校法人を代表して業務を総理し、発展に寄与している。

理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、意見を求めている。

理事長は、学校法人大垣総合学園寄附行為第 15 条の規定に基づき、本学校法人の業務を決し、理事会を年に 4 回開催しているが、理事会は理事長が召集し、議長は理事長が務めている。なお理事長は、理事の職務の執行を適切に監督している。また、理事会及び評議員会には 3 人のうち 2 人以上の監事は必ず出席し、その都度意見を述べている。

理事会は、理事 6 人のうち半数の 3 人が外部理事であり、その 3 人がステークホルダーとしての役割も果たしていると考えており、その責任を果たしている。また、外部理事の経歴及び人脈は多岐にわたることから、学外の様々な情報が入手でき、理事及び監事同士の情報交換は、学外でも頻繁に行われている。

理事会は設置学校の運営に関する法的責任があることを、各役員は十分に理解しており、各役員は責任を持ってその運営にあたっている。

理事会は、「学校法人大垣総合学園経営会議規則」、「学校法人大垣総合学園組織規則」、「学校法人大垣総合学園理事会業務委任規則」、「学校法人大垣総合学園業務分掌規則」等、学校法人及び短期大学の運営に必要なかつ迅速な意思決定を図るための各規程を整備している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップは強力であるも、とくに役員及び評議員は、地元の行政機関や民間企業のトップ等要職者によって構成されていたことから、これまでは本職の業務と理事会の日程が重なり、やむを得ず理事会及び評議員会を欠席する事案が発生していた。しかし、理事長の強力なリーダーシップにより、役員及び評議員の定数を減らし、機動力の強化を図った。また、本学校法人特有の組織「サポート組織」を発足させ、役員及び評議員以外の有識者の意見を取り入れる構造を構築した。このように、理事長のリーダーシップは大いに発揮されていることから、これに関する課題はない。一方、コロナ禍ではあるが故、役員、評議員及びサポート組織構成員同士の情報共有を密に行うことが課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

前述のとおり、理事長は日本を代表する企業グループのトップであることから、多方面にわたって人脈がある。こうした人脈をフル活用し、本学校法人にメリットの可能性のある話題については、積極的に法人事務局に紹介するなどしている。

役員解任及び退任については、学校法人大垣総合学園寄附行為第 10 条に定め、適切に対応している。

役員及び評議員が機動力をもって学校法人の運営にあたるため、理事及び評議員の人数を大幅に縮小することの寄附行為の一部変更(令和 2 年 4 月 1 日施行)を行った。

また、役員が理事会を欠席することを解消するため、テレビ会議システムによる会議出席も可とする寄附行為の一部変更を行い、同様に令和 2 年 4 月 1 日施行とした。

加えて、本学校法人特有の組織「サポート組織」を発足させ、これまで学校法人運営に参画した各方面の有識者 17 人を構成員とし、理事会及び評議員会を支援する体制を整えた。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長の学校法人内での位置付け及び役割は、「学校法人大垣総合学園組織規則」及び「学校法人大垣総合学園理事会業務委任規則」の規定により、明確に示している。学長は、「大垣女子短期大学学長選出・任命等規程」に基づき候補者が選任され、理事会で承認を得て就任している。

学長は、教学運営の最高責任者として日常的に教学運営の職務遂行に努め、強力なリーダーシップを発揮している。学長は、人格が高潔で学識に優れ、大学運営に関して全専任教員、事務職員から認められており、建学の精神に基づき、教育の質保証に向け

て、常に努力をしている。

教授会は、「大垣女子短期大学学則」第 48 条の規定により設置され、「大垣女子短期大学教授会規程」第 4 条の規定に基づき、学長が議長となり、短期大学の教育活動について重要な事項を審議している。開催は月 1 回を原則とし、それ以外にも学長の判断により、適宜開催している。議事録は、「大垣女子短期大学教授会規程」第 9 条の規定に基づき、教務・入試広報課で作成、保管している。

教授会では、三つの方針「卒業認定・学位授与の方針（D P：ディプロマ・ポリシー）、教育課程・編成の方針（C P：カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（A P：アドミッション・ポリシー）」に加え、「学修成果等の検証に関するプラン（アセスメント・プラン）」を常に念頭において諸課題の議論をしているが、議論の結果が学修成果に結び付き、最終的には建学の精神の具現化につながっていると認識している。

学長は、教学に関する各種委員会を設置し、それぞれの規程に基づいて適切に運営している。議事録は、それぞれの委員会庶務を担当する事務局各課にて作成し、適切に保管している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学長が強いリーダーシップを発揮して本学を牽引している背景には、学長と専任教員、事務職員との間に信頼関係があることが挙げられる。

教学に関する各種委員会は学長の諮問機関となっており、多くの専任教員はこれら委員会の構成員である。これによって学長、専任教員の双方に業務上の負担がかかることが多い。このことが、教学における意思決定や教員の教育研究活動に影響を及ぼさないよう人員の配置を考慮したい。

教育系、医療系、芸術系と、多様な学科を有する本学ならではの取組を、本学すべての構成員が積極的、意欲的に参画できる意識改革が課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

平成 29 年度の法人合併にあたり、旧学校法人大垣女子短期大学の役員、評議員はもとより、本学の教員、事務職員、ステークホルダーからは、賛否の様々な意見が出された。その際学長は、強力なリーダーシップを発揮し、当時の理事長とともに意見集約と丁寧な説明者となって奔走した。その結果、大きな混乱もなく理事会、評議員会において合併推進の了解を取り付けた。

また、大垣女子短期大学看護学科を改組転換し、岐阜経済大学（現：岐阜協立大学）に看護学部看護学科を設置する計画を進めるか否かの議論となったときも、前述と同様に強力なリーダーシップを発揮して本学内の意見をまとめ上げた。

急速に拡大した新型コロナウイルス感染症の対策、授業の進め方等について、先頭に立って学内構成員に的確な指示を出した。また、入学式、卒業式は規模を縮小しながらも挙行了した。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、「学校法人大垣総合学園寄附行為」第 14 条の規定に基づき、学校法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況について、両大学の学長はじめ部門責任者との間で適宜ヒアリングを行うとともに適宜監査を実施している。また、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、適宜意見を述べている。

決算時の監査については、学校法人の業務、両大学の教育活動、財産の各状況及び学生募集活動の結果について、副理事長、学長及び事務局長から詳細な説明を受け、立ち会っている監査人からの報告も受けている。監事は適宜質疑を行うなど、適切に監査を実施している。監査結果について監査報告書を作成、署名捺印し、当該会計年度終了後 2 か月以内に開催する理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、学校法人大垣総合学園寄附行為第 19 条の規定に基づき、理事定数の 2 倍を超える数で構成しており、令和 3 年度の現員は 15 名である。また、私立学校法第 42 条に規定のとおり、評議員会は理事会の諮問機関としての機能を果たしており、あらかじめ評議員会の意見を聴く体制で運営をしている。また、理事会で承認された事項について評議員会で報告を行うなど、理事会と評議員会は常に情報共有を図っている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

教育情報は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、第三者が閲覧しやすいように本学ホームページに「教育情報の公開について」のシートを設けている。

私立学校法第 47 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 2 か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、それらは監査報告書とともに法人事務局及び大垣女子短期大学事務局に備えて置き、利害関係人から請求があった場合には、これを閲覧に供することができるようにしている。

また、学校法人大垣総合学園のホームページにこれらの情報を公開し、本学ホームページとのリンクも行っている。学校法人合併以前の旧学校法人大垣女子短期大学の事業報告は、大垣女子短期大学のホームページに掲載している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

平成 29 年度の新法人設立と同時に就任した理事長のリーダーシップのもと、地元政財界の要職者が役員及び評議員に就任しているが、この地域の特性として、政財界の各組織を活用した横の連携が強固であることから、本学校法人の経営にもそうした特性が大いに発揮されている。具体的には、例えば財界の会議等でも本学校法人の役員及び評議員が揃って顔を合わせる機会が多いことから、そうした会議の隙間時間を利用し、本学校法人の今後の方向性について適宜個別に意見交換が行われるなど、本学校法人の敷地外でも情報の共有が図られている。このように、日頃から強固な結束力により、確実な法人運営ができています。しかし、今後さらに大学間競争が激化すると予測される社会情勢のなかで、理事会の経営判断はたいへん難しいものになるため、適切かつ迅速な判断ができるよう、日常の意思疎通の向上とともに、適切な情報の迅速な提供を図っていくことが重要である。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

多くの社会的要職者で構成されている理事及び評議員の人数について、前述やむを得ず理事会又は評議員会を欠席する事案が発生していたが、その課題解消及び機動力の強化を目的として、各々定数の大幅減少をさせる旨寄附行為の一部変更を行い、令和 2 年 4 月 1 日に施行した。このことにより、役員及び評議員間の意思疎通及び判断にかかる機動力が向上した。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学校法人の合併以降、役員及び評議員の構成は前回の認証（第三者）評価受審時よりも大幅に変更となった増加したが、理事及び監事は、寄附行為に定めたとおり選任し、それぞれの経歴等を鑑みてバランスよく構成したうえで、理事会は適切に運営している。評議員は、寄附行為に定めたとおり選任し、それぞれの経歴等を鑑みてバランスよく構成し、評議員会は適切に運営している。今後は、理事会及び評議員会の開催回数も含め、理事、評議員相互の一層の連携と活性化を図っていくことが課題である。

教学に関する各種委員会の構成員である教員の人数は、各学科同数で選出していることから、学科によっては負担の大きい教員も生じている。今後も、負担過多とならないよう配慮していきたい。

理事長の強力なリーダーシップのもと、理事の強力な結束力によって確実な運営ができています。しかし、今後さらに大学間競争が激化すると予測されるなかで、理事会の判断は一層難しいものになるため、適切かつ迅速な意思の疎通を図っていかなければならない。このことに伴って寄附行為の一部変更を行い、少人数の理事、評議員構成とすることとし、令和2年4月1日施行したが、当初の目的どおり迅速な意思決定が行われている。

情報公開は、法令の趣旨に則り積極的に行っているが、特にホームページでの情報について、閲覧者が容易に掲載ページに辿り着くことができる構成となっているかどうか引き続き課題である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事長をトップとする理事相互の情報共有体制について、理事会開催日はもとより、事務局からの文書送付により、また、必要の際には理事間の一斉メールを活用するなど、日常的に情報共有を図っているが、今後さらにメール及びオンラインを活用した迅速な情報共有を図っていく。

本学専任教員は、教学に関する各種委員会の構成員になっている者が多くおり、そのことが負担となっている教員もいる。このことが、本来の教育研究活動に影響を及ぼさないよう配慮したい。例えば、事前にメール等により委員会での協議内容を共有することや、委員会の終了時間を定めたとえその時間内に終了するよう議事を進める工夫である。一部では実行できたが、引き続き負担過多への配慮を各方面に促す。

理事会の経営判断は、一層難しいものになると予測されるので、適切な判断ができるよう、意思疎通の向上とともに、確実かつ適切な情報の提供を図っていくことが重要であると考えている。

また、評議員の役割も重要性を増してきており、理事と同様に、確実かつ適切な情報の提供を図っていくことが重要である。

ホームページでの情報の公開について、閲覧者が容易に掲載ページに辿り着けるよう、ページ構成を見直していく。